

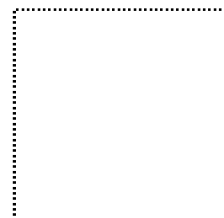
# 大阪市地域福祉基本計画

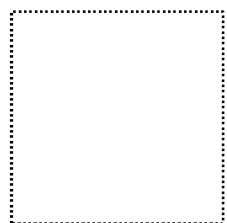
令和３年度～令和５年度

大阪市

この冊子には、両面に網目模様の音声コード（Uni-Voice）をつけています。  
（表などの音声のみの表現では難しいページは無い場合もあります。）

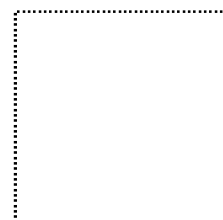
この音声コードを専用の読み取り装置を使用することで、冊子の掲載内容を  
音声で聞くことができます。音声コードはQRコードとは異なります。





## 目 次

|                                      |           |
|--------------------------------------|-----------|
| <b>第1章 計画の考え方</b>                    | <b>1</b>  |
| 1 計画策定の背景と趣旨                         | 1         |
| 2 計画の位置づけ                            | 3         |
| (1) 地域福祉基本計画の位置づけ                    | 3         |
| (2) 大阪市基本構想との関係                      | 8         |
| (3) 区地域福祉計画等との関係                     | 9         |
| (4) 分野別計画・関連計画等との関係                  | 9         |
| (5) 社会福祉協議会の地域福祉活動推進計画との関係           | 16        |
| 3 計画期間                               | 17        |
| 4 圏域の考え方                             | 18        |
| 5 計画の推進・評価の体制                        | 20        |
| <b>第2章 地域福祉を取り巻く現状</b>               | <b>21</b> |
| 1 統計データ等から見る大阪市の現状                   | 21        |
| (1) 大阪市における人口・世帯数等の推移                | 21        |
| (2) 市民の意識と活動の状況                      | 31        |
| (3) 地域における団体等の活動の状況                  | 38        |
| (4) 地域における社会問題の状況                    | 45        |
| 2 地域福祉にかかる法・制度の動向                    | 52        |
| (1) 地域共生社会の実現                        | 52        |
| (2) 成年後見制度の利用の促進                     | 64        |
| 3 各区の取り組み状況                          | 67        |
| (1) 取り組み状況について                       | 67        |
| (2) 課題と今後の方向性                        | 70        |
| 4 第1期計画「各区に共通する課題等への具体的な取り組み」の進捗状況   | 72        |
| (1) 相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制の整備 | 72        |
| (2) 福祉人材の育成・確保                       | 73        |
| (3) 権利擁護の取り組みの充実                     | 74        |
| <b>第3章 計画の基本理念と基本目標</b>              | <b>79</b> |
| 1 基本理念                               | 79        |
| 2 基本理念の考え方                           | 80        |
| (1) 人権尊重の視点                          | 80        |
| (2) 住民主体の地域づくりの視点                    | 82        |
| (3) ソーシャル・インクルージョンの視点                | 82        |
| (4) 福祉コミュニティ形成の視点                    | 83        |
| (5) 多様な主体の協働（マルチパートナーシップ）の視点         | 84        |
| 3 計画の基本目標                            | 85        |
| 4 計画の体系                              | 86        |
| 5 計画の指標                              | 87        |



|               |                             |           |
|---------------|-----------------------------|-----------|
| <b>基本目標 1</b> | <b>気にかける・つながる・支え合う地域づくり</b> | <b>90</b> |
| 1             | 住民主体の地域課題の解決力強化             | 90        |
| (1)           | 地域での支え合い、助け合いの意識づくり         | 90        |
| (2)           | 地域福祉活動への参加の促進               | 90        |
| (3)           | 住民が主体的に地域課題を把握し解決できる体制づくり   | 91        |
| (4)           | 専門職による地域福祉活動への支援について        | 92        |
| 2             | 地域福祉活動への多様な主体の参画と協働の推進      | 96        |
| (1)           | 多様な主体の参画と協働                 | 96        |
| (2)           | 社会資源の有効活用                   | 96        |
| 3             | 災害時等における要援護者への支援            | 100       |
| (1)           | 災害時における要援護者への支援             | 100       |
| (2)           | 災害時に備えた地域におけるつながりづくり        | 101       |

|               |                                   |            |
|---------------|-----------------------------------|------------|
| <b>基本目標 2</b> | <b>だれでも・いつでも・なんでも言える相談支援体制づくり</b> | <b>104</b> |
| 1             | 相談支援体制の充実                         | 104        |
| (1)           | 複合的な課題等を抱えた人への支援                  | 104        |
| (2)           | 相談支援体制を支える人材の育成・確保                | 106        |
| (3)           | 社会参加に向けた支援                        | 106        |
| 2             | 地域における見守り活動の充実                    | 112        |
| 3             | 権利擁護支援体制の強化                       | 114        |
| (1)           | 虐待防止の取り組みの推進                      | 114        |
| (2)           | 成年後見制度等の利用促進                      | 114        |

|            |                                  |            |
|------------|----------------------------------|------------|
| <b>第4章</b> | <b>各区に共通する課題等への具体的な取り組み</b>      | <b>118</b> |
| 1          | 相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制の整備 | 119        |
| 1-1        | 複合的な課題を抱えた人への支援体制の充実             | 119        |
| 1-2        | 要援護者の発見と地域における見守り体制の強化           | 121        |
| 2          | 福祉人材の育成・確保                       | 127        |
| 2-1        | 地域福祉活動への参加促進                     | 127        |
| 2-2        | 福祉専門職の育成・確保                      | 128        |
| 2-3        | 行政職員の専門性の向上                      | 131        |
| 3          | 権利擁護の取り組みの充実                     | 132        |
| 3-1        | 虐待防止に向けた地域連携の推進                  | 132        |
| 3-2        | 成年後見制度の利用促進                      | 134        |

## 資料編

|                                             |     |
|---------------------------------------------|-----|
| 用語解説                                        | 141 |
| 大阪市社会福祉審議会条例                                | 145 |
| 大阪市社会福祉審議会条例施行規則                            | 146 |
| 大阪市社会福祉審議会運営要綱                              | 148 |
| 大阪市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会 委員名簿                   | 151 |
| 大阪市地域福祉連絡会議設置要綱                             | 152 |
| 「大阪市地域福祉基本計画」策定の経過                          | 154 |
| 「大阪市地域福祉基本計画（素案）」に対するパブリック・コメント手続きの実施結果について | 155 |



## 第1章

## 計画の考え方

## 1 計画策定の背景と趣旨

地域には、年齢や性別、障がいの有無など、さまざまな特性や背景を持つ人々が住み、それぞれ異なった世帯構成や生活環境の中で暮らしています。

また、仕事や学校のほか、ボランティアなど、いろいろな理由で地域を訪れ、活動している人々もいます。

このように、多様な人々が暮らし、働き、学び、訪れる地域で、だれもが自分らしく安心して生活していくためには、住民や行政をはじめ、地域に関わるすべての人の力をあわせて、共に生き共に支え合い、みんなが生活を共に楽しむ地域を作り上げていく「地域福祉」を推進していく必要があります。

大阪市では平成16年3月に第1期の「大阪市地域福祉計画」（計画期間：平成16～平成20年度）を、平成21年3月に第2期計画（計画期間：平成21～平成23年度）を策定して、地域福祉の課題に対応するための理念と、市全体の方向性を定め、取り組みを進めてきました。

また、新しい住民自治の実現に向けて策定された「市政改革プラン」に基づく、「ニア・イズ・ベター」（補完性・近接性の原理）の考え方のもと、地域福祉においても、市全体で画一的な手法を用いるのではなく、それぞれの区が、地域の実情に応じて主体的に取り組むことを支援するため、平成24年12月に、めざすべき方向性や取り組むべき課題、大事にしてほしい考え方を示した「大阪市地域福祉推進指針」を策定しました。

各区では、この指針に沿って、区の実情にあった「区地域福祉計画（地域福祉ビジョン等）」（以下「区地域福祉計画等」という。）を順次策定し、それぞれ区の特徴ある地域福祉の取り組みが進められているところです。

一方で、少子高齢化や核家族化の急速な進展、就労形態の多様化等の社会経済状況の変化に伴い、地域におけるつながりの希薄化や社会的孤立、また、こどもの貧困、児童や高齢者、障がい者への虐待など福祉課題は一層複雑化・多様化・深刻化しています。

国においては、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現が重要であり、そのような地域づくりを育む仕組みへと転換していく改革が必要であるとされています。

このような地域づくりを進め、地域をとりまく情勢の変化やさまざまな福祉課題に的確に対応していくためには、より地域の実情に応じた、きめ細かな施策を充実させることが重要であり、各区の地域福祉を推進する取り組みを、さらに強力に支援していく必要があります。

加えて、福祉人材の育成・確保や権利擁護の取り組みなど各区に共通する課題や、法制度改正等への対応など基礎的な部分については、市域全体で取り組んでいく必要があります。

このような状況を踏まえ、これまでの取り組みの成果を活かしながら、地域福祉を推進していくため、平成 30 年 3 月に「大阪市地域福祉基本計画」（計画期間：平成 30 年度～令和 2 年度）を策定し、地域福祉を推進してきました。

地域福祉の推進は、平成 27 年の国連総会において採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」がめざす、「誰一人取り残さない」社会の実現にも欠かすことのできない取り組みです。

近年、全国各地で毎年のように大規模な自然災害が発生しており、大阪市においても台風・地震で大きな被害が生じていることから、人々の防災への関心・危機意識は非常に高まっており、今後発生するとされる南海トラフ巨大地震の被害想定等を踏まえた「大阪市地域防災計画」も策定されています。

また、令和 2 年には新型コロナウイルス感染症の流行が社会に非常に大きな影響を与えました。緊急事態宣言が発出されたことで、それまでの生活スタイルも大きく変化しました。対面でのコミュニケーションが基本となる地域福祉活動は大きな制約を受けることになりましたが、一方で、人と人が気かけあう関係性や社会とのつながりの大切さが再確認されました。

今回策定する「第 2 期 大阪市地域福祉基本計画」（以下、「本計画」という。）においては、このような非常事態やその他の人生の様々な困難に直面した時にも、人と人がつながりあい、支えあい、だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくりをめざします。



## 2 計画の位置づけ



### (1) 地域福祉基本計画の位置づけ ● ● ● ● ● ● ●

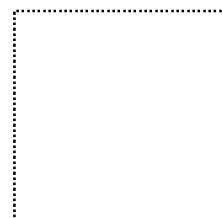
本計画は、各区の区地域福祉計画等と一体で、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」を形成するものであり、基本理念や市域全体で実施すべき基礎的な取り組み等を示し、各区の地域福祉の取り組みを支える計画です。

また、平成27年4月から生活困窮者自立支援制度が創設されたことに伴い、市町村地域福祉計画においては、生活困窮者自立支援方策の位置づけや既存の地域福祉施策との連携に関する事項も盛り込むこととされており、本計画では、複合的な課題を抱えていたり、制度の狭間に陥り生活に困窮している人々の自立を支援する取り組みについても記載しています。

【制度の概要については、第2章2(1)①(イ)生活困窮者自立支援制度(P53)に掲載しています。】

さらに、本計画は、認知症や障がいのため財産の管理や日常生活等に支障がある人が、地域で自分らしく安心して暮らしていくことを支える重要な手段である、成年後見制度に関する大阪市施策の方向性等についても記載しており、平成28年に公布された、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づき市町村が定める基本的な計画としての位置づけを有しています。

【取り組み内容については、第4章3-2成年後見制度の利用促進(P134)に掲載しています。】



【参考】 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）（抄）

（地域福祉の推進）

第 4 条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

第 6 条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を営業者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。

3 国及び都道府県は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において第百六条の四第二項に規定する重層的支援体制整備事業その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。

（包括的な支援体制の整備）

第 106 条の 3 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策

二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策

三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策



- 2 厚生労働大臣は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする前項各号に掲げる施策に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

(重層的支援体制整備事業)

第106条の4 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第一項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

- 2 前項の「重層的支援体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。

一 地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に包括的に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言、支援関係機関との連絡調整並びに高齢者、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための援助その他厚生労働省令で定める便宜の提供を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

イ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第一号から第三号までに掲げる事業

ロ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業

ハ 子ども・子育て支援法第五十九条第一号に掲げる事業

ニ 生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業

二 地域生活課題を抱える地域住民であつて、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるものを行う事業

三 地域住民が地域において自立した日常生活を営み、地域社会に参加する機会を確保するための支援並びに地域生活課題の発生防止又は解決に係る体制の整備及び地域住民相互の交流を行う拠点の開設その他厚生労働省令で定める援助を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

イ 介護保険法第百十五条の四十五第一項第二号に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるもの

ロ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第五号に掲げる事業

ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第九号に掲げる事業

ニ 子ども・子育て支援法第五十九条第九号に掲げる事業

四 地域社会からの孤立が長期にわたる者その他の継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で相談に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜の提供を包括的かつ継続的に行う事業

五 複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業

六 前号に掲げる事業による支援が必要であると市町村が認める地域住民に対し、当該地域住民に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援として厚生労働省令で定めるものを行う事業

3 市町村は、重層的支援体制整備事業（前項に規定する重層的支援体制整備事業をいう。以下同じ。）を実施するに当たっては、母子保健法第二十二条第二項に規定する母子健康包括支援センター、介護保険法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条の二第一項に規定する基幹相談支援センター、生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業を行う者その他の支援関係機関相互間の緊密な連携が図られるよう努めるものとする。

4 市町村は、第二項各号に掲げる事業の一体的な実施が確保されるよう必要な措置を講じた上で、重層的支援体制整備事業の事務の全部又は一部を当該市町村以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。

5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、正当な理由がないのに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（市町村地域福祉計画）

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

（令和 3 年 4 月 1 日施行）

【参考】 生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）（抄）

（目的）

第 1 条 この法律は、生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とする。

（市及び福祉事務所を設置する町村等の責務）

第 4 条 市（特別区を含む。）及び福祉事務所（社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）に規定する福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）を設置する町村（以下「市等」という。）は、この法律の実施に関し、関係機関との緊密な連携を図りつつ、適切に生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給を行う責務を有する。

（平成 27 年 4 月 1 日施行）

【参考】 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）（抄）

（目的）

第 1 条 この法律は、認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことに鑑み、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（市町村の講ずる措置）

第 14 条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（平成 28 年 5 月 13 日施行）

## (2) 大阪市基本構想との関係 ● ● ● ● ● ● ●

大阪市では、大阪がめざすべき将来像を明らかにし、市政の方向を定めるにあたっての基本的な考え方として、同時に、市民をはじめ、大阪に関わるさまざまな人々が、ともにまちづくりに取り組むために共有する目標として、平成 17 年 3 月に「大阪市基本構想」を策定しています。

本計画は、同構想の掲げるめざすべき 3 つの都市像のうちの 1 つである、「暮らしたい、訪れたい、魅力あふれる大阪」の考え方を踏まえて、「だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくり」をめざす計画です。

【参考】 大阪市基本構想（平成 17 年 3 月 29 日議決）（抜粋）

暮らしたい、訪れたい、魅力あふれる大阪  
（中略）

大阪に暮らすだれもが互いに尊重しあい、地域に愛着を持って、ともに暮らし、ともに支えあうコミュニティを形成し、次世代をすこやかにはぐくみ、生涯を通じて心豊かに過ごすことのできる地域社会づくりを進めます。こうしたコミュニティの力を生かしながら、子育てから介護まで、一人ひとりが夢と希望を持っていきいきと暮らせる福祉サービスの充実や健康づくりの促進、防犯の取り組みや災害に強いまちづくりを進め、生涯を安心して暮らせるまちをめざします。（後略）

### (3) 区地域福祉計画等との関係 ● ● ● ● ● ● ●

政令指定都市である大阪市の場合、各種サービス提供上の基本となる単位は区となっています。大阪市では福祉の取り組みの中心である区において、区地域福祉計画等を策定し、「ニア・イズ・ベター」（補完性・近接性の原理）の考え方のもと、区民ニーズと地域特性に基づく取り組みを進めています。

このような地域の実情に応じた取り組みを各区において一層進めることができるよう、本計画では市域で共通した取り組み等の基礎的な事項を内容としています。

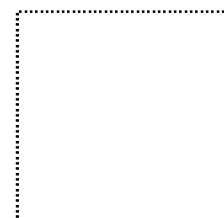
|          | 位置づけ                           | 内容                                                                                                                                           |
|----------|--------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 区地域福祉計画等 | 区の実情や特性に応じた、地域福祉を推進するための中心的な計画 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域福祉に関する区の方針</li> <li>・ 住民の地域福祉活動を支える取り組み</li> <li>・ 区域全体に共通する福祉課題への対応</li> </ul>                   |
| 本計画      | 区地域福祉計画等を支援する基礎的な計画            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本理念、目標</li> <li>・ 各区に共通した福祉課題への対応として、最低限実施する基礎的部分となるしくみや、市全域で中長期的な視点をもって進めていくことが必要な取り組み</li> </ul> |

### (4) 分野別計画・関連計画等との関係 ● ● ● ● ● ● ●

大阪市には、保健・福祉の分野別計画として、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「障がい者支援計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」、「こども・子育て支援計画」、「こどもの貧困対策推進計画」、「健康増進計画『すこやか大阪 21』」等があり、それぞれの計画は、施策の基本的な考え方や対象者のニーズに応じたサービス量の整備等について定めています。

本計画は、地域という視点から各分野別計画を横断的につなぐことで、年齢や性別、障がいの有無、生活課題の違いにかかわらず、すべての人の地域生活を支えることをめざすものです。

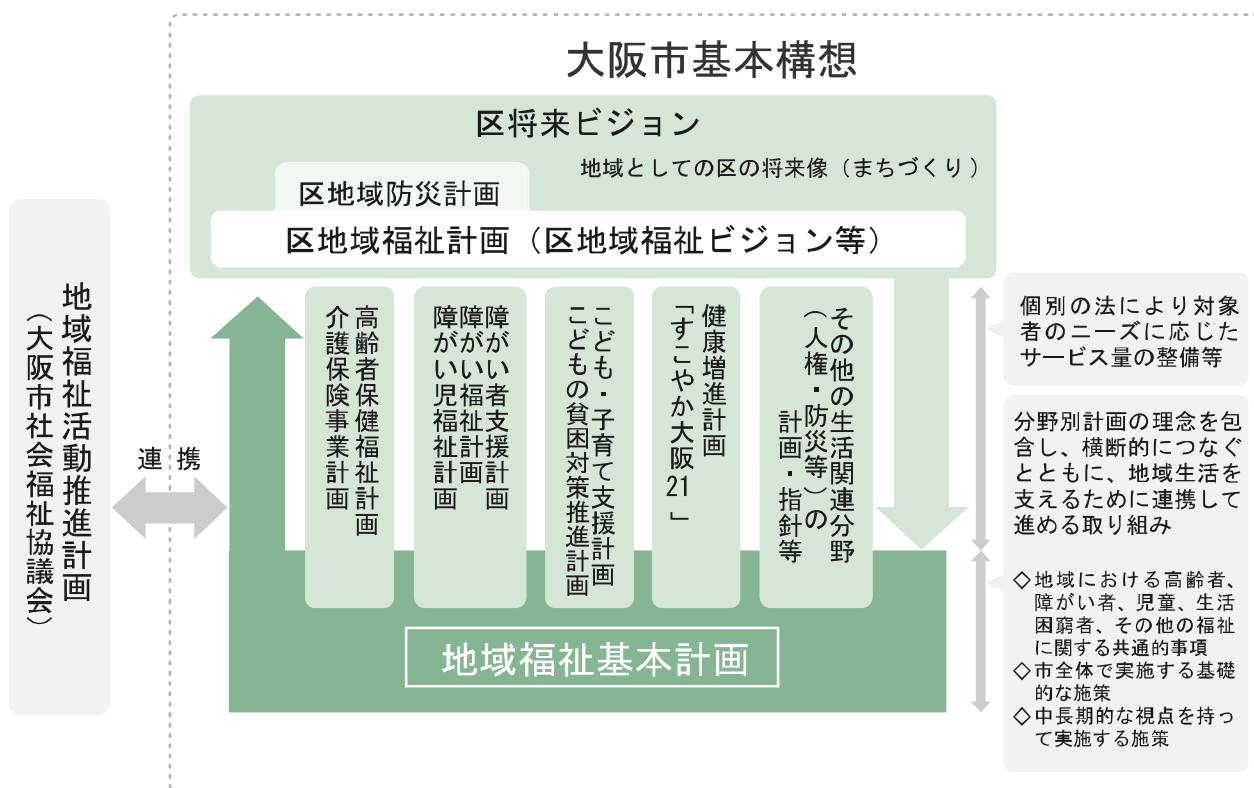
このため、まずは、保健・福祉の各分野別計画が共通して取り組む目標を明確にするとともに、それぞれの計画の取り組みを支える基本的なしくみづくりなどについて定め、保健・福祉施策全体の推進を図ります。



加えて、住民が抱えるさまざまな生活課題に総合的に対応することや、隠れている生活課題を発見し解決していくためには、人権をはじめ、教育、雇用、住宅、交通、情報、防災など、生活に関わるさまざまな分野の施策との連携が必要です。

こうしたことから、本計画では、保健・福祉や生活関連分野計画等の理念を包含し、人々の暮らしの場である地域において大阪市が実施するさまざまな取り組みの関係性やつながりを踏まえて、だれもが自分らしく安心して暮らせる地域社会の実現のために連携して取り組むことをめざします。

地域福祉基本計画の位置づけと他の計画等との関係（イメージ図）



※ この図で、各分野別計画と本計画が重なる部分は、各分野別計画が連携して進めるべき取り組み、例えば、地域づくりや地域住民等との協働などを示します。

【参考】分野別計画（保健・福祉）における取り組み

## 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（抜粋）

### 第6章 計画の基本的な考え方

#### 2 第8期計画における取り組み方針

団塊の世代がすべて75歳以上となる2025(令和7)年、更にはその先の2040(令和22)年を見据えて、医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の推進に向けて、各種取り組みを一層強化します。また、高齢化の進展等により、認知症の人が増加すると見込まれることから、認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現をめざし、認知症施策推進大綱に沿って、総合的に認知症施策を推進していくことが重要です。

高齢者人口の大幅な増加が見込まれる一方、生産年齢人口は減少していくことから、地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上等に取り組んでいくことも重要です。

さらに自然災害発生時の介護施設等の備えや、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)を含む感染症対策について、介護施設等で発生した際の体制整備を図っていくことが重要となっています。

国では、地域共生社会の実現と2040(令和22)年の備えとして、以下の取り組みが示されており、大阪市においてもこれらの取り組みを進めていく必要があります。

#### (7) 関係機関との連携と地域づくり（地域共生社会の実現に向けて）

今後高齢化が一層進む中で、例えば、高齢の親と無職独身の子が同居する世帯、介護と育児に同時に直面する世帯など、介護保険制度の中で、高齢者を対象として行われてきた、地域包括支援センターによる相談支援やケアマネジャーによる介護サービスの調整、相談支援等だけでは解決できない、複雑化、多様化したケースへの対応が増加していくと考えられます。

これら課題の解決に向けて、地域包括支援センターだけでなく、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関等の様々な機関が連携し、区保健福祉センターが中心となり、関係者が一堂に会して支援方針を検討・共有するとともに、支援にあたっての役割分担を明確にする「総合的な支援調整の場（つながる場）」のような複合的な課題を抱えた人や世帯を支援する取り組み等を一層進めていく必要があります。

大阪市では、「大阪市地域福祉基本計画」を策定し、地域共生社会の実現に向けて、支え合う地域づくりや相談支援体制の確立を進めており、本計画も連携して地域共生社会の実現に向けた取り組みを進めていきます。

### 第8章 具体的施策

#### 4 サービスの充実・利用支援

##### (4) 介護サービスの質の向上と確保

##### キ 地域共生型サービス

高齢者と障がい児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障がい福祉制度に新たに共生型サービスを位置づけ、介護保険事業所と障がい福祉サービス事業所が相互の指定を受けやすくする特例を設けています。

## 障がい者支援計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画（抜粋）

### 第1部 総論

#### 第3章 計画推進の基本的な方策

##### 1 生活支援のための地域づくり

- ・地域共生社会の実現に向け、地域の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組みます。
- ・障がいのある人が地域で自立して生活し続けるため、また、入所施設や精神科病院等から地域生活への移行をより一層進めるために、各種障がい福祉サービス等の確保とあわせて、区・市・地域の取組が連携して機能していく仕組みを構築していきます。

- ・区よりもさらに身近な地域において、見守りや発見、震災や火事等の緊急時の助け合いなど、生活を支援するための取組を進めます。
- ・障がいのある人の地域における生活を支えるため、ボランティア・NPO の活動など市民の自主的な福祉活動を積極的に支援し、振興を図ります。

## 第2部 障がい者支援計画

### 第2章 地域での暮らしを支えるために

#### 1 権利擁護・相談支援

##### (1) サービス利用の支援

###### イ 人材の確保・資質の向上

- ・福祉サービスを支える人材の確保・資質の向上について、資格等を持ちながら職に就いていない方を対象とした復職に向けた研修や、事業者の求人・広報力の向上を目的とした研修等、福祉人材確保を支援する取組を実施していきます。
- ・福祉・介護人材の確保のため、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等の取組を推進します。

###### ウ 成年後見制度の利用の促進

- ・「成年後見制度利用促進法」を踏まえ、判断能力が不十分であっても地域で安心して生活できるよう、地域の関係機関等が連携して、後見人とともに本人を支援する仕組み（権利擁護支援の地域連携ネットワーク）の構築を進めます。

##### (2) 相談、情報提供体制の充実

###### ア 相談支援事業等の充実

- ・区障がい者基幹相談支援センターが、複雑多様化する困難事例や、家族の高齢化など複合的な課題に対しても的確に対応するなど、区域における障がい者支援の相談窓口としての中心的な役割を果たすことができるよう、支援体制や専門性の確保などの機能強化に向けて取り組みます。
- ・また、複合的な課題を抱える世帯に対しては、地域包括支援センターなど、他の施策分野における相談支援機関と連携し、適切な相談支援に努めます。
- ・「地域生活支援拠点等」については、障がいのある人の重度化・高齢化や家族（支援者）の高齢化、「親なき後」に備え、市域の事業者どうしが連携して地域生活を面的に支援するため、課題を整理し体制を整備します。また、その機能の充実を図ります。

###### イ 相談支援体制の強化

- ・既存の仕組みでは解決できない複合的な課題を抱えた人や世帯に対して、区保健福祉センターが「調整役」となり、関係者が一堂に会して支援方針を話し合う「総合的な支援調整の場（つながる場）」を開催する等の取組により、相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制の充実を図っています。
- ・見守り相談室では、要援護者の名簿を整備し、その情報を地域に提供して見守りにつなげるとともに、福祉専門職員が孤立する世帯等を積極的に訪問し、地域の見守り活動や必要な福祉サービスへつなげるなど、地域の見守りネットワークの強化を図ります。また、複合的な課題を抱えている人については、必要に応じて「総合的な支援調整の場（つながる場）」を活用することにより、課題の解決に取り組めます。

##### (4) 虐待防止のための取組

###### イ 養護者等による虐待への対応

- ・区保健福祉センターや区障がい者基幹相談支援センターは、関係機関と連携し、養護者の介護負担の軽減や経済状態の改善等、家庭内の問題解消に向けて必要な支援を行います。

## 2 生活支援

### (3) 日中活動系サービス等の充実

- ・地域共生型福祉サービスのモデル事業の実績を踏まえ、新たに位置づけられた共生型サービスが適切に運営されるよう努めます。



### 第3章 地域生活への移行

#### 1 施設入所者の地域移行

##### (3) 地域で暮らすための受け皿づくり

##### エ 地域移行困難者に対する支援

- ・矯正施設等を退所した人に対する支援についても地域生活定着支援センター等と連携して対応を進めていきます。

## こども・子育て支援計画（第2期）（抜粋）

### 第5章 基本施策と個別の取組

#### 基本方向1 こども・青少年の「生きる力」を育成します

##### (1) こども・青少年が自立して生きる力の育成

#### 施策8 地域における多様な担い手を育成します

##### 【基本認識】

地域の大人がこどもや青少年を対象とした体験の機会を企画し実施できるよう、こども・青少年の成長を支える基盤となる多様な担い手を育成するために支援を進めていく必要があります。

##### 【取組の方向性】

##### 地域における多様な担い手の育成

地域等において青少年健全育成や非行防止活動に取り組む有志ボランティアを養成し、知識・技術を習得することで担い手の資質向上を図ります。

#### 地域における多様な担い手の育成

#### 実施事業（全市共通）

##### (89) 地域活動協議会

地域活動協議会では、おおむね校区等地域を単位として、これまで地域活動を担ってきた地域振興会（町会）や地域社会福祉協議会などの地域住民の組織をはじめ、NPO、企業など地域のまちづくりに関するさまざまな地域活動団体が幅広く参画し、民主的で開かれた組織運営と会計の透明性を確保しながら、防犯・防災、こども・青少年、福祉など幅広い分野において、活動を行っています。

##### 【市民局】

##### (90) 民生委員・児童委員・主任児童委員

民生委員・児童委員は、地域の住民生活を必要に応じ適切に把握し、生活に困った人や児童の保護・育成などの福祉について相談を受け、自立を助けるために必要な相談・支援を行う地域福祉推進の担い手です。各地区の民生委員・児童委員が、日常生活上のことやこどものことについて相談に応じています。

また、平成6年1月に児童福祉を専門に担当する「主任児童委員」が設けられ児童委員と協力して活動しています。【福祉局・こども青少年局】

##### (91) 多様な協働（マルチパートナーシップ）の推進

市民、NPO、企業などのさまざまな活動主体が互いに協働し、これらの主体と行政とが協働するマルチパートナーシップによる活力ある地域社会づくりをめざしています。【市民局】

#### 再掲（58）青少年指導員・青少年福祉委員制度の推進

青少年指導員、青少年福祉委員を委嘱し、青少年指導員による青少年問題に関する啓発や青少年の指導及び相談、青少年福祉委員による青少年指導員活動の支援など、地域における青少年の健全育成に向けたさまざまな活動を制度として推進します。地域での具体的な活動は各区において地域の実情に応じて実施します。【こども青少年局】

#### 再掲（59）子ども会活動の推進

地域における青少年育成活動の活性化のため、体育活動・文化活動を実施し、指導者・育成者の技能向上及び新たな指導者・育成者となるジュニアリーダー・シニアリーダー育成のために研修を実施します。【こども青少年局】

#### 再掲（81）PTAの育成

PTAは、保護者と教職員が協力してこどもの健全な成長を図ることを目的とする団体であり、教育活動に密接に関わる活動を行っています。PTA育成のため、指導・助言、情報提供を行い、PTA活動を促進し、家庭と学校が連携したこどもの健全育成を図るとともに、社会教育や家庭教育への理解を深め、地域の教育力を向上させます。【教育委員会事務局】

### こどもの貧困対策推進計画（抜粋）

## 第2章 計画の基本的な考え方

### 3 施策体系

#### 施策3 つながり・見守りの仕組みの充実

社会構造の変化に伴い人と人とのつながりや地域コミュニティが希薄化し、周囲との交流がなく、社会的に孤立する傾向は子育て世帯や若者にも広がっています。社会的に孤立すると、必要な支援を届けることが難しくなることから、貧困が連鎖する要因ともなります。

そのため、学校園や地域、関係機関との密接な連携により、支援を必要とする世帯を発見し、必要な支援につなげ、こどもや青少年、保護者が地域で孤立することなく、安心して暮らすことができるよう支援します。また、地域において、こどもや青少年に関する課題を解決するため、様々な活動主体が取り組みを行っており、活動のさらなる活性化が図られるよう取り組みます。

#### （1）こどもや青少年、保護者のつながりを支援します

日常生活は社会との関わりの中で成り立っているものであり、社会の一員として生きていく上で、他者とのつながりは欠かせないものです。困窮度の高い世帯のこどもや青少年は、交流機会が少ない傾向にあり、社会性を身につける力の発達に影響を及ぼす可能性があります。

そのため、こどもや青少年が、様々な活動を通して他者とのつながり、他者との交流が深まるよう取り組むとともに、誰にも相談できないまま孤立することがないように、こどもや青少年の立場に立った支援に取り組めます。特に、高等学校に進学したものの、その後の進路が定まらないまま中途退学した場合には、相談機関につながる事が少ないことを踏まえ、高等学校在学中に中途退学の防止に取り組むとともに、中途退学した場合は、適切な相談機関に確実につないでいけるよう取り組みます。

また、地域社会に相談相手がいる保護者の方がこどもとの良好な関わりがなされていることを踏まえ、保護者が地域社会において交流を深めることができるよう、保護者同士の交流機会の充実を図ります。

#### （2）児童虐待の発生を予防し、早期に発見・対応できる体制をつくります

近年、児童虐待の相談対応件数は増加しています。児童虐待は、こどもの心身の発達や人格の形成に重大な影響を与えるものであり、子育て不安や養育上の課題に早期対応し、児童虐待を防止することが重要です。

児童虐待の防止や早期発見・早期対応には、子育て相談や子育て支援の専門機関をはじめ、学校、地域が連携して、子育て家庭が孤立しないよう見守り、虐待に至る前に、個々の家庭の状況に応じた適切な支援につなげることが欠かせません。

市民が児童虐待を受けたと思われるこどもを発見した場合にいつでも通告できるよう、大阪市児童虐待ホットラインをはじめ通告窓口の周知に一層取り組むとともに、迅速かつ的確に対応できるよう、各区保健福祉センター子育て支援室や家庭、学校、地域等のより身近な地域のネットワークの充実に取り組めます。また、こうしたネットワークを一層緊密にし、個々の状況に応じた適切な支援や対応が行えるよう取り組みます。

**(3) 社会全体でこどもや青少年と保護者を支援する取組みを推進します**

こどもの貧困問題は、子育て、教育、福祉、健康、就労などの問題が複合的に絡み合っていることから、適切な支援につなぐことが必要です。こどもや青少年が長時間過ごす学校において、支援が必要なこどもや家庭を発見し適切な支援につなぐ仕組みとして、大阪市こどもサポートネットの構築を図ります。

地域においては、本市の事業だけではなく、市内のほぼ全地域で形成されている地域活動協議会をはじめとして、市民ボランティアや地域団体、NPOなど様々な活動主体により、こどもや青少年が多様な体験や活動ができる機会の提供等を通じて、こどもや青少年を見守り、支援する様々な取組みが活発に行われています。こうした活動にかかわる多様な主体が協働しはじめとして、継続的にこどもや青少年のための取組みが進められるよう支援します。

また、こどもの貧困の観点から本市のこどもや青少年の現状と課題や取組みについて情報発信し、市民や地域団体をはじめ、企業や社会福祉法人、NPOなど多様な主体がこどもの貧困問題に参画する機運を醸成するとともに、新たな活動につながるよう取組みを進めます。

**健康増進計画「すこやか大阪 21（第2次後期）」（抜粋）****第4章 計画を推進するために****1 推進体制**

大阪市健康増進計画「すこやか大阪 21（第2次後期）」の更なる推進を図るためには、市民はもとより、市民を取り巻く地域・職域・学校に関連する各種団体、企業・事業所、医療保険者、教育機関、地域保健医療機関（医療機関・薬局等）、行政機関等が計画の基本理念を共有し、それぞれの役割を果たすとともに、相互の連携を図りながら、社会全体で一体となり、市民の健康づくりを推進します。

**(1) 地域における計画の推進**

生涯を通じて、心身ともにすこやかであることは、幸せな暮らしの原点であり、その実現には市民の主体的な健康づくりが重要となります。本市では、「新たな住民自治の実現」に向けて策定された「市政改革プラン」に基づき、「ニア・イズ・ベター」の考え方のもと、地域の実情や特性に即した区政運営が進められています。

健康づくりの施策や事業についても、住民の意見を取り入れながら企画・立案し、ソーシャルキャピタルを活かした健康づくりに取り組みます。

また、地域の健康づくり活動の情報をわかりやすく提供するとともに、市民の意見を集めて活かす情報の双方向のやり取りに努め、科学的根拠に基づく保健・福祉サービス、地域保健活動を住民とともに推進します。

地域においては「すこやかパートナー」をはじめとする健康づくり団体との連携による活動を引き続き行います。

**○自殺予防対策**

大阪市自殺対策基本指針により、ゲートキーパーの養成などの人材育成や警察署と連携した自殺未遂者支援、自死遺族相談など支援体制等を充実させ、長期的に自殺死亡率の減少傾向を維持できるよう取り組みます。なお、自殺の背景には、健康問題、経済・生活問題、家庭問題など様々な要因が複雑に関係しており、自殺を防ぐには保健医療的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含めた包括的な取り組みが必要です。

## (5) 社会福祉協議会の地域福祉活動推進計画との関係 ● ● ● ● ● ● ● ●

大阪市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）及び区社会福祉協議会（以下「区社協」という。）は社会福祉法において、地域福祉推進の中心的な担い手として規定されており、大阪市では、極めて公共性の高い団体として、準行政機関と位置づけています。

市社協では、地域福祉を推進するため、「大阪市地域福祉活動推進計画」を策定し、地域福祉活動を推進しています。

「大阪市地域福祉活動推進計画」は、社会福祉協議会が推進役として中心的役割を果たし、住民、社会福祉事業を営業者、社会福祉活動を行う者が相互に協力して策定する地域福祉の推進を目的とした活動・行動計画です。

大阪市と市社協は、地域福祉を推進していくにあたって相互に連携・協働しています。そのため、本計画と市社協の地域福祉活動推進計画も、策定にあたっては相互に理念・方向性を共有しながら進めていく必要があります。

### 社会福祉協議会（市・区・地域）

#### 大阪市社会福祉協議会とは

- 大阪市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、社会福祉の増進をめざし、区・地域社会福祉協議会や関係機関・団体と連携して、地域福祉・在宅福祉サービスの推進、調査・広報・啓発活動の推進などを積極的に展開しています。

#### 区社会福祉協議会とは

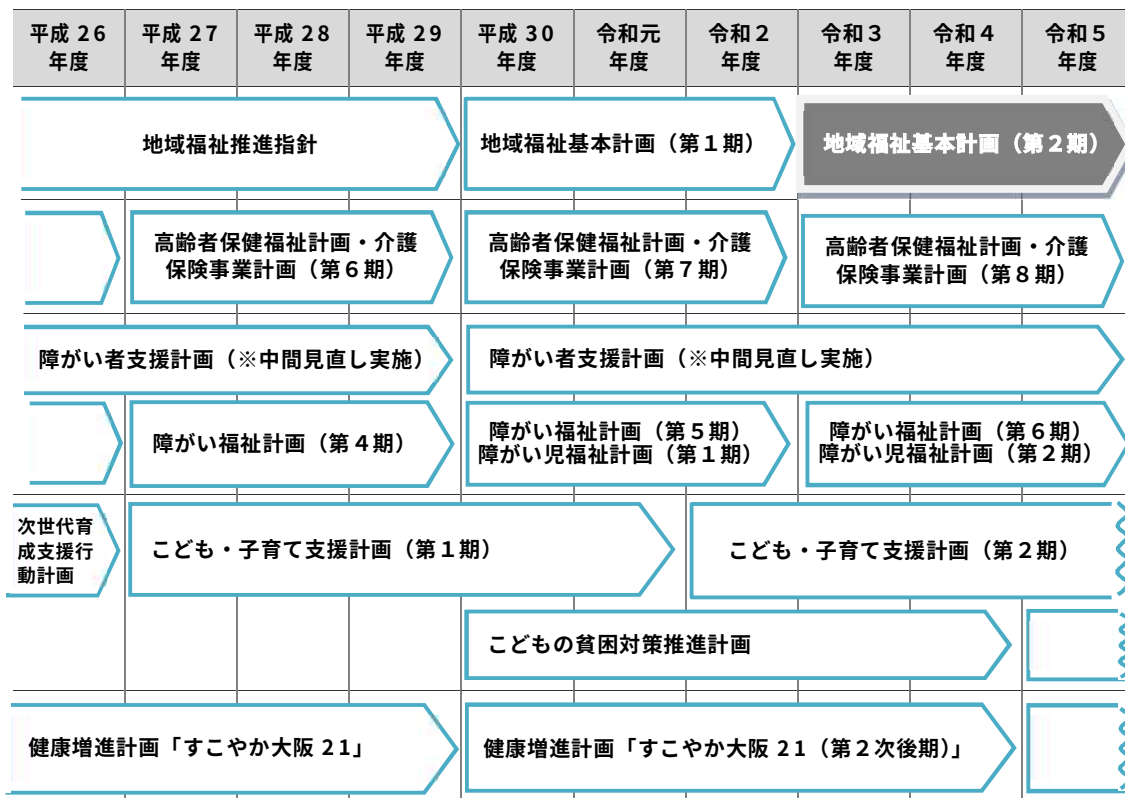
- 住民一人ひとりの福祉ニーズに対応し、みんなが安心して暮らせるまちづくりの実現をめざし、在宅福祉サービスの推進のための事業や地域が抱えているさまざまな福祉問題を地域全体の問題にとらえ、みんなで考え、話し合い、協力して解決を図っていくために、住民の福祉活動の組織化・支援を行います。

#### 地域（地区・校下）社会福祉協議会とは

- 概ね小学校区を単位として、だれもが安心して、生きがいのある暮らしができる地域づくりをめざし、住民が話し合い、力を合わせて、専門機関と協力しながら進める、住民による住民のための自主的な活動組織です。
- ※ 地域福祉の推進を図るため、行政と社会福祉協議会が相互に役割を分担し、連携・協働できるよう、福祉局と市社協、すべての区役所と区社協の間で、「地域福祉活動の支援にかかる連携協定書」を締結しています。

### 3 計画期間

本計画の計画期間は、高齢者・障がい者等の分野別計画との整合性を図るために、令和3年度から令和5年度までの3か年とします。



#### 【参考】その他の生活関連分野の計画・指針等（主なもの）

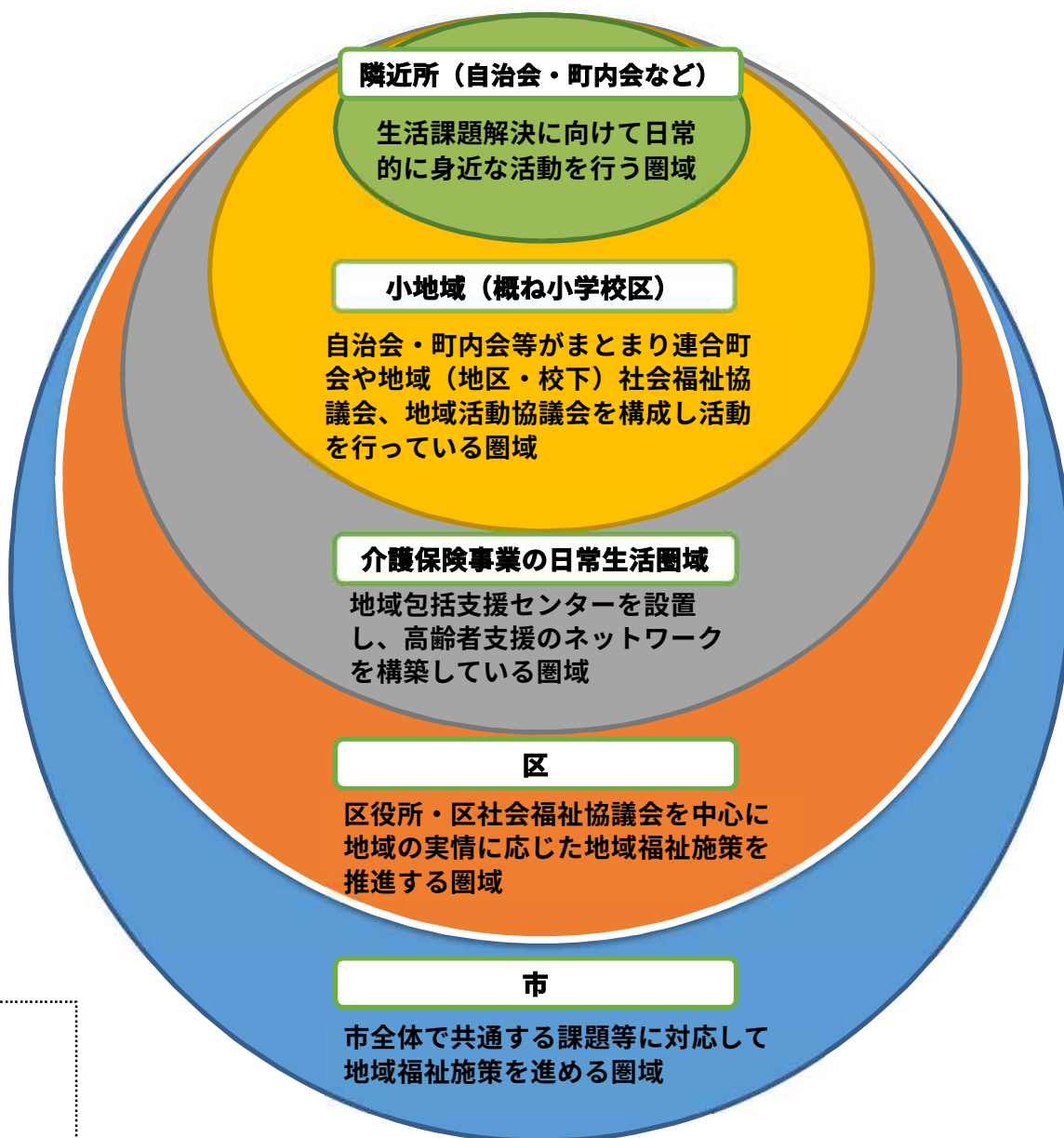
|     | 名 称                     |
|-----|-------------------------|
| 人 権 | 大阪市人権行政推進計画             |
|     | 大阪市男女共同参画基本計画           |
|     | 大阪市多文化共生指針              |
| 防 災 | 大阪市地域防災計画               |
|     | 大阪市避難行動要支援者避難支援計画（全体計画） |
| 教 育 | 大阪市教育振興基本計画             |
|     | 生涯学習大阪計画                |
| その他 | 大阪市空家等対策計画              |
|     | 市政改革プラン                 |
|     | 大阪市再犯防止推進計画             |

## 4 圏域の考え方

生活上のさまざまな課題を解決し、地域で自分らしく安心して暮らし続けていくためには、行政による福祉サービスの提供だけでなく、住民をはじめ地域に関わるすべての人が互いに支え合い、活動していくことが不可欠です。

「地域」は、活動の内容やサービスの内容などによって、さまざまな枠組みがあることから、本計画においては、次の図のように段階的なものとして「地域」をとらえ、各圏域で構成されるさまざまな主体がそれぞれの役割を果たしながら、相互に連携・協働していくよう、重層的に圏域を設定します。

とりわけ、小地域（概ね小学校区）は、深夜や休日、災害発生直後など公的支援が届かない場合においても助け合うことができ、また、日常的に課題を共有し、具体的な行動を起こしやすい圏域であり、地域福祉を推進するにあたって基本となる圏域として位置づけます。



## ○ 各圏域における主な組織や活動の状況等

## 【隣近所】

- ・自治会や振興町会などの町内会（以下「町会」という。）が組織され、日常的な交流が行われる。
- ・個々の民生委員・児童委員等が日常的な相談支援を行う。  
（活動例） あいさつ、声かけ、回覧板、訪問  
（特 性） 孤立死やごみ屋敷、虐待などの異変にいち早く気づくことができるが、社会資源は限定的。

## 【小地域】・・・概ね小学校区

- ・町会の連合体（以下「連合町会」という。）が組織され、定期的な交流が行われる。
- ・民生委員・児童委員の地区協議会や地域（地区・校下）社会福祉協議会（以下「地域社協」という。）などが、長年継続して活動している。
- ・人権啓発推進員や青少年指導員・青少年福祉委員協議会などが活動している。
- ・老人クラブや子ども会、ボランティアグループなどが活動している。
- ・各小学校で生涯学習ルーム、学校体育施設開放事業などが実施され、PTA やはぐくみネット（小学校区教育協議会）、学校協議会が組織されている。  
（活動例） 定例的な会議、ふれあい喫茶や子育てサロン、こどもの居場所（こども食堂など）の継続的活動、お祭りなどのイベント、大規模清掃活動・防災訓練など  
（特 性） 小学校や地域集会施設など拠点となる施設があり、顔の見える範囲の住民が組織的に活動。

※ 小地域では、地域団体や NPO、企業など地域のまちづくりに関するいろいろな団体により地域活動協議会が組織され、地域課題の解決やまちづくりに取り組んでおり、福祉分野の部会においては、地域社協や連合町会などが中心となって地域福祉活動が行われている。

## 【介護保険事業の日常生活圏域】・・・地域包括支援センターの担当圏域

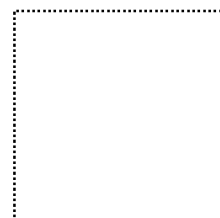
- ・高齢者の相談窓口である地域包括支援センターは、概ね高齢者人口1万人に1か所（66 圏域）となるよう設置されており、保健師、社会福祉士等の専門職を配置のうえ、総合相談業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務などが行われている。  
（活動例） 地域包括支援センターによる高齢者支援ネットワークの構築など  
（特 性） 地域包括支援センターが中核となり、地域包括ケアシステム（P52 参照）の構築が進められている。

## 【区域】

- ・区社協が組織され、小地域での活動を支援している
- ・区障がい者基幹相談支援センター、地域子育て支援拠点（地域子育て支援センター、つどいの広場）、子ども・子育てプラザなど、分野別の相談支援機関が設置されている。
- ・公的福祉サービスの提供、ニーズの施策化

## 【市域】

- ・市社協が組織され、区での活動を支援している
- ・法や制度への関与



## 5 計画の推進・評価の体制

計画の推進・評価については、「計画（Plan）」を「実施（Do）」し、「評価（Check）」して「改善（Action）」するという「PDCA サイクル」を活用し、年度ごとに進捗状況を把握してその成果や課題を整理して次のステップにつなぐサイクルを確立し、効果的な取り組みを行うことが大切です。

「実施（Do）」については、市の関係部局が各々の事業について、本計画に基づき、地域福祉の視点に立った取り組みを進めていく必要があるため、福祉局長を委員長とする「大阪市地域福祉連絡会議」において、全庁的な体制で本計画の推進を図ります。

「評価（Check）」については、公募による市民委員や関係機関・団体の代表者等の参加による「大阪市社会福祉審議会地域福祉専門分科会」（以下「専門分科会」という。）の、「改善（Action）」については、専門分科会のもとに設置している「地域福祉基本計画策定・推進部会」の意見をそれぞれ聴きながら、計画推進状況の評価や、評価に基づく改善方法の検討を行ってまいります。



## 第2章

## 地域福祉を取り巻く現状

## 1 統計データ等から見る大阪市の現状

## (1) 大阪市における人口・世帯数等の推移

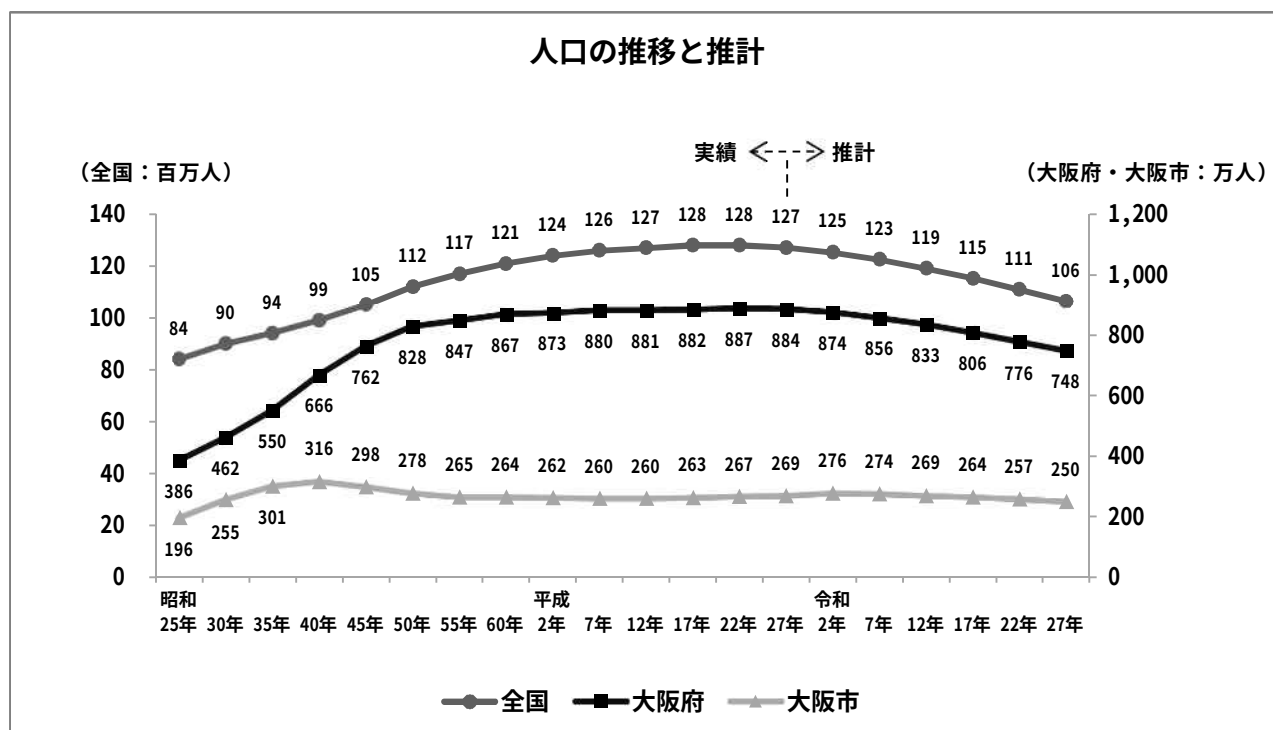
## 人口等の動向

## ① 人口の推移

国勢調査によると、大阪市の人口は、昭和 25 年から昭和 40 年まで大きく増加し約 316 万人となりましたが、その後減少に転じ、昭和 55 年より 260 万人台で推移しています。昭和 55 年以降、平成 12 年までは緩やかに減少していましたが、その後やや増加しており、平成 27 年には約 269 万人となっています。

全国や大阪府の人口は、昭和 25 年から平成 22 年まで一貫して増加を続けてきましたが、その後減少しています。

今後の推計をみると、大阪市の人口は令和 2 年以降、本格的な人口減少局面に向かうと予測されます。

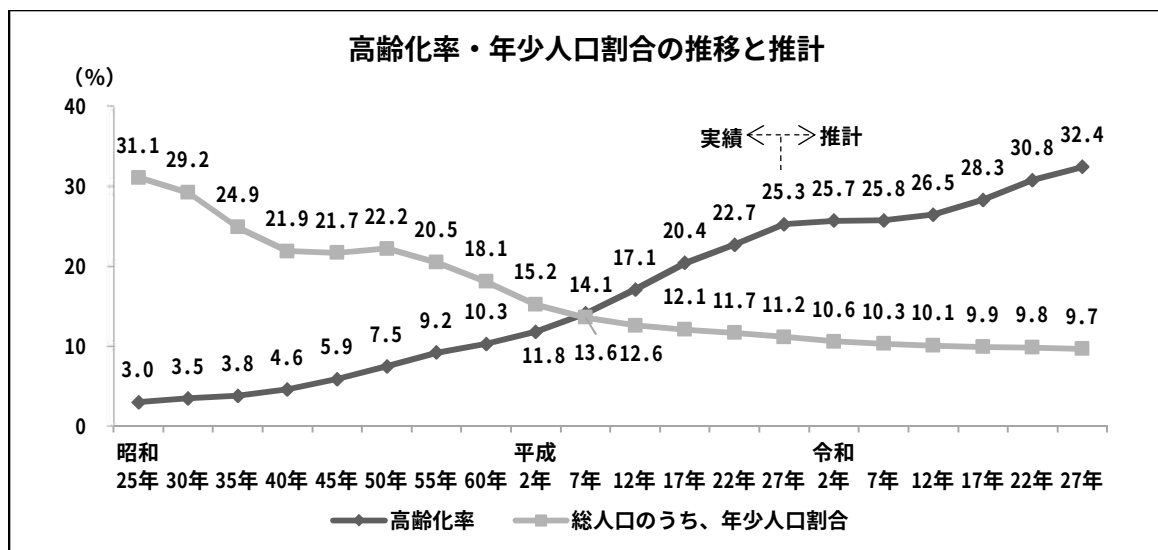
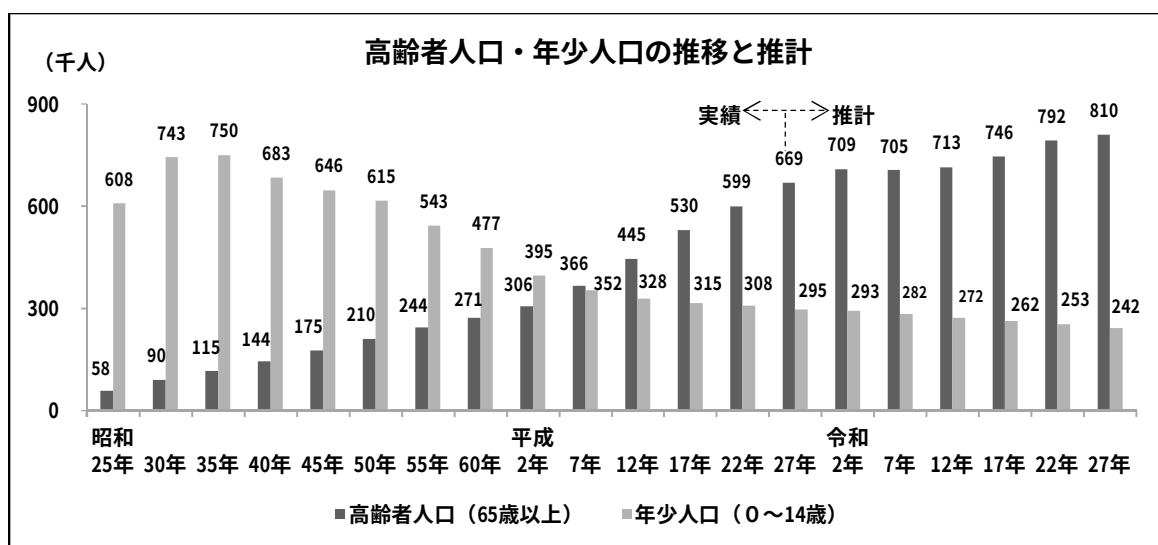


出典：実績値は、国勢調査  
推計値は、大阪市人口ビジョン（令和 2 年）

## ② 高齢者及び年少人口の推移

大阪市の高齢者人口は、昭和25年以降増加しており、平成27年は66万9千人となっています。また、令和2年以降も増加傾向にあり、令和27年には81万人、高齢化率は32.4%になると見込まれています。

また、年少人口（0～14歳）は、昭和35年をピークに減少しており、平成27年は29万5千人となっています。また、令和2年以降も減少し、令和27年には24万2千人、人口に占める年少人口の割合は9.7%になると見込まれています。

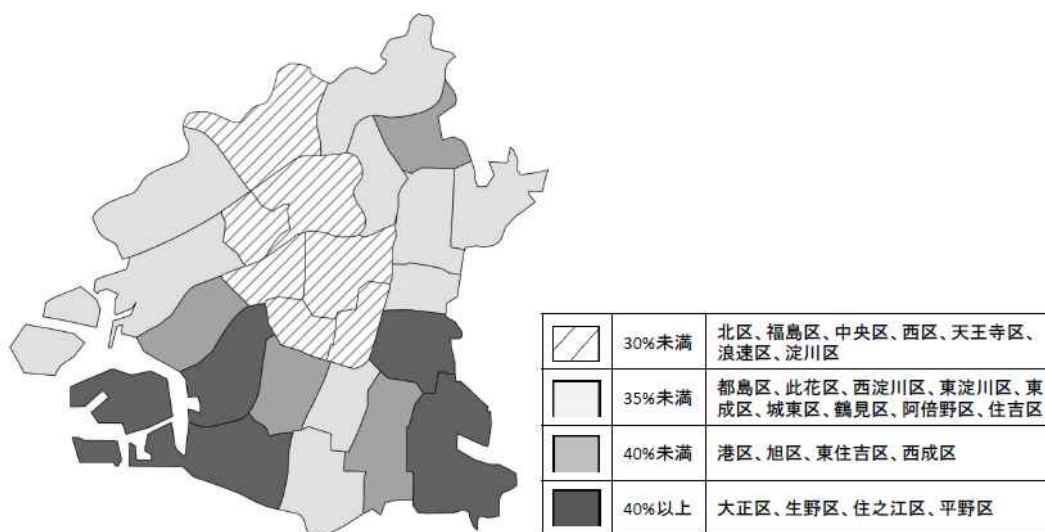


出典：実績値は、国勢調査  
推計値は、大阪市人口ビジョン（令和2年）

## ③ 区別の高齢化率

令和27年に32.4%になると見込まれている大阪市の高齢化率を区別で見ると、中心部及び隣接する7区（北区、福島区、中央区、西区、天王寺区、浪速区、淀川区）で30%未満にとどまるのに対し、4区（大正区、生野区、住之江区、平野区）で40%を上回ると見込まれています。

区別の高齢化率推計（令和27年）



出典：大阪市人口ビジョン（令和2年）

| 区名   | 平成27年<br>高齢化率 | 令和27年<br>高齢化率<br>推計 | 平成27年-<br>令和27年<br>伸び率 |
|------|---------------|---------------------|------------------------|
| 北区   | 19.2%         | 25.7%               | 6.5%                   |
| 都島区  | 23.6%         | 31.6%               | 8.0%                   |
| 福島区  | 20.0%         | 25.4%               | 5.4%                   |
| 此花区  | 26.2%         | 32.8%               | 6.6%                   |
| 中央区  | 16.5%         | 23.6%               | 7.1%                   |
| 西区   | 16.1%         | 24.0%               | 7.9%                   |
| 港区   | 27.1%         | 37.4%               | 10.3%                  |
| 大正区  | 30.1%         | 43.8%               | 13.7%                  |
| 天王寺区 | 19.8%         | 28.9%               | 9.1%                   |
| 浪速区  | 19.4%         | 22.3%               | 2.9%                   |
| 西淀川区 | 24.5%         | 33.6%               | 9.1%                   |
| 淀川区  | 23.0%         | 28.8%               | 5.8%                   |
| 東淀川区 | 23.9%         | 32.0%               | 8.1%                   |
| 東成区  | 25.7%         | 31.3%               | 5.6%                   |

| 区名      | 平成27年<br>高齢化率 | 令和27年<br>高齢化率<br>推計 | 平成27年-<br>令和27年<br>伸び率 |
|---------|---------------|---------------------|------------------------|
| 生野区     | 31.4%         | 40.9%               | 9.5%                   |
| 旭区      | 29.4%         | 37.4%               | 8.0%                   |
| 城東区     | 25.1%         | 34.2%               | 9.1%                   |
| 鶴見区     | 21.8%         | 33.5%               | 11.7%                  |
| 阿倍野区    | 25.5%         | 32.1%               | 6.6%                   |
| 住之江区    | 28.4%         | 42.8%               | 14.4%                  |
| 住吉区     | 27.2%         | 34.8%               | 7.6%                   |
| 東住吉区    | 29.2%         | 36.4%               | 7.2%                   |
| 平野区     | 27.6%         | 40.4%               | 12.8%                  |
| 西成区     | 38.7%         | 39.9%               | 1.2%                   |
| (参考)全国  | 26.6%         | 36.8%               | 10.2%                  |
| (参考)大阪市 | 25.3%         | 32.4%               | 7.1%                   |

出典：国勢調査（平成27年）

推計値は、人口問題研究所（国）、大阪市人口ビジョン（令和2年）

※高齢化率は、分母から年齢不詳を除いて算出

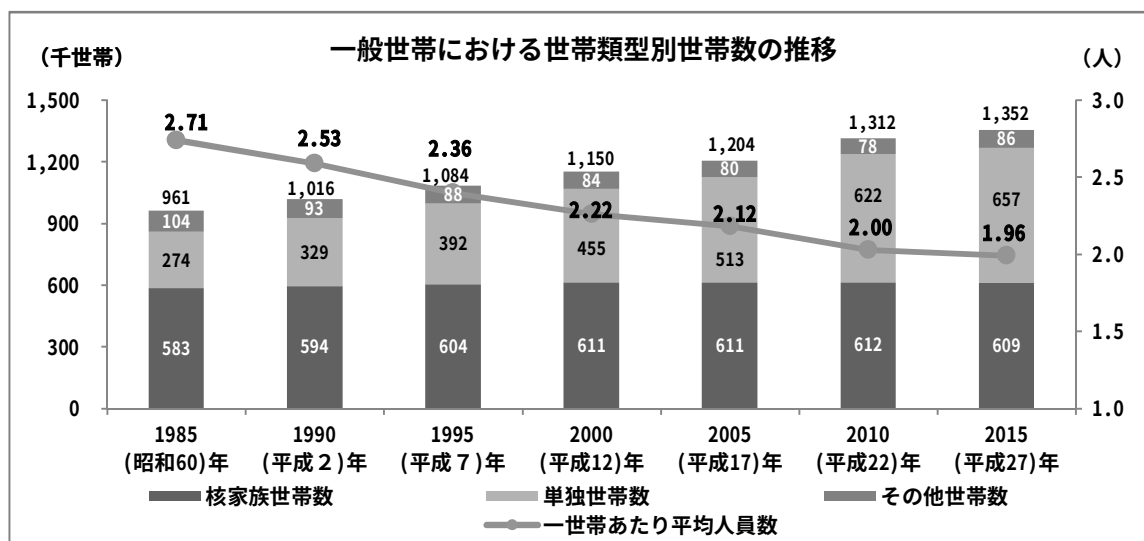
## 世帯等の動向

### ① 世帯数の推移

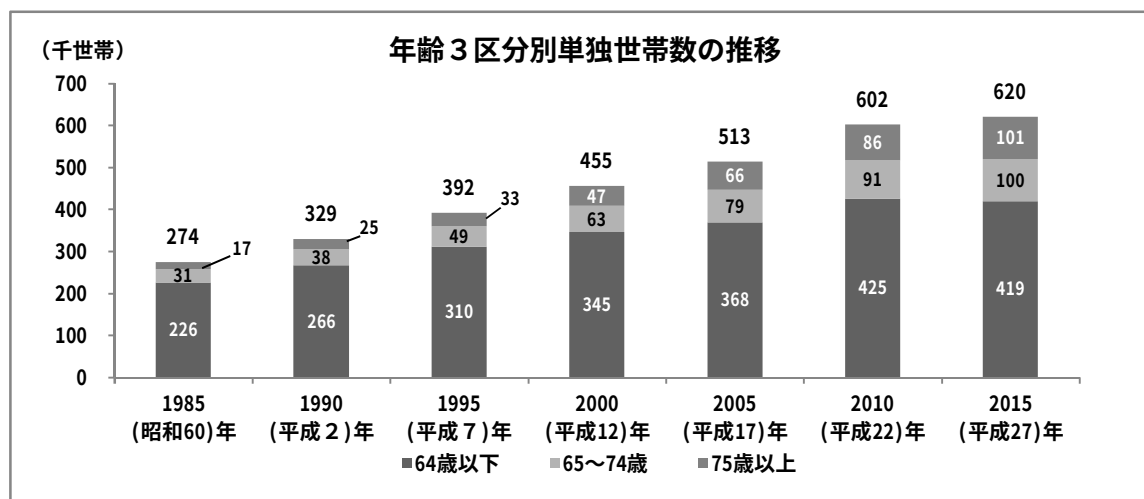
国勢調査によると、大阪市の一般世帯数は、昭和60年以降増加しています。世帯類型別に見ると、単独世帯が増加しており、核家族世帯は横ばいとなっています。

単独世帯の増加に伴い、1世帯あたりの平均人員は減少を続けており、平成27年には1.96人となっています。

また、単独世帯を年齢別に64歳以下、65～74歳、75歳以上の3区分に分けて推移を見ると、64歳以下は、平成22年以降減少しているのに対し、65～74歳及び75歳以上の区分は増加し続けています。



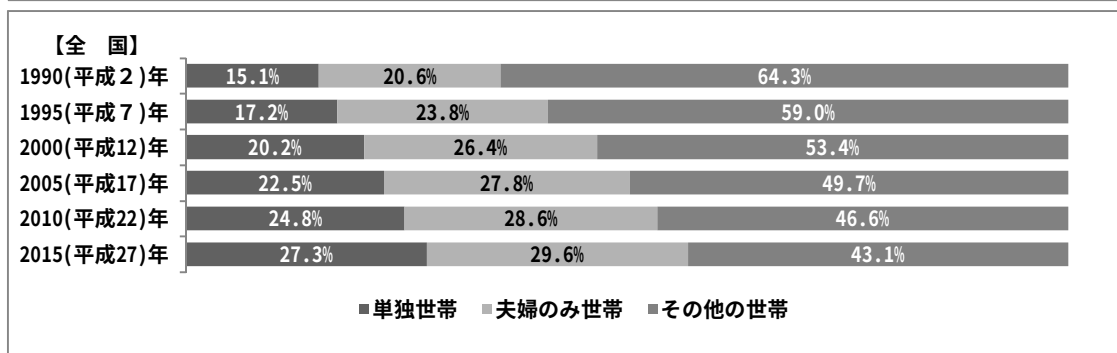
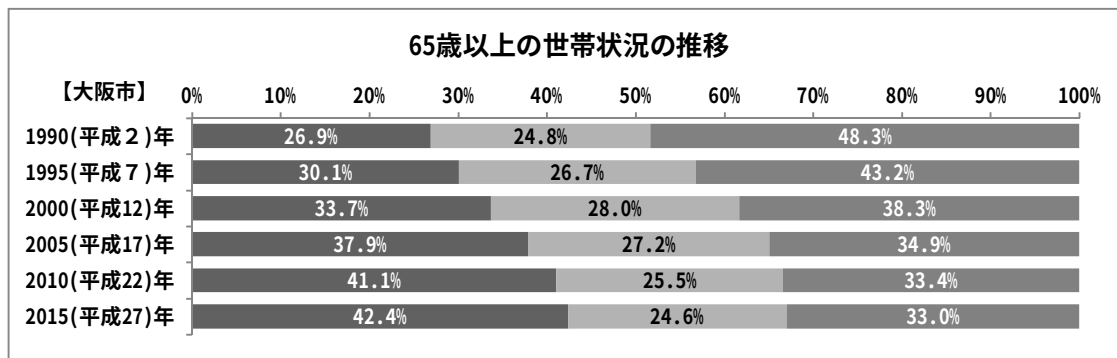
※一般世帯とは、総世帯から「寮・寄宿舎の学生・生徒」「病院・療養所の入院者」「老人ホーム、児童保護施設などの入所者」「定まった住居を持たない者」などを除いた世帯です。  
 ※単独世帯とは、世帯人員が1人の世帯を指します。「単身世帯」や「ひとり暮らし」ということもあります。  
 ※核家族世帯とは、「夫婦とその未婚の子供」「夫婦のみ」「父親または母親とその未婚の子供」のいずれかからなる世帯を指します。



出典：国勢調査（平成22年、平成27年）は年齢不詳を除く

## ② 高齢者のいる世帯の状況

大阪市の 65 歳以上世帯員のいる一般世帯の状況を見ると、単独世帯の割合が増加しており、平成 27 年の単独世帯の割合は全国や他都市に比べて高く、42.4%となっています。



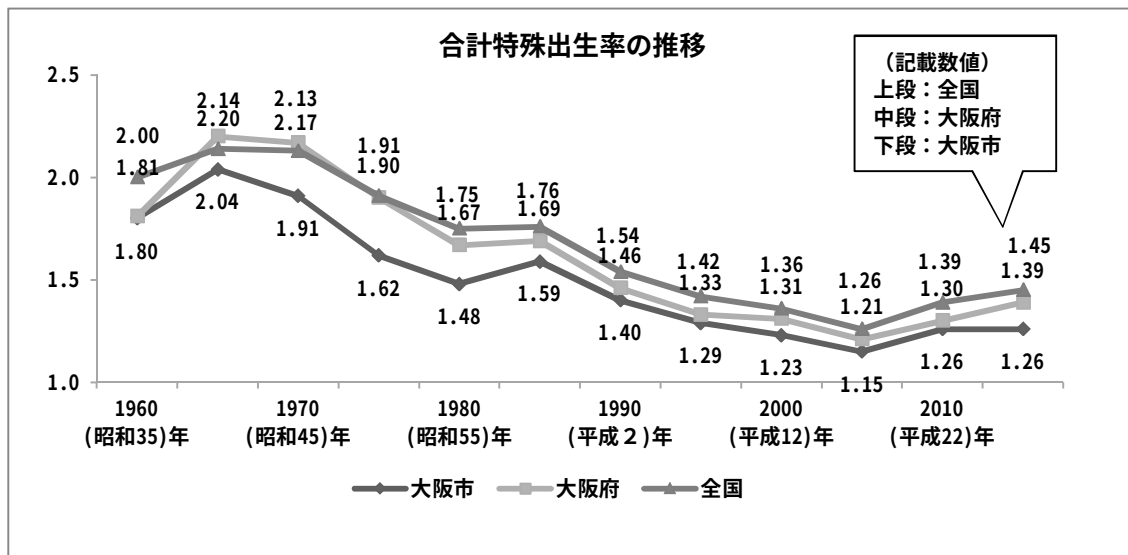
出典：国勢調査

※小数点第二位を四捨五入しているため、合計が 100% とならない場合がある

## その他関連データから見る動向

### ① 合計特殊出生率の推移

全国・大阪府・大阪市の合計特殊出生率の推移を見ると、いずれも昭和40年以降、減少傾向が続き、大阪市については、平成17年には1.15まで落ち込みましたが、その後はやや増加傾向にあり、平成27年は1.26となっています。



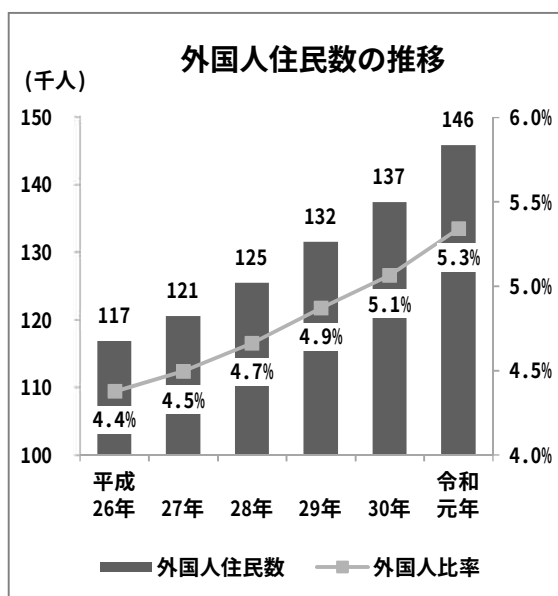
出典：人口動態統計・大阪市保健所

※合計特殊出生率とは15歳～49歳までの女子の年齢別出生率を合計し、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に産むとした場合のこどもの数を計算したもの

## ② 外国人住民数の推移

大阪市の外国人住民数は、令和元年12月末で約14万6千人となっており、平成26年12月末と比較すると約2万9千人増加しています。また、外国人住民構成比について区別でみると、生野区が22.1%と24区中最も高くなっています。

外国人住民国籍別人員の平成27年12月末から令和元年12月末にかけての推移を見ると、韓国及び朝鮮が減少している一方で、特に中国及びベトナムが急増しています。

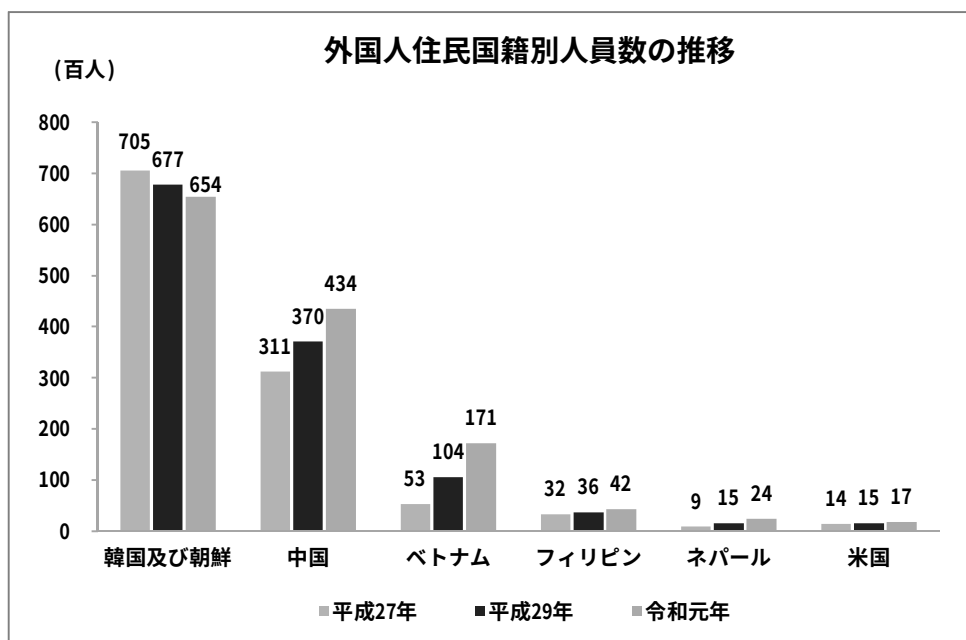


出典：大阪市民局  
(各年12月末現在)

区別外国人住民構成比

| 区名   | 外国人住民構成比(%) | 区名   | 外国人住民構成比(%) |
|------|-------------|------|-------------|
| 北区   | 4.5         | 東淀川区 | 4.3         |
| 都島区  | 3.2         | 東成区  | 8.9         |
| 福島区  | 2.2         | 生野区  | 22.1        |
| 此花区  | 3.2         | 旭区   | 2.6         |
| 中央区  | 8.9         | 城東区  | 3.3         |
| 西区   | 5.0         | 鶴見区  | 1.8         |
| 港区   | 4.1         | 阿倍野区 | 3.1         |
| 大正区  | 2.6         | 住之江区 | 3.4         |
| 天王寺区 | 6.2         | 住吉区  | 3.0         |
| 浪速区  | 13.9        | 東住吉区 | 2.8         |
| 西淀川区 | 4.4         | 平野区  | 4.5         |
| 淀川区  | 4.2         | 西成区  | 9.2         |

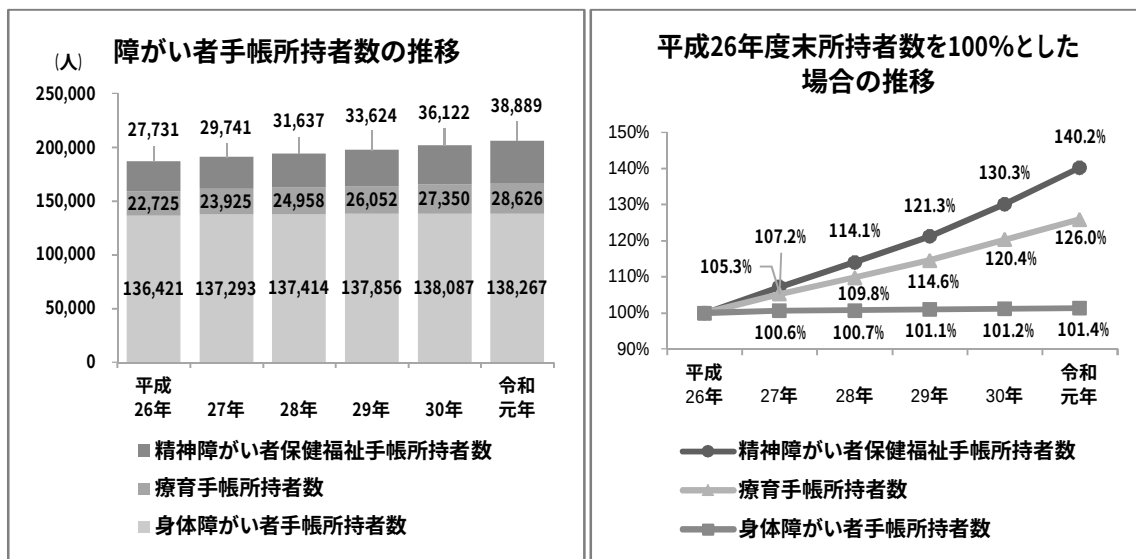
出典：大阪市民局  
(令和元年12月末現在)



人員の多い6か国を掲載  
(各年12月末現在)  
出典：大阪市民局

### ③ 障がい者手帳所持者数の推移

大阪市の障がい者手帳所持者数は身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳のいずれも年々増加しており、令和元年度末には身体障がい者手帳所持者が13万8,267人、療育手帳所持者が2万8,626人、精神障がい者保健福祉手帳所持者が3万8,889人となっています。特に精神障がい者保健福祉手帳所持者数については、平成26年度末に比べ5年間で約1.4倍となっており、身体障がい者手帳・療育手帳所持者と比べ大幅に増加しています。

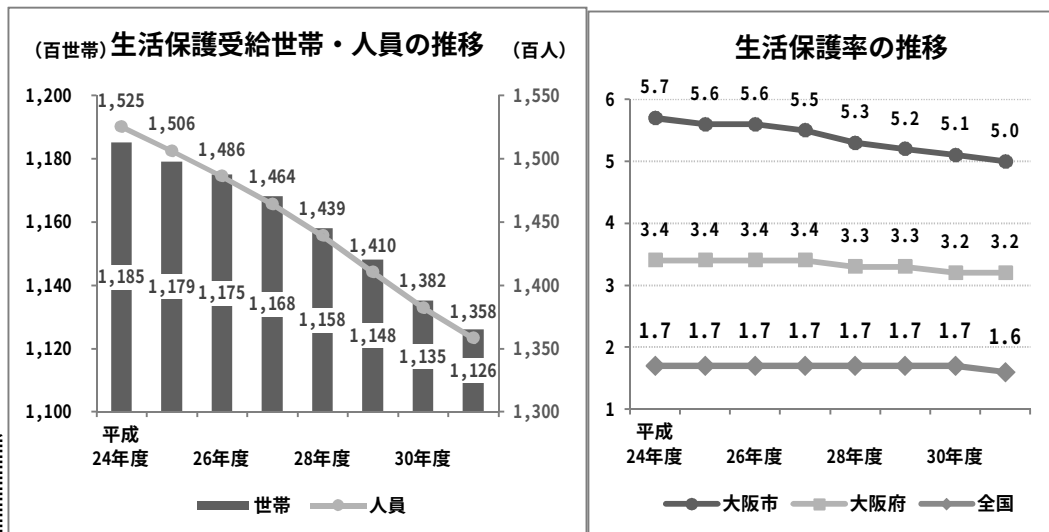


出典：大阪市福祉局（各年度末現在）

### ④ 生活保護の状況

生活保護受給世帯・人員の推移（各年度3月中）を見ると、生活保護受給世帯は平成25年度以降、減少しており、令和元年度には11万2,636世帯となっています。生活保護受給人員は平成24年度以降減少しており、令和元年度では13万5,787人となっています。

また、生活保護率の推移を見ると、大阪市の生活保護率は全国に比べて高いものの、平成25年度以降、減少しており、令和元年度には4.98%となっています。



（各年度3月中）  
出典：大阪市福祉局

（各年度平均値）  
出典：大阪市福祉局・福祉行政報告例  
（生活保護関係及び被保護者調査）

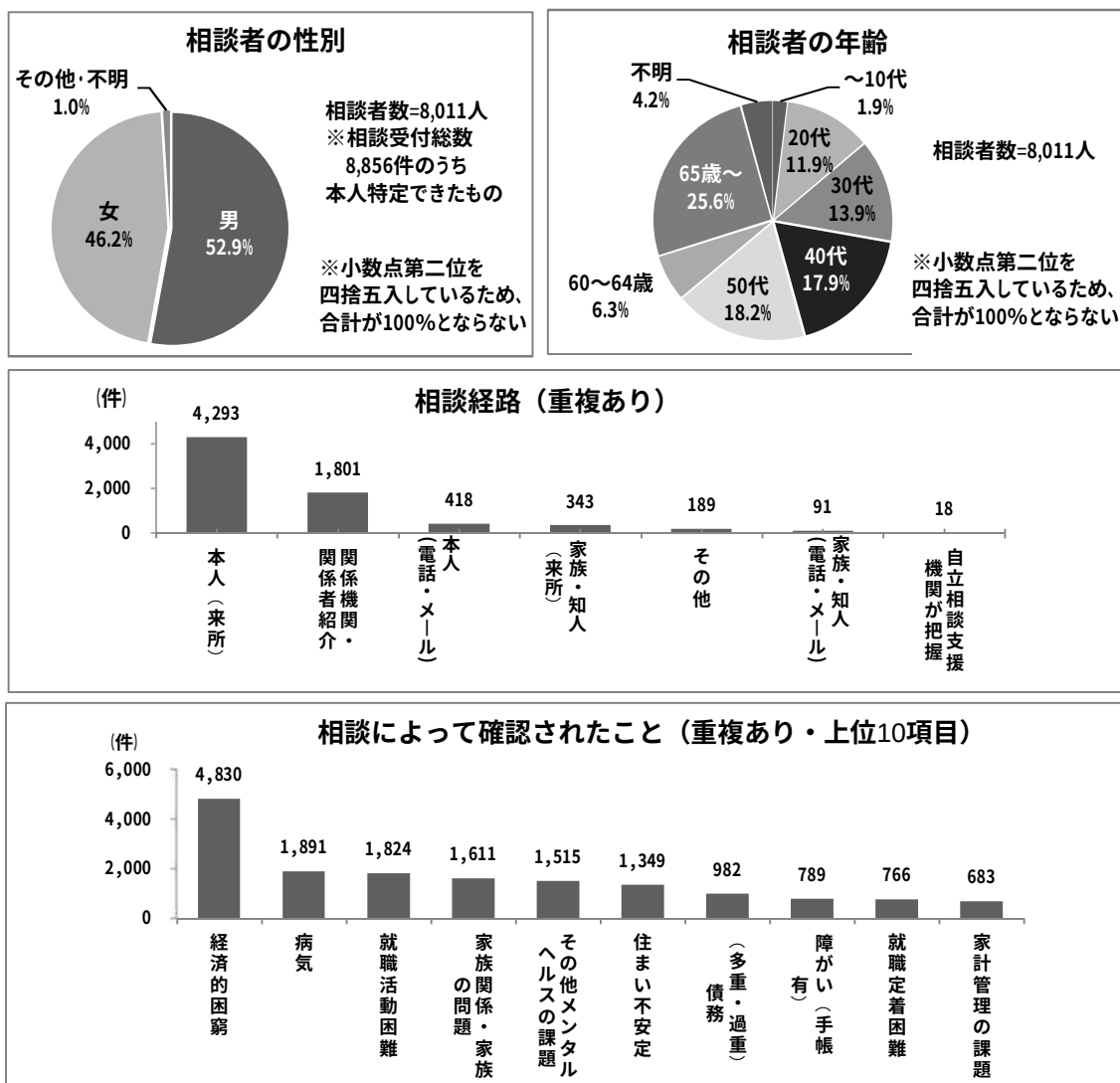


## ⑤ 生活困窮者自立相談支援事業の実施状況

生活困窮者自立相談支援事業の令和元年度の実施状況を見ると、相談者は、52.9%が男性で、相談者の年齢は10代～64歳までの稼働年齢層が70.1%を占めています。また、相談経路は本人の来所による相談が最も多く、以下、関係機関・関係者紹介、本人（電話・メール）、家族・知人の来所と続いています。

相談によって確認された課題は、経済的困窮が最も多くなっており、以下、病気、就職活動困難、家族関係・家族の問題と続いています。

また、令和2年以降、新型コロナウイルスの感染拡大による経済不安の影響を受けて、相談者が増加傾向にあります。特に住居確保給付金の申請件数が急増し、住まいへの支援とともに、第2のセーフティネットとしての役割がますます重要となっています。



## 住居確保給付金 申請件数

|      | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度※ |
|------|--------|-------|--------|
| 申請件数 | 78     | 93    | 8,344  |

※令和2年度は11月末現在の申請件数（暫定値）

出典：大阪市福祉局

### まとめ

- ・平成 27 年の区別の高齢化率を見ると、最も低い西区が 16.1%であるのに対し、最も高い西成区では 38.7%となっています。また、令和元年の区別外国人住民構成比を見ると、最も低い鶴見区が 1.8%であるのに対し、最も高い生野区は 22.1%となっています。区ごとに住民のニーズや特性が大きく異なることから、地域の実情・課題に応じた地域福祉の取り組みが重要です。
- ・平成 27 年の 65 歳以上世帯員のいる世帯のうち、単独世帯の割合を見ると、全国平均の 27.3%に対し大阪市は 42.4%となっており、今後も高齢の単独世帯は増加することが見込まれます。だれもが地域で孤立せず、その人らしい生活を送ることができるよう、みんなで支え合う地域づくりを進めることが重要です。
- ・高齢者や障がい者、外国人住民数は、いずれも近年増加しています。これらの人が抱えるさまざまな課題を解決するためには、その声に耳を傾け、地域全体の課題として受け止め、包括的な支援を行うことができるしくみをつくる必要があります。
- ・外国人住民に限らず、日本国籍を取得した人や、親が外国籍である子どもなど、国籍は日本であっても外国籍の人と同様の課題を抱えている場合があることを踏まえ、施策や事業に取り組む必要があります。

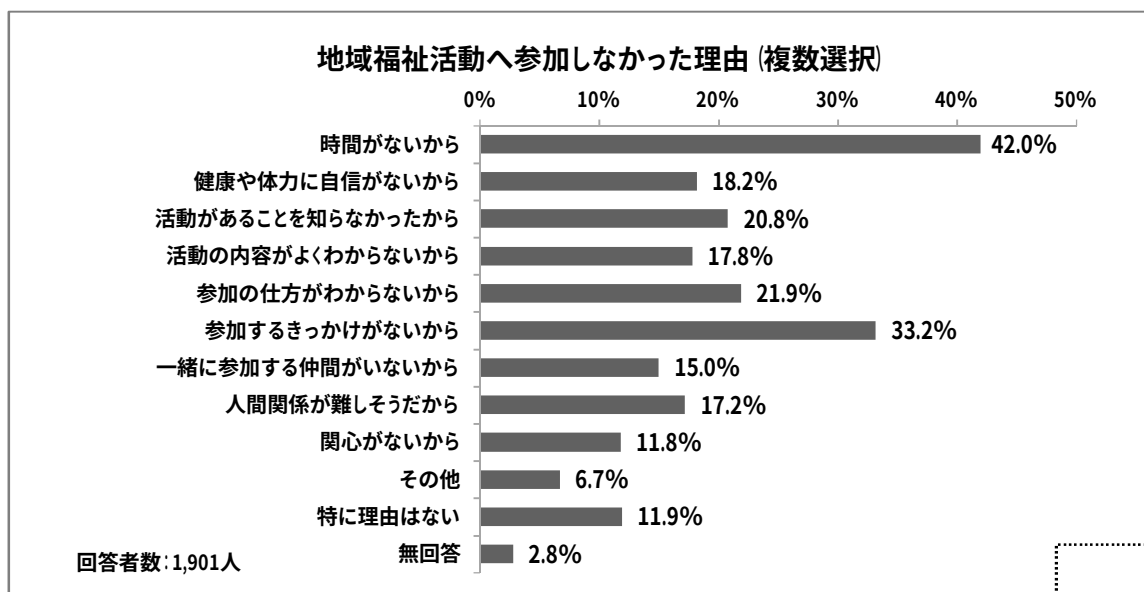
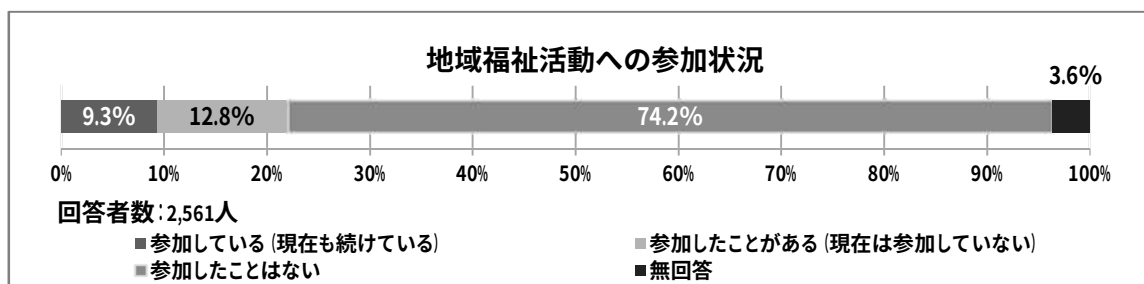
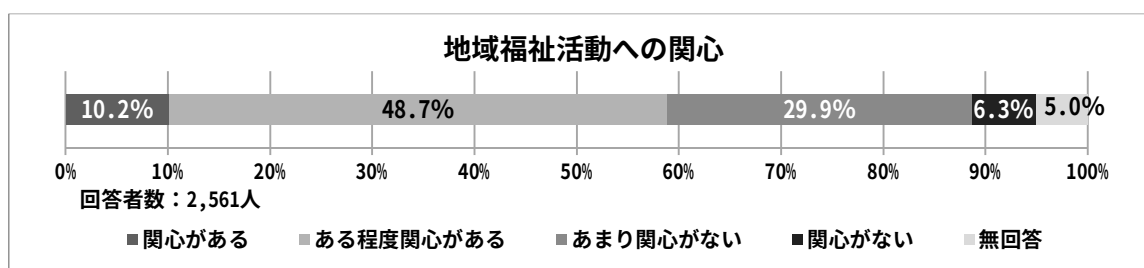
## (2) 市民の意識と活動の状況 ● ● ● ● ● ● ● ●

### ① 地域福祉活動への参加状況

地域福祉実態調査によると、地域福祉活動への関心について、「関心がある」や「ある程度関心がある」を合わせた 58.9%が関心があるとなっています。

一方、地域福祉活動への参加については、「参加したことはない」が 74.2%となっています。

また、地域福祉活動に「参加したことはない」と回答した人に、地域福祉活動に参加しなかった理由について尋ねると、「時間がないから」の割合が 42.0%で最も高く、次いで「参加するきっかけがないから」(33.2%)、「参加の仕方がわからないから」(21.9%)、「活動があることを知らなかったから」(20.8%)となっています。



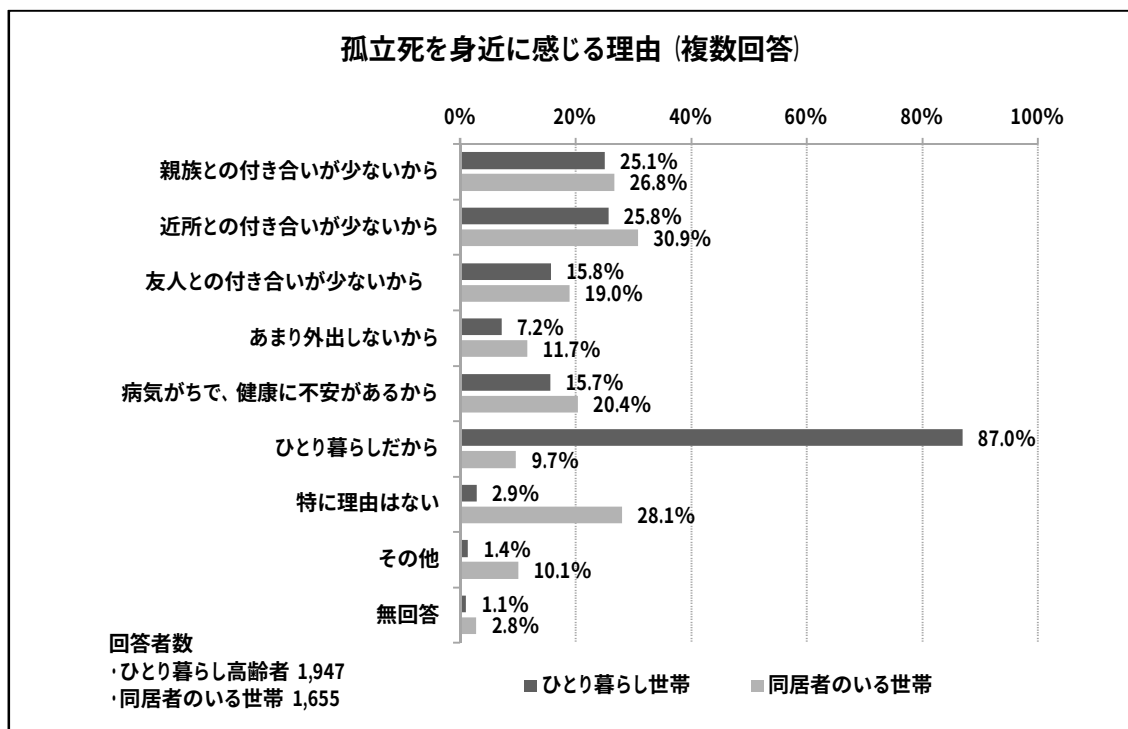
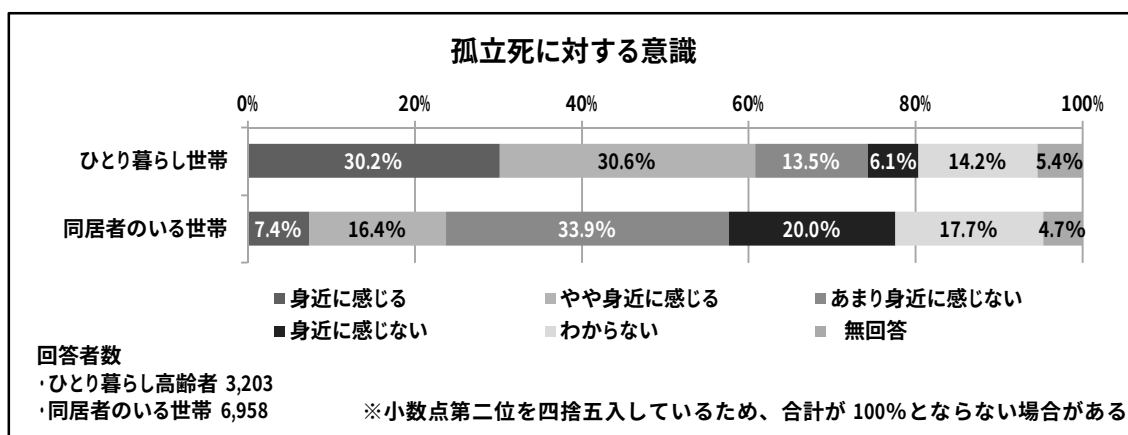
出典：大阪市における地域福祉にかかる実態調査報告書（世論調査）（令和元年度）（抜粋）

## ② 高齢者実態調査から見てくる状況

### (ア) 孤立死について

高齢者実態調査によると孤立死について、ひとり暮らし世帯では「身近に感じる」「やや身近に感じる」を合わせた 60.8%が身近だと感じています。一方、同居者のいる世帯では「身近に感じる」「やや身近に感じる」を合わせた 23.8%が身近だと感じており、ひとり暮らしの高齢者が、より孤立死を身近に感じています。

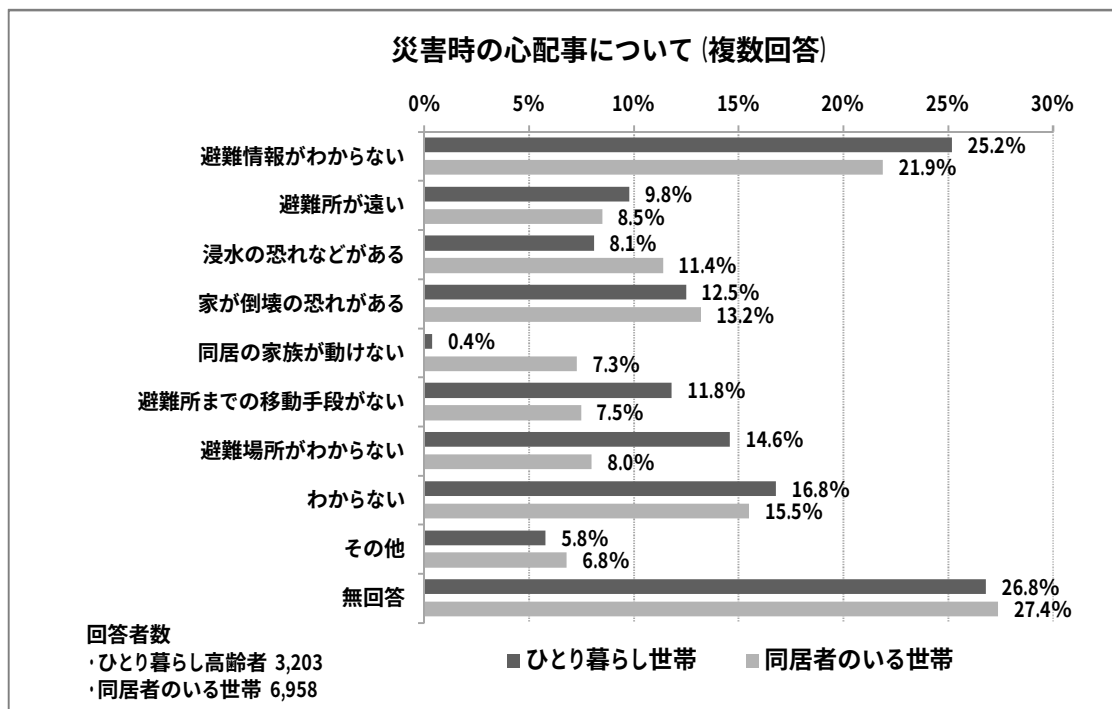
孤立死を身近に感じる理由は、ひとり暮らし世帯では「ひとり暮らしだから」が 87.0%で最も高く、次いで「近所との付き合いが少ないから」が 25.8%となっています。同居者のいる世帯では「近所との付き合いが少ないから」が 30.9%で最も高く、次いで「特に理由はない」が 28.1%となっています。



出典：高齢者実態調査報告書（令和 2 年 3 月）  
調査対象：大阪市内に居住する満 65 歳以上の高齢者から無作為抽出した 20,400 人

## (イ) 災害時の心配ごとについて

災害時の心配ごとについて、ひとり暮らし世帯、同居者のいる世帯ともに「避難情報がわからない」の割合が最も高く、それぞれ25.2%、21.9%となっています。



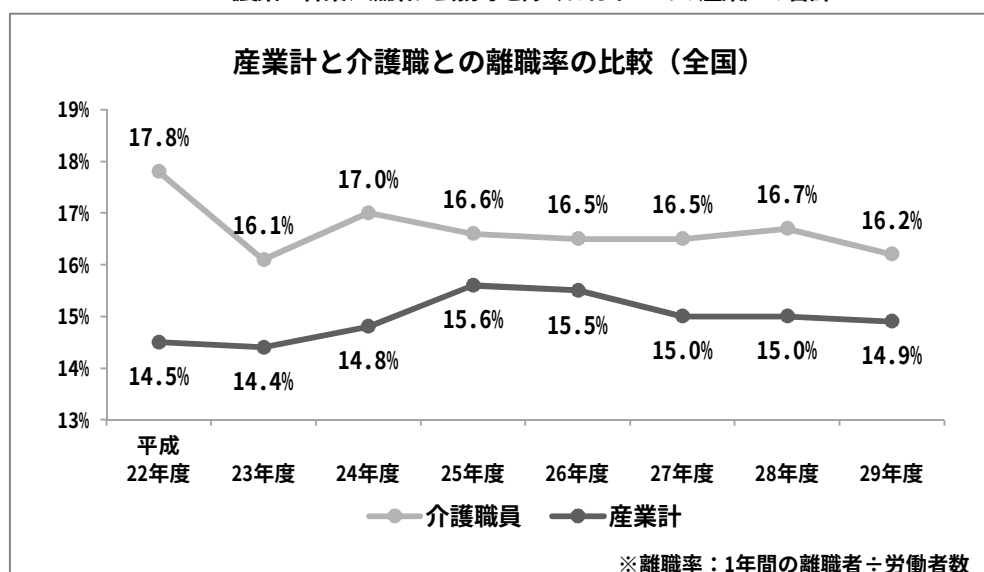
出典：高齢者実態調査報告書（令和2年3月）

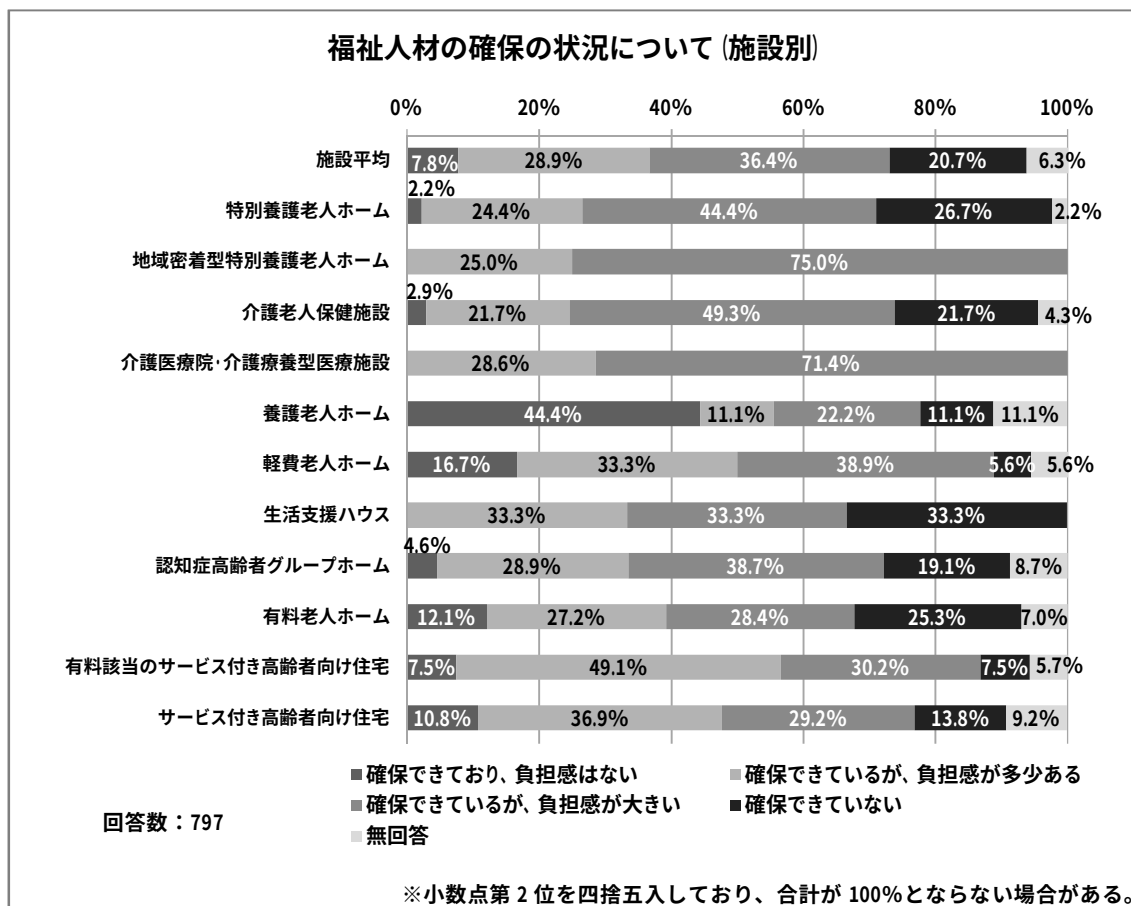
## (ウ) 福祉人材の確保の状況について

産業計と介護職員の離職率については、近年、その差は少なくなってきているものの、依然として介護職員の率が高くなっています。

この状況を反映して、介護保険施設などを対象とした調査では、福祉人材の確保について、「確保できていない」が20.7%、「確保はできているが、負担感が大きい」の割合が36.4%となっています。

産業計：日本標準産業分類に基づく産業の内、厚生労働省が調査の範囲とする産業（農業・林業・漁業、公務等を除くほぼすべての産業）の合計



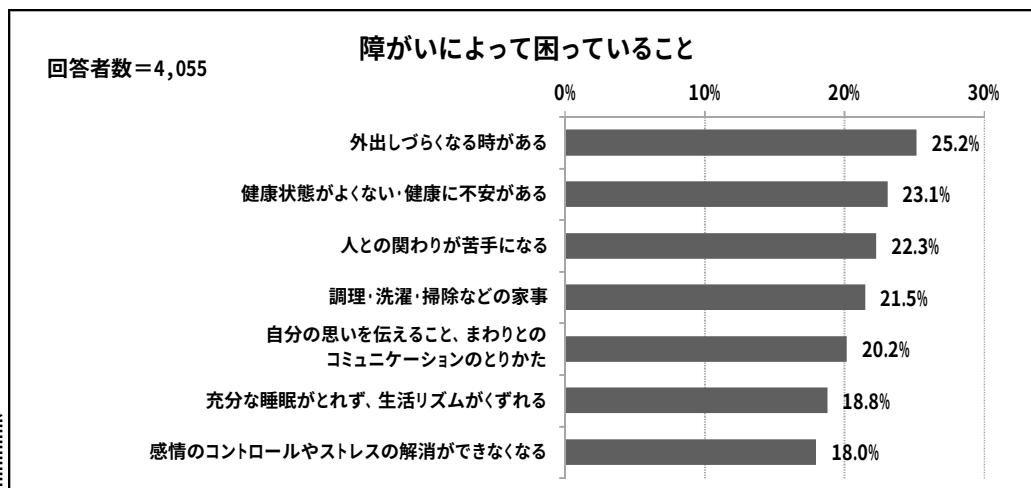


出典：厚生労働省 平成29年度雇用動向調査  
（財）介護労働安定センター 平成29年度介護労働実態調査  
高齢者実態調査報告書（令和2年3月）

### ③ 障がい者等基礎調査から見えてくる状況

#### （ア）障がいによって困っていることについて

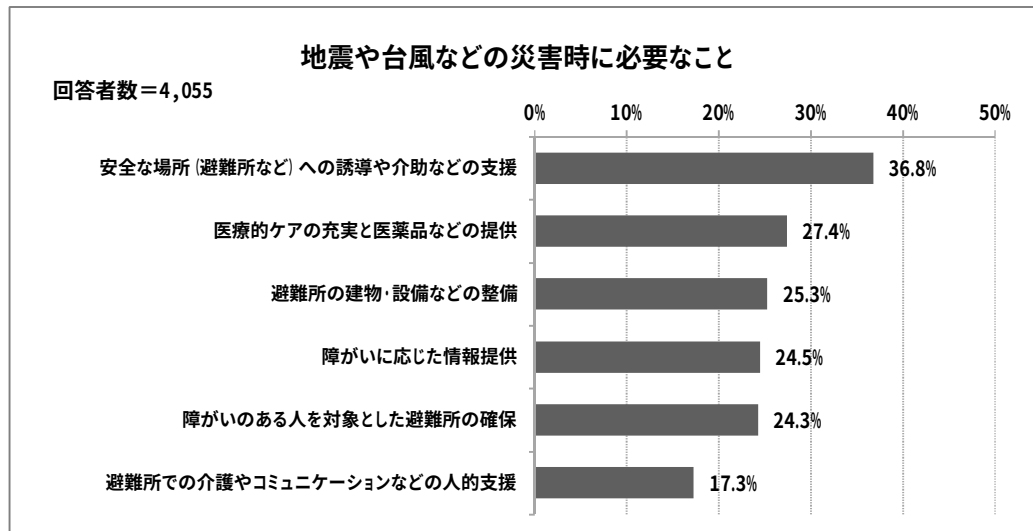
障がいによって困っていることについて、「外出しづらくなる時がある」が25.2%で最も高く、次いで「健康状態がよくない・健康に不安がある」が23.1%、「人との関わりが苦手になる」が22.3%、「調理・洗濯・掃除などの家事」が21.5%となっています。



出典：令和元年度 大阪市障がい者等基礎調査報告書（抜粋）

## (イ) 災害時に必要なことについて

地震や台風などの災害時に必要なことについて、「安全な場所（避難所など）への誘導や介助などの支援」が36.8%で最も高く、次いで「医療的ケアの充実と医薬品などの提供」（27.4%）、「避難所の建物・設備などの整備」（25.3%）、「障がいに応じた情報提供」（24.5%）となっています。

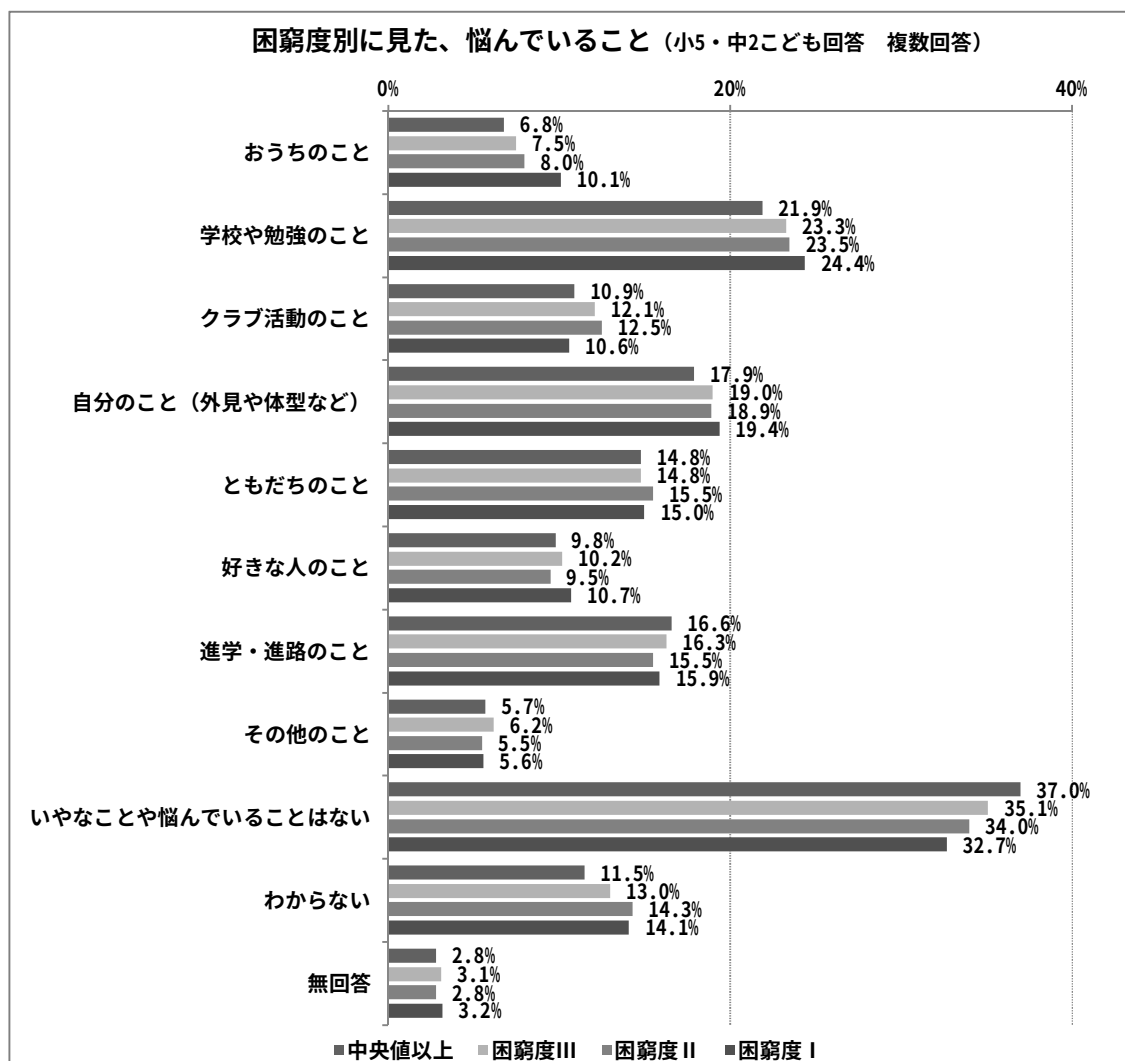
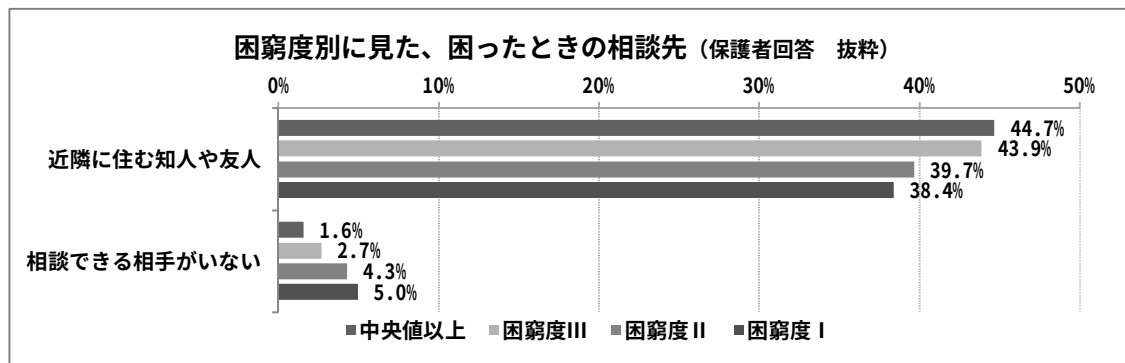


出典：令和元年度 大阪市障がい者等基礎調査報告書（抜粋）

#### ④ 子どもの生活に関する実態調査から見てくる状況

保護者の困ったときの相談先を見ると、困窮度が高いほど、近隣に住む知人や友人に相談している割合が低く、「相談できる相手がいない」の割合が高くなっています。

また、こどもの悩んでいることについて、困窮度が高いほど、「おうちのこと」で悩んでいるとの回答割合が高くなる一方、「いやなことや悩んでいることはない」の回答割合が低くなっています。



出典：大阪府子どもの生活に関する実態調査報告書（2017（平成29）年3月）



## 困窮度の分類と基準

|       |                          |       |
|-------|--------------------------|-------|
|       | 等価可処分所得最大値               | _____ |
| 中央値以上 | 中央値<br>(端から数えて真ん中に位置する値) | _____ |
| 困窮度Ⅲ  | 中央値の60%のライン              | _____ |
| 困窮度Ⅱ  | 中央値の50%のライン              | _____ |
| 困窮度Ⅰ  | 等価可処分所得最小値               | _____ |

※等価可処分所得  
(世帯の可処分所得を世帯人員の  
平方根で割って調整した所得)

困窮度  
低い困窮度  
高い大阪市困窮度別人数  
(小5・中2のいる世帯)

| 困窮度分類 | 人数      | %    |
|-------|---------|------|
| 中央値以上 | 11,456人 | 50.0 |
| 困窮度Ⅲ  | 6,430人  | 28.1 |
| 困窮度Ⅱ  | 1,515人  | 6.6  |
| 困窮度Ⅰ  | 3,490人  | 15.2 |

## まとめ

- ・地域福祉実態調査では約6割の人が地域福祉活動への関心がある一方、現在活動に参加している割合は約1割にとどまっており、その理由としては、「時間がないから」に次いで、「参加するきっかけがないから」が高くなっています。地域福祉活動への参加を促進するためには、さまざまな地域福祉活動にかかる情報を発信することが必要です。
- ・高齢者実態調査によると、高齢者世帯では3割以上が孤立死を身近だと感じており、特に、ひとり暮らし世帯では、その割合は6割以上になっています。そのため、見守り活動を充実するなど、だれもが安心して暮らし続けられるまちづくりを進めることが必要です。
- ・介護職員の離職率は他の産業と比べて高く、人材の確保が難しい状況にあります。そのため、資格を持ちながら職についていない人の復職支援を行うことなどが必要です。また、少子高齢化が進む中、人材の育成・確保については中長期的な視点をもって取り組むことが必要であり、こどもの頃から福祉に親しみを持ってもらうなど裾野を広げることも重要です。
- ・「子どもの生活に関する実態調査」によると、困窮度が高いほど保護者が相談できる相手がいらないなど、地域との関わりが薄くなっている状況がうかがえます。こどもや保護者の居場所づくりを行うなど身近な地域に暮らす者同士であるからこそ助け合えることがたくさんあり、地域全体で助け合う意識づくりが必要です。また、こどもが長時間過ごす学校において、支援が必要なこどもを発見し適切な支援につなぐしくみも必要です。

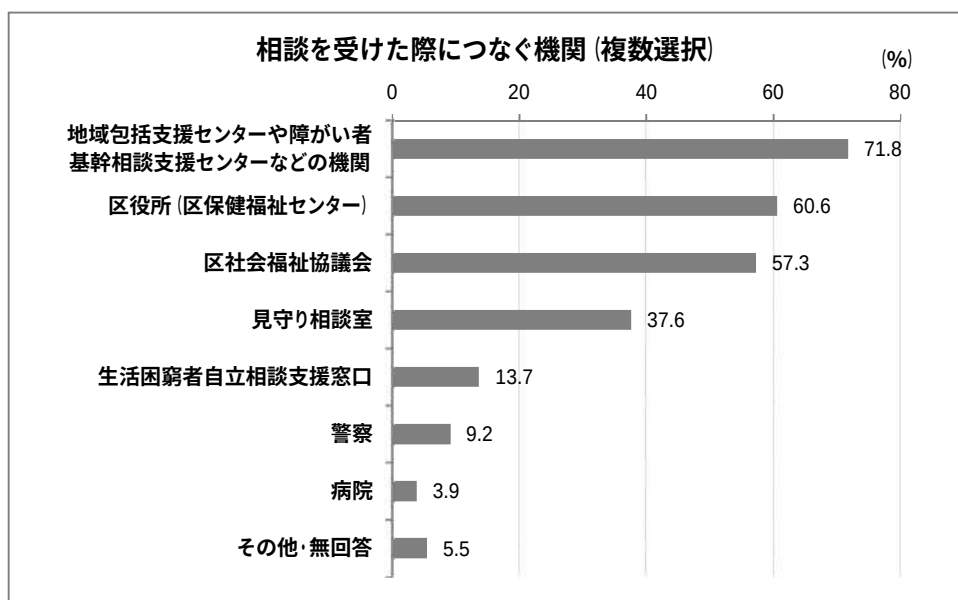
### (3) 地域における団体等の活動の状況 ● ● ● ● ● ● ●

#### ① 社会福祉協議会の状況

市社協及び各区社協は、社会福祉法で「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と規定された社会福祉法人であり、大阪市及び全区に設置されています。

市社協及び区社協には地域の各種団体や住民が参加しており、地域の見守り活動の支援や地域住民が交流する場の設置支援、ボランティア活動者の登録・斡旋など、福祉のまちづくりを目的としたさまざまな取り組みが行われています。(P16 参照)

地域福祉実態調査によると、民生委員・児童委員等が地域住民から相談を受けた際に連携する機関として、「地域包括支援センターや障がい者基幹相談支援センターなどの機関」、「区役所（保健福祉センター）」等の公的機関に次いで区社協が挙げられており、地域福祉推進の中心的役割を担っています。

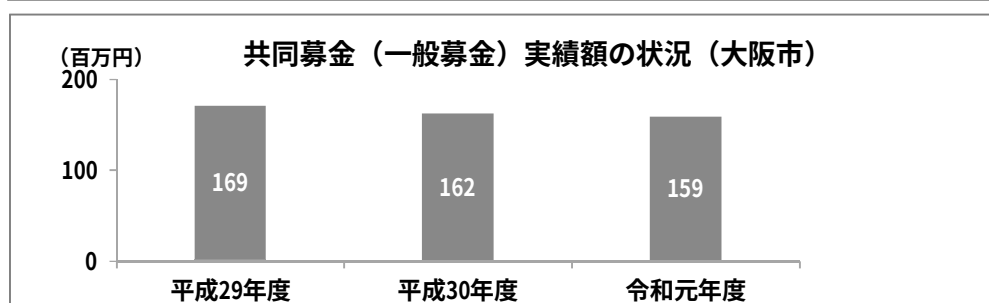
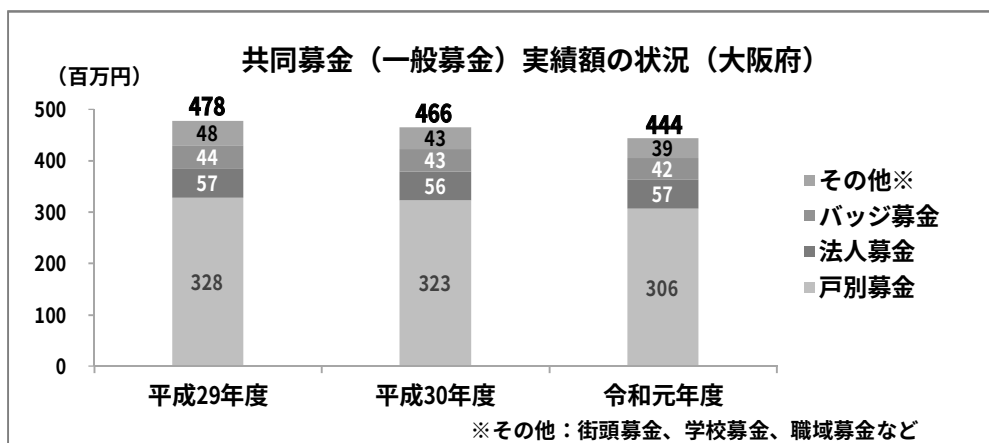


出典：大阪市における地域福祉にかかる実態調査報告書  
(地域福祉の推進役としての地域住民) (令和元年度) (抜粋)

#### ② 共同募金実績額の状況

都道府県ごとに行われる共同募金について、大阪府の実績額の推移を見ると、年々減少傾向にあり、令和元年度は、約4億4,400万円となっています。募金の内訳を見ると、戸別募金の減少の影響が大きくなっています。

また、大阪市の実績額の推移を見ても、大阪府の傾向と同様、年々減少傾向にあり、令和元年度は、約1億5,900万円となっています。



出典：（社福）大阪府共同募金会の資料をもとに大阪市福祉局作成

## 共同募金

### 共同募金とは

- 「赤い羽根」をシンボルとする募金で、戦後復興の一助として、戦争の打撃を受けた福祉施設を中心に資金支援する活動としての機能を果たしてきました。
- 民間の募金運動で、集まった募金は、その地域の福祉活動に使われていることから、地域福祉の推進に役立っています。
- 地域ごとの使いみちや集める額を事前に定めて、募金を呼びかける計画募金です。

### 社会福祉法

- 社会福祉法において、「地域福祉計画」「社会福祉協議会」と並んで、「共同募金」が地域福祉の推進の中に規定されています。

### 共同募金運動の歴史

- 第1回 昭和22年 「国民的たすけあい運動」の一環として創設  
募金期間は1か月(11月25日～12月25日)
- 第2回 昭和23年 「赤い羽根」をシンボルとして採用
- 第8回 昭和29年 NHK 歳末たすけあい募金も共同募金の一環に
- 第13回 昭和34年 民生委員・児童委員協議会が主催する歳末たすけあい運動のうち、「寄付者からの寄付金や品物」についても共同募金の一環に  
募金期間の延長(10月1日～12月31日)
- 第70回 平成28年 全国で運動期間が延長(10月1日～翌年3月31日)

### 共同募金（一般募金）の状況

令和元年度 募金実績

<大阪府：4億4,352万6千円（内、大阪市：1億5,851万9千円）>

主な募金種別の内訳は、戸別募金3億576万9千円、法人募金5,674万2千円、バッジ募金4,227万6千円となっており、3種別で一般募金の90%以上を占めています。

## 共同募金の使いみち

### ① 広域福祉事業

大阪府内の社会福祉施設、社会福祉団体、大阪府・大阪市社会福祉協議会等に配分します。

【大阪市内における実績：大阪市里親会『夏季研修及びレクリエーション事業、シンポジウム等の啓蒙活動事業』

（事業内容：里親同士が相携え、受託児童の養育について、里親自身の研鑽と相互の理解を深め、里親制度の普及啓発を図るための研修等各種事業を行う事業）など】

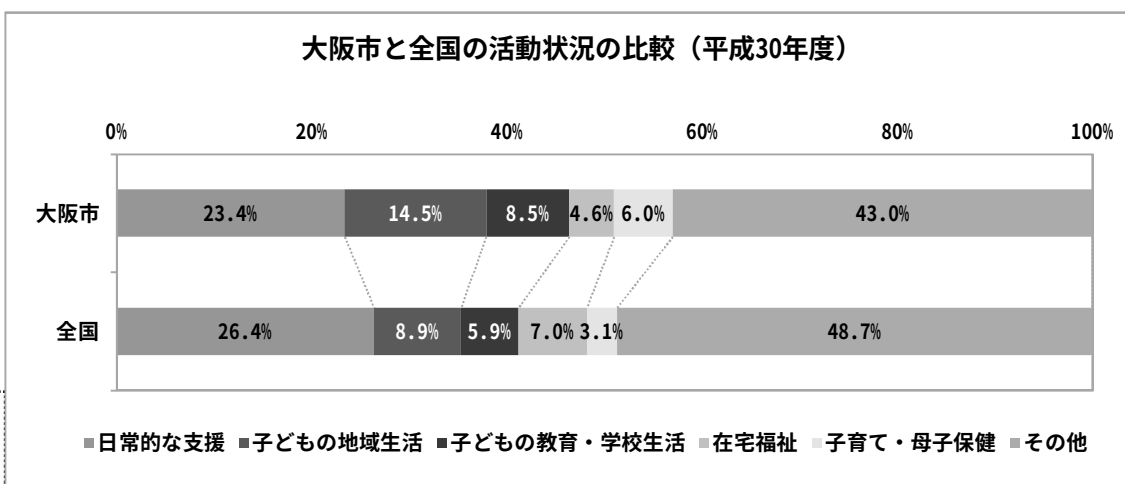
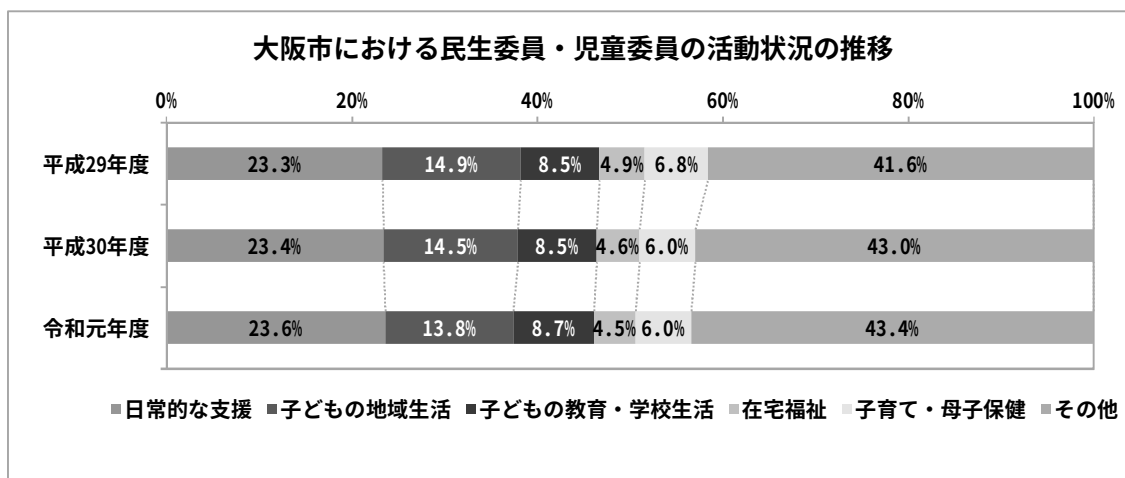
### ② 地域福祉事業

各地区の地域福祉事業を推進するため、市区町村社会福祉協議会に配分します。

【大阪市内における実績：学習支援事業（住吉区）、敬老会等助成事業（東成区）など】

### ③ 民生委員・児童委員活動の内容別相談・支援件数

令和元年度の大阪市における民生委員・児童委員の活動状況を見ると、日常的な支援の割合が23.6%と最も高くなっています。次いで、子どもの地域生活の割合が13.8%、子どもの教育・学校生活の割合が8.7%となっています。このほか、子育て・母子保健、在宅福祉、生活環境等、相談内容が多岐にわたっています。全国と比較すると、大阪市では、子どもの地域生活についての相談の割合が高くなっています。



活動状況の「その他」は、生活費や仕事、家族関係、住居に関する相談など  
出典：福祉行政報告例・大阪市福祉局

## 民生委員・児童委員

### 民生委員・児童委員とは

民生委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された特別職の地方公務員であり、給与の支給はなく（無報酬）、ボランティアとして活動しています。

また、民生委員は児童福祉法に定める児童委員を兼ねることとされており、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けています。

大阪市では、民生委員の定数基準を、220 以上 440 以下の世帯につき 1 人とし、地域の実情を考慮して定めており、令和元年度末現在、約 4 千人の民生委員・児童委員が活動しています。  
（全国では約 23 万人）



民生委員・児童委員のマーク

### 民生委員・児童委員の活動

民生委員・児童委員に期待される役割の基本は、住民の身近な相談相手となり、相談内容に応じて適切な支援につなぐことにあり、各地域において住民への相談支援活動を行っています。相談支援活動においては、相談したくても、だれにも相談できずに困っている住民を具体的な相談に結びつける入口となる活動は重要であり、子育てサロンなどの活動にも取り組んでいます。

社会や家庭のありようが変化する中、地域社会において住民が抱える課題は複雑・多様化しており、子育て世帯、高齢者や障がい者世帯の見守りや安否確認などにも重要な役割を果たしています。

また、地域の状況を把握するのは、民生委員活動の基本となる重要なものであり、そのことが行政や関係機関・団体への提言、意見具申の取り組みにつながっています。

民生委員の存在や活動を広く社会に伝えることは、相談支援活動につながることから広報活動にも力を入れて取り組んでいます。

なお、民生委員・児童委員の活動は、地域住民との信頼関係を基盤として成立することから、民生委員には民生委員法に基づき守秘義務が課されています。

### 活動事例

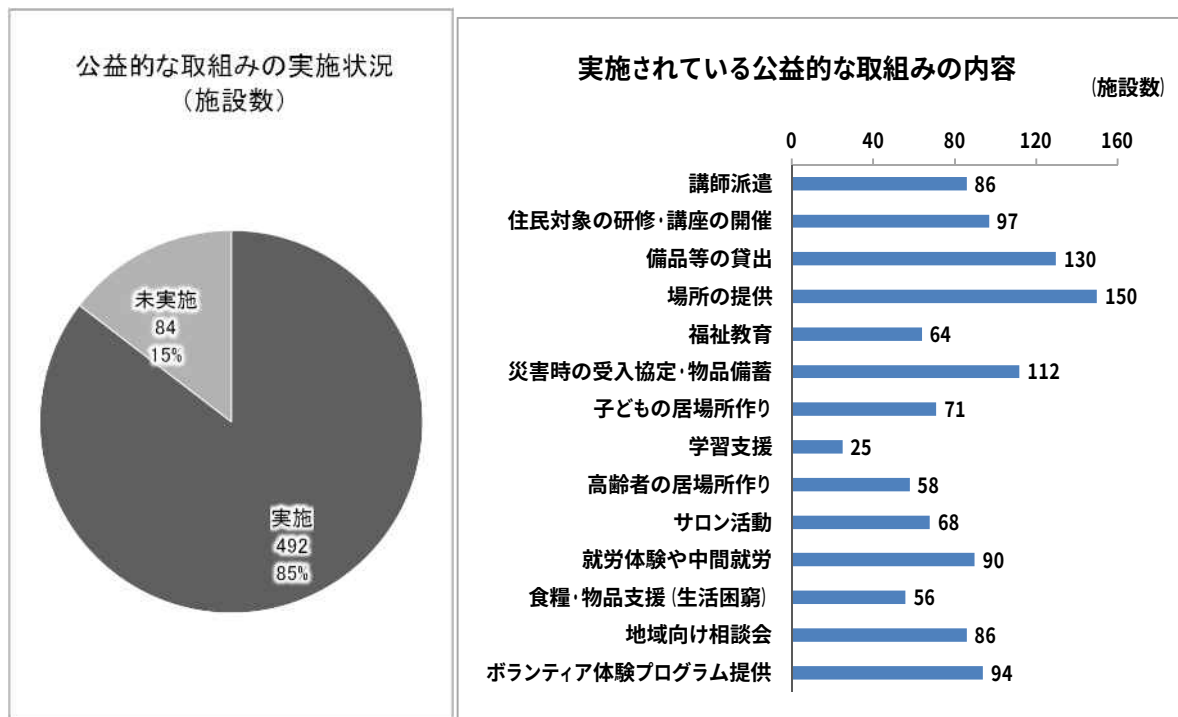
- ・担当区域の高齢者や障がい者のいる世帯、児童・妊産婦・母子家庭などの状況把握（家庭訪問や地域での情報収集など）
- ・ニーズに応じた福祉・サービスなどの情報提供
- ・支援が必要な人のさまざまな相談に応じ、助言
- ・高齢者世帯への友愛訪問による見守りや生活支援
- ・乳幼児健診未受診者事業への協力（未受診家庭の見守り）
- ・児童の登下校時の声かけ、パトロール活動
- ・子育てサロン
- ・歳末助け合い運動 など

### 民生委員制度の歴史

民生委員制度は、大正 6 年に岡山県に設置された「済世顧問制度」と、大正 7 年に大阪府に設けられた「方面委員制度」がはじまりとされており、平成 29 年に制度創設 100 周年、平成 30 年には大阪での制度創設 100 周年という記念すべき節目の年をむかえました。

#### ④ 社会福祉施設の公益的な取り組みの状況

大阪市内には高齢者や障がい者、児童等の福祉施設が多数あり、各施設で地域を対象とした公益的な取り組みが実施されています。具体的な取り組みの内容としては、「場所の提供」や「備品等の貸出」、「災害時の受入協定・物品備蓄」が多いほか、各施設の強みを活かしたさまざまな取り組みが行われています。



出典：大阪市社会事業施設協議会の資料をもとに大阪市福祉局が作成

#### ⑤ 地域活動協議会の状況

地域活動協議会とは、概ね小学校区を範囲として、地域団体や NPO、企業など地域のまちづくりに関するいろいろな団体が集まり、話し合い、協力しながら、さまざまな分野における地域課題の解決やまちづくりに取り組んでいくためのしくみです。

地域活動協議会では、地域の実情を踏まえた地域福祉活動が行われています。

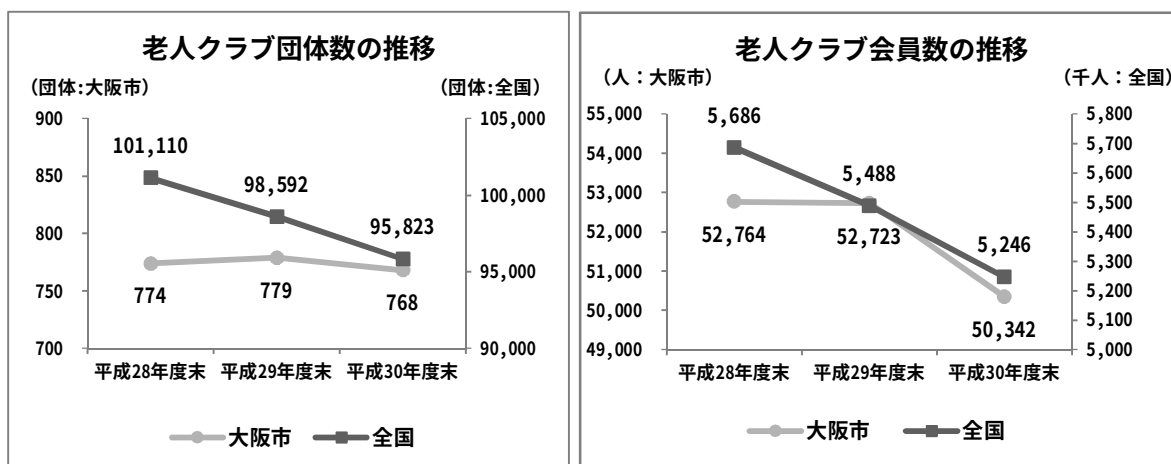
##### 地域活動協議会で実施されている主な地域福祉活動

高齢者食事サービス、ふれあい喫茶、子育てサロン、敬老のつどい、百歳体操など

出典：各区役所ホームページ（抜粋）

## ⑥ 老人クラブ数と会員数の推移

老人クラブ数と会員数の推移を見ると、会員の高齢化や会長のなり手不足を背景に、全国的な傾向と同様、大阪市においても団体数、会員数ともに減少傾向にあり、平成30年度末では、団体数は768団体、クラブ会員数は5万342人となっています。



出典：厚生労働省  
大阪市福祉局

## 老人クラブ

老人クラブとは

老人クラブは、仲間づくりを通して、生きがいと健康づくり、生活を豊かにする楽しい活動を行うとともに、その知識や経験を生かして、地域のさまざまな団体と共同し、地域を豊かにする社会活動に取り組み、明るい長寿社会づくり、保健福祉の向上に努めることを目的とする団体です。大阪市ではおおむね小学校区ごとに結成された「単位老人クラブ」を基礎として組織されています。

老人クラブの活動

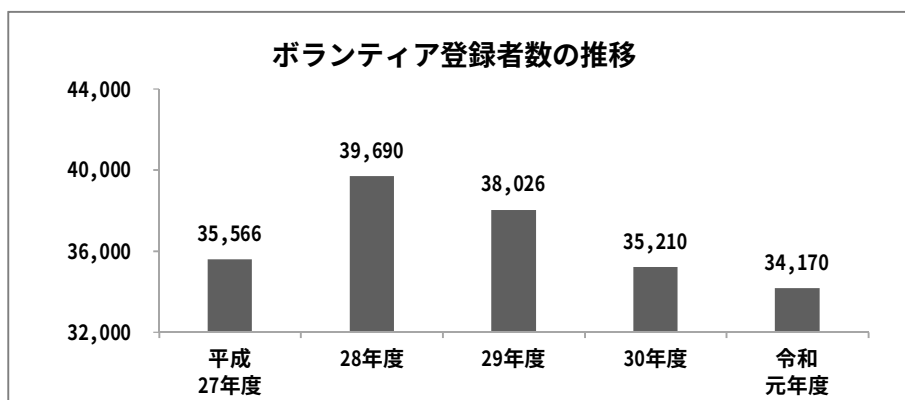
老人クラブは、発足当初から「健康」「友愛」「奉仕」の活動に取り組んでいます。

毎年9月の大阪市高齢者福祉月間には、友愛活動の一環として各区のねたきり高齢者を対象とした友愛訪問や百歳長寿者お祝い訪問を実施しています。また、全国運動として制定された9月20日の老人クラブ「社会奉仕の日」を中心に、さまざまな奉仕活動にも取り組んでいます。

さらに、地域包括ケアシステムでは、生活支援や介護予防で重要な役割を果たすことが期待されています。(P52 参照)

## ⑦ ボランティア登録者数の推移

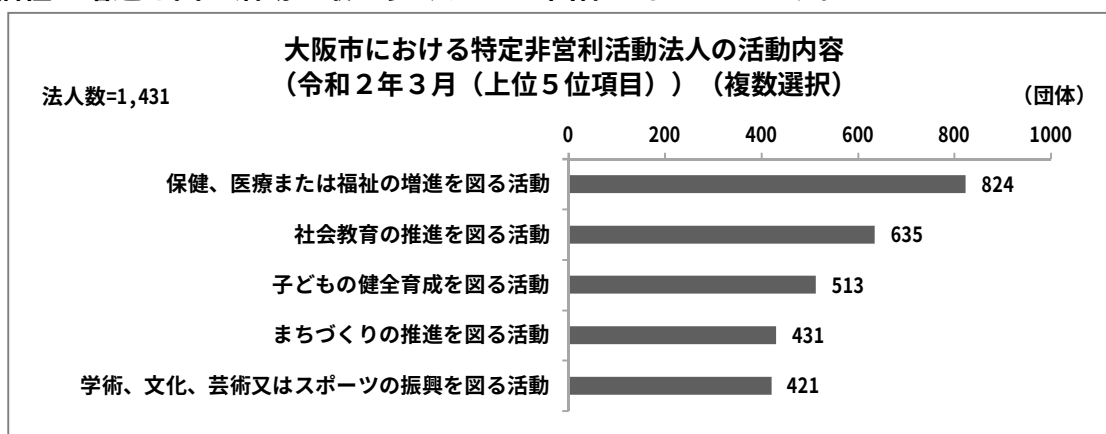
市社協及び区社協におけるボランティア登録者数の推移を見ると、減少傾向にあり、令和元年度は3万4,170人となっています。



出典：大阪市福祉局

## ⑧ 大阪市における特定非営利活動（NPO）法人の活動内容

大阪市における特定非営利活動（NPO）法人の活動内容を見ると、保健、医療又は福祉の増進を図る活動が最も多く、824団体となっています。



出典：内閣府 NPO ホームページ

### まとめ

- ・大阪市では、民生委員・児童委員や地域活動協議会、ボランティアや NPO 法人などにより活発に地域福祉活動が行われています。そのような活動が充実するよう支援する取り組みが必要です。
- ・共同募金（一般募金）の大きな割合を占める戸別募金は町会に加入しない人が増えたことなどを背景に年々減少しています。一方、クリック募金など新しい形の地域福祉活動への寄付もあります。さまざまな寄付にかかる情報を周知し社会全体で寄付文化の醸成のために取り組んでいくことが必要です。



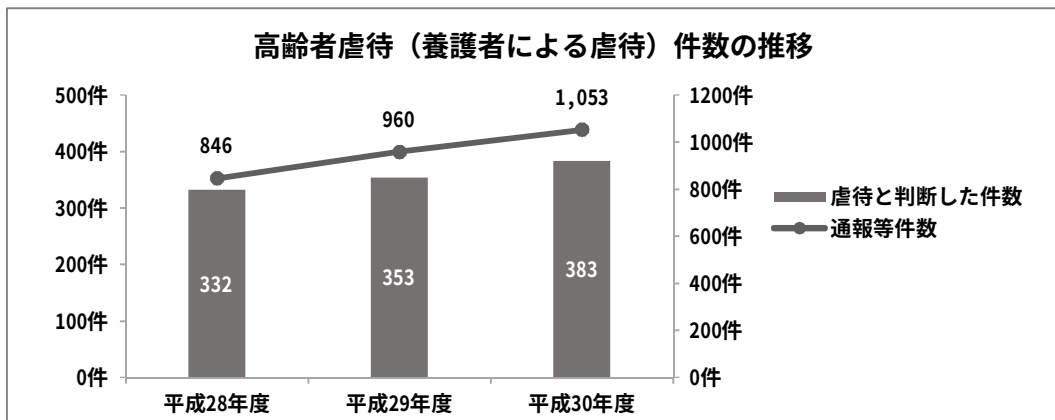
## (4) 地域における社会問題の状況 ● ● ● ● ● ● ●

**虐待等の状況**

## ① 高齢者虐待について

- ・養護者（身のまわりの世話や金銭管理等をしている家族等）による高齢者虐待

大阪市における平成28年度以降の通報等件数及び虐待と判断した件数の推移を見ると、ともに増加しており、平成30年度では、通報等件数は1,053件、虐待と判断した件数は383件となっています。虐待の種別の状況では「身体的虐待」が最も高く60.6%となっており、虐待者は高齢者の子（息子・娘）が全体の半数以上（59.0%）を占めています。相談・通報者としては、「警察」が最も多く45.2%、次いで「介護支援専門員・介護保険事業所職員」が29.2%となっています。近隣住民・知人の割合は4.0%となっています。

**虐待の種別・類型（平成30年度・重複あり）**

|        | 身体的虐待 | 心理的虐待 | 介護等放棄 | 経済的虐待 | 性的虐待 |
|--------|-------|-------|-------|-------|------|
| 人数     | 240   | 118   | 97    | 74    | 2    |
| ※割合（％） | 60.6  | 29.8  | 24.5  | 18.7  | 0.5  |

※被虐待高齢者の総数396人に対する割合

**通報者（届出を含む）の状況（平成30年度・重複あり）**

|       | 警察   | 介護支援専門員・<br>介護保険事業所職員 | 医療機関関係者 | 家族・親族 |
|-------|------|-----------------------|---------|-------|
| 人数    | 491  | 317                   | 68      | 58    |
| 割合（％） | 45.2 | 29.2                  | 6.3     | 5.3   |

|       | 近隣住民・知人 | 被虐待者本人 | 区保健福祉<br>センター職員 | 民生委員 |
|-------|---------|--------|-----------------|------|
| 人数    | 43      | 39     | 30              | 6    |
| 割合（％） | 4.0     | 3.6    | 2.8             | 0.6  |

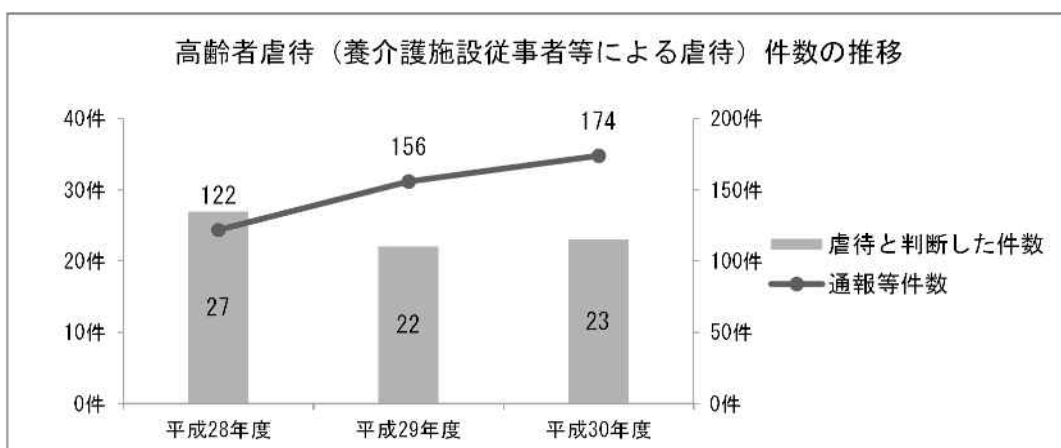
**被虐待者から見た虐待者の続き柄（平成30年度）**

|       | 息子   | 夫    | 娘    | 妻   | 兄弟姉妹 | 子の配偶者 | 孫   | その他 |
|-------|------|------|------|-----|------|-------|-----|-----|
| 人数    | 174  | 82   | 75   | 25  | 16   | 11    | 11  | 28  |
| 割合（％） | 41.2 | 19.4 | 17.8 | 5.9 | 3.8  | 2.6   | 2.6 | 6.6 |

※虐待者422人（被虐待者ごとにカウントした延べ数）の内訳  
出典：大阪市福祉局

・養介護施設従事者等（老人ホームなどの入所施設や訪問介護等事業所の職員等）による高齢者虐待

大阪市における平成28年度以降の通報等件数及び虐待と判断した件数の推移を見ると、平成30年度では、通報等件数は増加しており、174件、虐待と判断した件数はほぼ横ばいで23件となっています。虐待の種別の状況では「身体的虐待」が最も高く58.3%となっており、相談・通報者としては、「家族・親族」が最も高く25.9%となっています。



虐待の種別・類型（平成30年度・重複あり）

|        | 身体的虐待 | 心理的虐待 | 介護等放棄 | 経済的虐待 | 性的虐待 |
|--------|-------|-------|-------|-------|------|
| 人数     | 28    | 11    | 10    | 2     | 2    |
| ※割合（%） | 58.3  | 22.9  | 20.8  | 4.2   | 4.2  |

※被虐待高齢者の総数53人に対する割合

通報者（届出を含む）の状況（平成30年度・重複あり）

|       | 家族・親族 | 当該施設職員 | 当該施設元職員 | 被虐待者本人 |
|-------|-------|--------|---------|--------|
| 人数    | 45    | 32     | 11      | 9      |
| 割合（%） | 25.9  | 18.4   | 6.3     | 5.2    |

|       | 医療機関関係者 | 警察  | 介護支援専門員 |
|-------|---------|-----|---------|
| 人数    | 6       | 4   | 2       |
| 割合（%） | 3.4     | 2.3 | 1.1     |

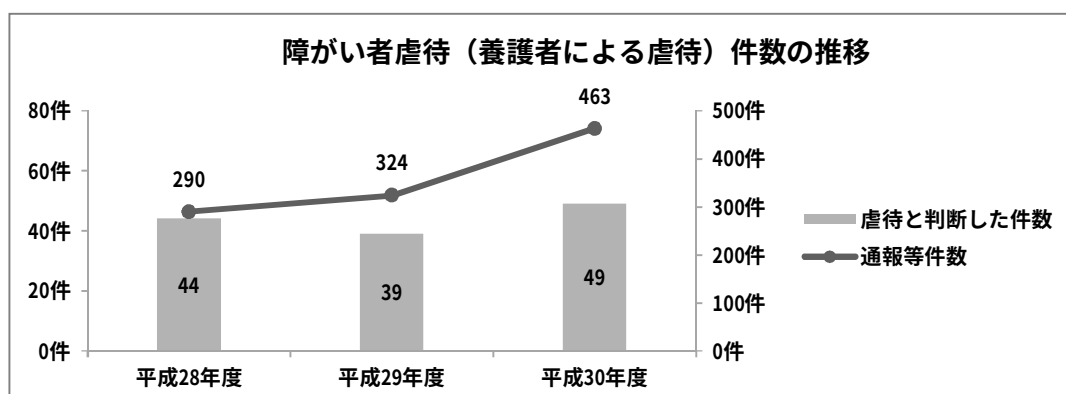
※通報等件数174件に対する割合

出典：大阪市福祉局作成

## ② 障がい者虐待について

- ・養護者（身のまわりの世話や金銭管理等をしている家族等）による障がい者虐待

大阪市における平成 28 年度以降の通報等件数及び虐待と判断した件数の推移を見ると、平成 30 年度では、通報等件数は増加しており 463 件、虐待と判断した件数はほぼ横ばいで 49 件となっています。虐待の種別の状況では「身体的虐待」が最も高く 59.2%、相談・通報者としては、「警察」が最も高く 77.7%となっています。また、虐待者は障がい者の母、父、夫が同数で多く、それぞれ全体の 26.5%を占めています。



虐待の種別・類型（平成30年度・重複あり）

|        | 身体的虐待 | 放棄・放置 | 心理的虐待 | 経済的虐待 | 性的虐待 |
|--------|-------|-------|-------|-------|------|
| 人数     | 29    | 15    | 14    | 7     | 7    |
| ※割合（％） | 59.2  | 30.6  | 28.6  | 14.3  | 14.3 |

※被虐待者の49件に対する割合

相談・通報・届出の状況（平成30年度） 件数上位8項目

|       | 警察   | 本人  | 障がい者福祉施設従事者等 | 相談支援専門員 |
|-------|------|-----|--------------|---------|
| 件数    | 386  | 39  | 17           | 16      |
| 割合（％） | 77.7 | 7.8 | 3.4          | 3.2     |

|       | 当該市区町村行政職員 | 介護保険法に基づく居宅サービス事業等従事者等 | 近隣住民・知人 | 医療機関関係者 |
|-------|------------|------------------------|---------|---------|
| 件数    | 14         | 8                      | 7       | 5       |
| 割合（％） | 2.8        | 1.6                    | 2.9     | 1.0     |

※通報等件数497件に対する割合

被虐待者から見た虐待者の続き柄（平成30年度） 重複あり

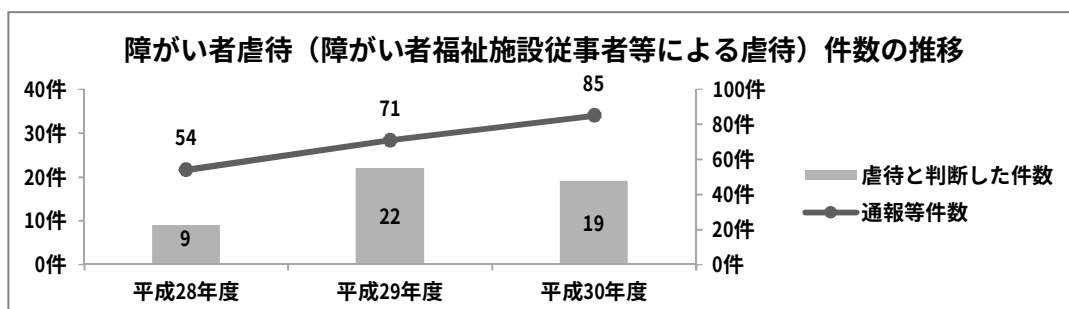
|       | 母    | 父    | 夫    | 兄弟姉妹 | 息子  | 娘   | その他  |
|-------|------|------|------|------|-----|-----|------|
| 人数    | 13   | 13   | 13   | 8    | 1   | 2   | 10   |
| 割合（％） | 26.5 | 26.5 | 26.5 | 16.3 | 2.0 | 4.1 | 20.4 |

※虐待と判断した件数49件に対する割合

出典：大阪市福祉局

・障がい者福祉施設従事者等（障がい者支援施設などの入所施設や就労継続支援事業所、ホームヘルパー等事業所の職員等）による障がい者虐待

平成 28 年度以降の通報等件数及び虐待と判断した件数の推移を見ると、ともに増加しており、平成 30 年度では、通報等件数は 85 件、虐待と判断した件数は 19 件となっています。虐待の種別の状況では「身体的虐待」が最も高く 47.4%、相談・通報者としては、「当該施設・事業所職員」、「当該施設・事業所設置者等」が合わせて 27.1%と最も多く、次いで「家族・親族」が 17.6%となっています。



虐待の種別・類型（平成30年度・重複あり）

|        | 身体的虐待 | 心理的虐待 | 経済的虐待 | 性的虐待 |
|--------|-------|-------|-------|------|
| 人数     | 9     | 8     | 3     | 3    |
| ※割合（％） | 47.4  | 42.1  | 15.8  | 15.8 |

※被虐待者の19件に対する割合

相談・通報・届出の状況（平成30年度） 件数上位8項目

|       | 家族・親族 | 当該施設・事業所職員 | 他の施設・事業所職員 | 本人   |
|-------|-------|------------|------------|------|
| 件数    | 15    | 14         | 13         | 9    |
| 割合（％） | 17.6  | 16.5       | 15.3       | 10.6 |

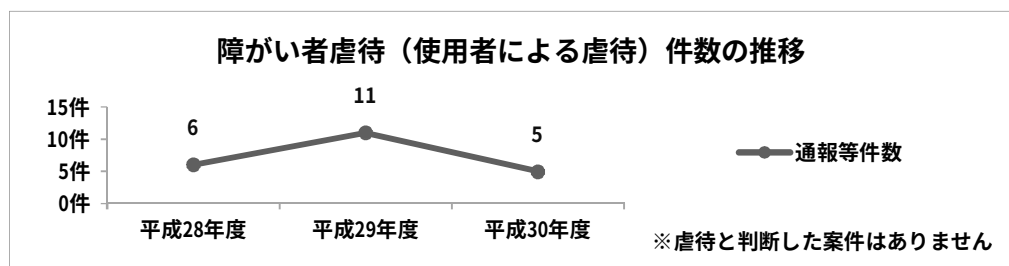
|       | 当該施設・事業所設置者等 | 近隣住民・知人 | 当該施設・事業所元職員 | 当該市区町村行政職員 |
|-------|--------------|---------|-------------|------------|
| 件数    | 9            | 8       | 3           | 3          |
| 割合（％） | 10.6         | 9.4     | 3.5         | 3.5        |

※通報等件数85件に対する割合

出典：大阪市福祉局

・使用者（会社の社長、上司等）による障がい者虐待

平成 28 年度以降の通報等件数の推移を見るとほぼ横ばいとなっています。なお、会社に対して指導の権限を有する労働局でも直接相談通報があれば受理されています。

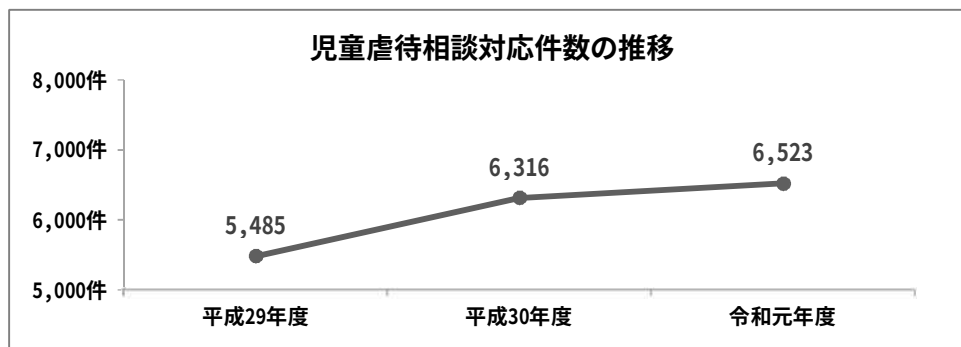


出典：大阪市福祉局

## ③ 児童虐待について

大阪市こども相談センター（児童相談所）における平成29年度以降の児童虐待相談対応件数等の推移を見ると、近年増加しており、令和元年度では、6,523件となっています。

虐待の種別の状況では「心理的虐待」が最も高く63.7%、虐待相談の経路では警察等の割合が最も高く74.1%となっています。また、虐待者は実母・実父で全体の9割（89.9%）を占めています。



## 虐待の種別・類型（令和元年度）

|        | 心理的虐待 | 身体的虐待 | ネグレクト<br>(保護の怠慢・拒否) | 性的虐待 |
|--------|-------|-------|---------------------|------|
| 人数     | 4,157 | 1,431 | 894                 | 41   |
| ※割合(%) | 63.7  | 21.9  | 13.7                | 0.6  |

※虐待相談対応件数6,523件に対する割合

## 虐待相談の経路（令和元年度）

|       | 警察等   | 家族親族 | 学校等  | 近隣知人 | 旧福祉事務所 |
|-------|-------|------|------|------|--------|
| 件数    | 4,832 | 256  | 656  | 178  | 145    |
| 割合(%) | 74.1  | 3.9  | 10.1 | 2.7  | 2.2    |

|       | 児童福祉施設等 | 医療機関等 | 児童本人 | 旧保健センター | その他 |
|-------|---------|-------|------|---------|-----|
| 件数    | 91      | 50    | 24   | 2       | 289 |
| 割合(%) | 1.4     | 0.8   | 0.4  | 0.0     | 4.4 |

※児童虐待相談対応件数6,523件に対する割合

## 被虐待者から見た主な虐待者の続き柄（令和元年度）

|       | 実母    | 実父    | 実父以外の父親 | 実母以外の母親 | その他 |
|-------|-------|-------|---------|---------|-----|
| 人数    | 2,927 | 2,939 | 431     | 17      | 209 |
| 割合(%) | 44.9  | 45.1  | 6.6     | 0.3     | 3.2 |

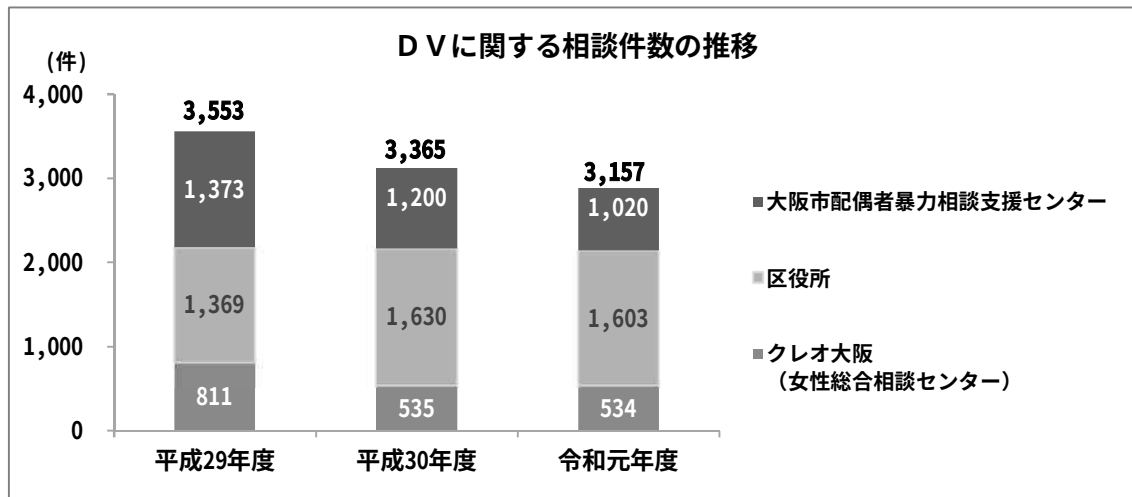
※児童虐待相談対応件数6,523件に対する割合

※小数点第二位を四捨五入しているため、合計が100%とならない場合がある

出典：大阪市こども青少年局

#### ④ ドメスティック・バイオレンス（DV）に関する相談件数

大阪市における DV に関する相談件数を見ると、大阪市配偶者暴力相談支援センターが設置された平成 23 年度以降増加を続けていましたが、平成 29 年度をピークに微減となっており、令和元年度には、3,157 件となっています。

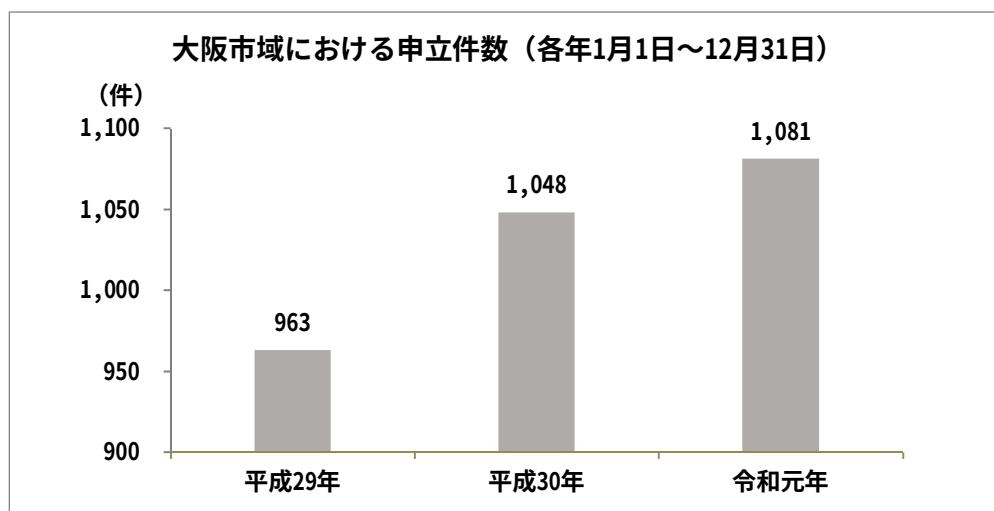


出典：大阪市民政局

#### 成年後見制度の状況

大阪市における成年後見制度利用に関する家庭裁判所への申立件数の推移を見ると、年々増加しており、令和元年では、1,081 件となっています。内訳としては、後見開始の申立が最も多く、令和元年では、全体の 74.2%を占めています。

また、身寄りがなく申立をする人がいないなど、本人の福祉を図るために特に必要があると認められる場合に大阪市長が行う「市長申立」の件数も、近年徐々に増加しており、令和元年では、236 件となっています。

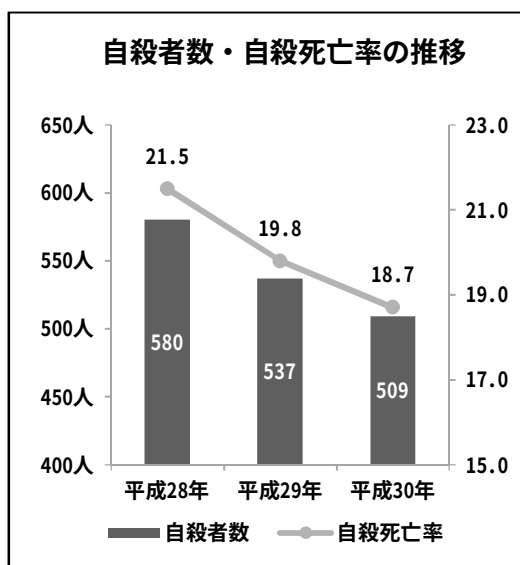


## その他

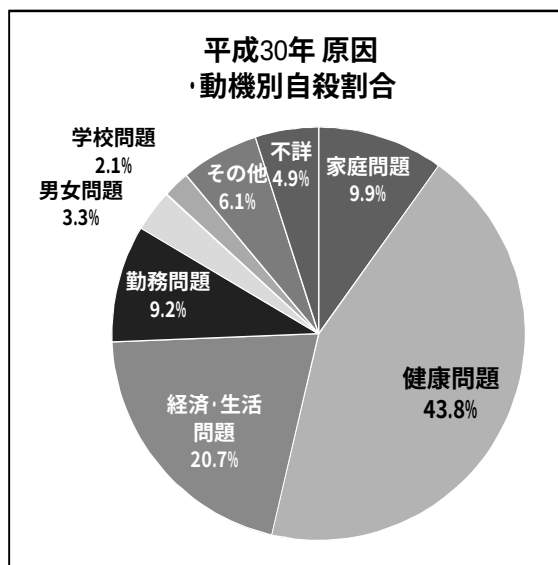
### ① 自殺者数・自殺死亡率の推移

大阪市における自殺者数・自殺死亡率の推移を見ると減少傾向にあり、平成30年では自殺者数が509人、人口10万人当たりの自殺者数を表す自殺死亡率は18.7となっています。

原因別自殺割合を見ると、健康問題を理由として自殺する人が最も多くなっています。



出典：人口動態統計



出典：大阪府ホームページ

### ② 消費者被害の状況

大阪市内の特殊詐欺被害の状況を見ると、預貯金詐欺、架空料金請求詐欺ともに、認知件数と被害金額において前年同期を上回っています。また、被害者の81%が65歳以上の高齢者となっています。

#### 令和2年1～5月における特殊詐欺被害の主な状況

- ・被害者の81%が65歳以上の高齢者
- ・被害者のうち78%が女性で、被害者全体の約67%が高齢女性

#### 預貯金詐欺

|      | 認知件数 | 前年同期 | 被害金額<br>(億円) | 前年同期<br>(億円) |
|------|------|------|--------------|--------------|
| 大阪府内 | 192  | 227  | 2.4          | 2.0          |
| 大阪市内 | 53   | 9    | 0.7          | 0.1          |

- ・大阪府内では前年と比べ、認知件数が約15%減少したが、被害金額は約20%増加した。
- ・大阪府内における特殊詐欺全体のうち、認知件数で約43%(1位)、被害金額で約27%(2位)を占めている。

#### 架空料金請求詐欺

|      | 認知件数 | 前年同期 | 被害金額<br>(億円) | 前年同期<br>(億円) |
|------|------|------|--------------|--------------|
| 大阪府内 | 87   | 78   | 4.2          | 1.7          |
| 大阪市内 | 25   | 7    | 0.6          | 0.08         |

- ・大阪府内では前年と比べ、認知件数が約11%、被害金額は約147%増加した。
- ・大阪府内における特殊詐欺全体のうち認知件数で約19%(2位)、被害金額で約46%(1位)を占めている。

出典：大阪市民局



## 2 地域福祉にかかる法・制度の動向

### (1) 地域共生社会の実現 ● ● ● ● ● ● ● ●

#### ① 国の動向について

##### (ア) 地域包括ケアシステムの構築

団塊の世代のすべてが75歳以上の後期高齢者となる令和7年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築が進められています。

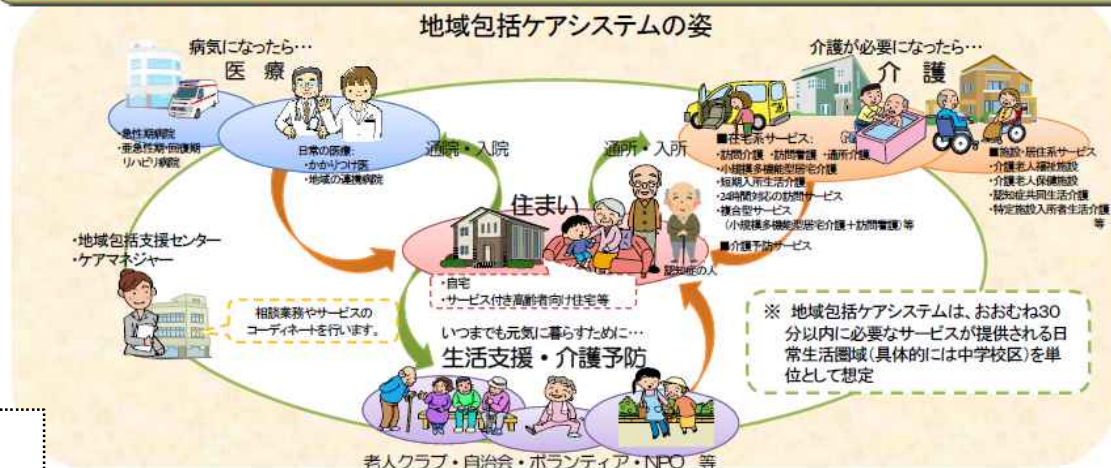
今後、団塊の世代が75歳以上となる令和7年、さらには団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年を見据え、介護サービス需要の更なる増加・多様化、現役世代の減少への対応が重要となっています。

このため、令和2年の介護保険制度の改正では、地域共生社会の実現と令和22年への備えとして、「1. 介護予防・地域づくりの推進／「共生」・「予防」を両輪とする認知症施策の総合的推進」、「2. 地域包括ケアシステムの推進」、「3. 介護現場の革新」を3つの柱とする考え方が示され、この3つの柱は、相互に重なり合い、また関わり合うものと位置づけられています。

#### 【参考】

#### 地域包括ケアシステム

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現していきます。**
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差が生じています。**  
地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要です。**



出典：厚生労働省ホームページ「地域包括ケアシステム」



### (イ) 生活困窮者自立支援制度

平成27年4月から施行された生活困窮者自立支援制度は、最後のセーフティネットである生活保護に至る前の段階から、第2のセーフティネットとして早期に支援を図ることを目的としています。

平成30年10月には、改正法が施行され、地域共生社会の実現に向けて、生活困窮者自立支援制度の2つの基本理念である、「生活困窮者の尊厳の保持」と「生活困窮者支援を通じた地域づくり」が法に規定されました。

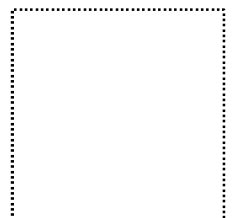
また、生活困窮者の定義として、経済的困窮の背景要因となる、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性などの様々な事情なども含めることが明確化され、包括的に支援を行っていくこととされています。

これに加えて、社会的孤立や自尊感情の低下等により、自らSOSを出すことが難しい生活困窮者が、早期に支援につながるよう、自治体の各部局（福祉、就労、教育、税務、住宅等）において、生活困窮者を把握した場合には自立相談支援事業等の利用勧奨を行うことが努力義務化されるとともに、生活困窮者に対する支援に関する情報の交換や支援体制に関する検討を行うため、関係機関等から構成される会議（支援会議）を設置することができることとなりました。

令和2年4月には、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて、特に住居確保給付金の対象者の拡充や、受給期間中の求職活動要件の大幅な緩和が実施されました。

この拡充等に伴い、急激に相談者が増加する中、第2のセーフティネットとしての役割と、一人ひとりに寄り添った丁寧な「伴走型」支援を両立させるという難しい対応が求められています。また、併せて「新しい生活様式」に対応した支援のあり方を検討していくことも必要となっています。

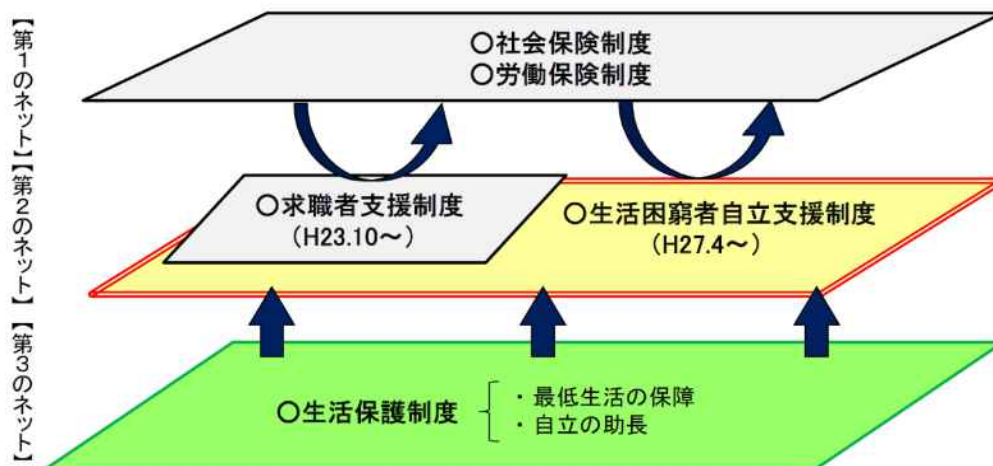
今後とも、経済的課題だけでなく、本人の状況に応じてできる限り幅広い支援を行うこと、さらに、生活困窮者の早期把握や見守りのための地域ネットワークの構築、社会資源の開発などを通じて、住民が相互に支え合う地域づくりをめざします。



【参考】

### 生活に困窮する者に対する重層的なセーフティネット

最後のセーフティネットである生活保護制度及び生活保護に至る前の段階での自立を支援する生活困窮者支援制度により、生活に困窮する者に対して、重層的なセーフティネットを構成している。



出典：厚生労働省「平成 29 年 7 月新たな住宅セーフティネット制度説明会 資料」

### 生活困窮者自立支援制度の理念

※以下に掲げた制度の意義、めざす目標、具体的な支援のかたちは、いずれも本制度の「理念」とされている。

#### 1. 制度の意義

本制度は、生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」を全国的に拡充し、包括的な支援体系を創設するもの。

#### 2. 制度のめざす目標

##### (1)生活困窮者の自立と尊厳の確保

- ・本制度では、本人の内面からわき起こる意欲や想いが主役となり、支援員がこれに寄り添って支援する。
- ・本人の自己選択、自己決定を基本に、経済的自立のみならず日常生活自立や社会生活自立など本人の状態に応じた自立を支援する。
- ・生活困窮者の多くが自己肯定感、自尊感情を失っていることに留意し、尊厳の確保に特に配慮する。

##### (2)生活困窮者支援を通じた地域づくり

- ・生活困窮者の早期把握や見守りのための地域ネットワークを構築し、包括的な支援策を用意するとともに、働く場や参加する場を広げていく。(既存の社会資源を活用し、不足すれば開発・創造していく。)
- ・生活困窮者が社会とのつながりを実感しなければ主体的な参加に向かうことは難しい。「支える、支えられる」という一方的な関係ではなく、「相互に支え合う」地域を構築する。

#### 3. 新しい生活困窮者支援のかたち

- (1)包括的な支援...生活困窮者の課題は多様で複合的である。「制度の狭間」に陥らないよう、広く受け止め、就労の課題、心身の不調、家計の問題、家族問題などの多様な課題に対応する。
- (2)個別的な支援...生活困窮者に対する適切なアセスメントを通じて、個々人の状況に応じた適切な支援を実施する。
- (3)早期的な支援...真に困窮している人ほどSOSを発することが難しい。「待ちの姿勢」ではなく早期に生活困窮者を把握し、課題がより深刻になる前に問題解決を図る。
- (4)継続的な支援...自立を無理に急がせるのではなく、本人の段階に合わせて、切れ目なく継続的に支援を提供する。
- (5)分権的・創造的な支援...主役は地域であり、国と自治体、官と民、民と民が協働し、地域の支援体制を創造する。

出典：厚生労働省「平成 27 年 7 月生活困窮者自立支援制度について」

## 【参考】

## 生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化

## 1. 基本理念・定義の明確化

- ・生活困窮者の自立支援の基本理念の明確化
  - ①生活困窮者の尊厳の保持
  - ②就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立といった生活困窮者の状況に応じた、包括的・早期的な支援
  - ③地域における関係機関、民間団体との緊密な連携等支援体制の整備（生活困窮者支援を通じた地域共生社会の実現に向けた地域づくり）
- ・定義規定を「生活困窮者とは、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」に見直す。

生活困窮者支援に携わる多数かつ他分野にわたる関係者間において、基本理念や定義の共有を図ることにより、適切かつ効果的な支援を展開

## 2. 自立相談支援事業等の利用勧奨の努力義務の創設

- ・事業実施自治体の各部署（福祉、就労、教育、税務、住宅棟）において、生活困窮者を把握した場合には、自立相談支援事業等の利用勧奨を行うことを努力義務化

関係部署との連携強化により、自立相談支援窓口につながっていない生活困窮者を確実につなぎ、適切な支援を実施

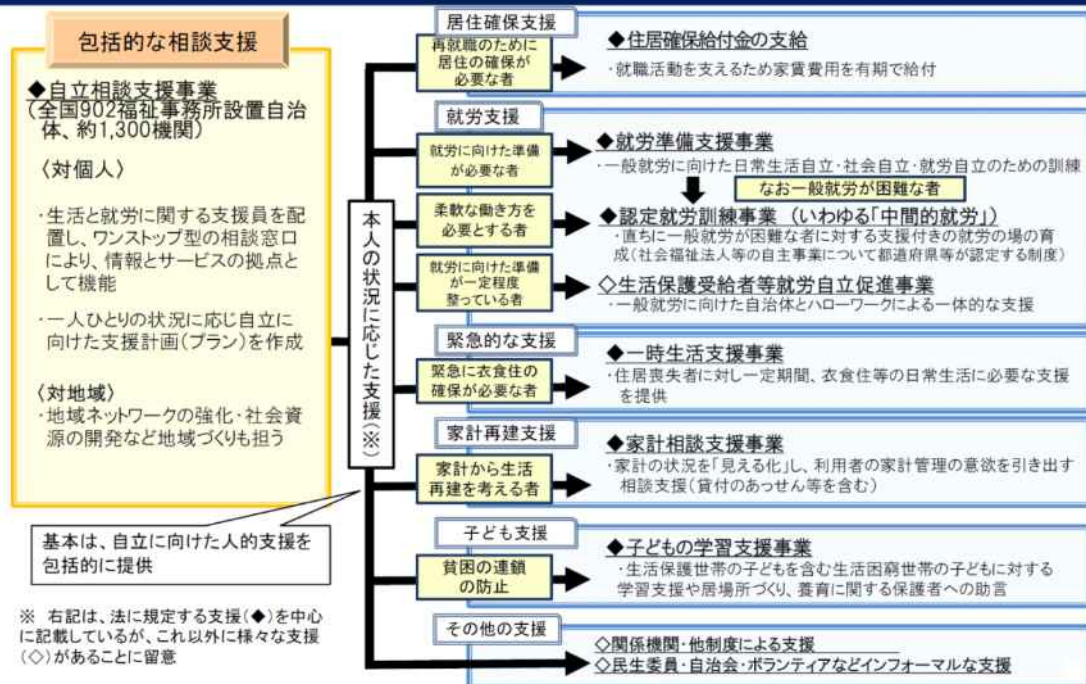
## 3. 関係機関間の情報共有を行う会議体の設置

- ・事業実施自治体は、関係機関等を構成員（※）とする、生活困窮者に対する支援に関する情報の交換や支援体制に関する検討を行うための会議の設置をできることとする。
- （※）自治体職員（関係分野の職員を含む）、自立相談支援事業の相談員、就労準備支援事業・家計改善支援事業等法定事業の支援員、各分野の相談機関、民生委員等を想定。
- ・生活困窮者に対する支援に関する関係者間の情報共有を適切に行うため、会議の構成員に対する守秘義務を設ける。

会議における情報共有等の結果、世帯全体としての困窮の程度の把握等が進み、深刻な困窮状態にある生活困窮者や困窮状態に陥る可能性の極めて高い生活困窮者等への早期、適切な支援が可能

出典 厚生労働省「平成 30 年 7 月 生活困窮者自立支援制度全国担当者会議 資料」抜粋

## 生活困窮者自立支援制度の概要



出典：厚生労働省「平成 29 年 7 月 新たな住宅セーフティネット制度説明会 資料」

### (ウ)「地域共生社会」の実現に向けて

平成27年9月に厚生労働省のプロジェクトチームにより報告された「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」において、高齢者に対する地域包括ケアシステムや生活困窮者に対する自立支援制度といった包括的な支援システムを制度ごとではなく地域に暮らす住民に広げていく新しい地域包括支援体制の構築を進めていくこと、そしてその構築のプロセスを経て、誰もが支え、支えられるという共生型の地域社会を再生・創造していくということが示されました。

その後、平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」では、「子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる『地域共生社会』を実現する。このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する」ことが示されました。

これを受けて、平成29年2月には厚生労働省が「『地域共生社会』の実現に向けて（当面の改革工程）」を公表し、地域共生社会の実現に向けて2020年代初頭を目途に、「地域課題の解決力の強化」「地域丸ごとのつながりの強化」「地域を基盤とする包括的支援の強化」「専門人材の機能強化・最大活用」という4つの柱に沿って改革を進めていくという改革の骨格を示しました。

この改革の一つとして平成29年5月に改正された社会福祉法では、地域福祉推進の理念として、支援を必要とする住民が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者が把握し、関係機関との連携等による解決を図ることが明記されるとともに、この理念を実現するために、市町村が地域住民の地域福祉活動への参加を促進する環境整備や、関係機関が連携して分野を超えた相談に応じる体制を構築することなど、包括的な支援体制づくりに努めることが規定されました。

併せて、市町村による地域福祉計画の策定が努力義務として規定されるとともに、福祉の各分野における共通事項を定める、福祉分野の上位計画として位置づけられるようになりました。

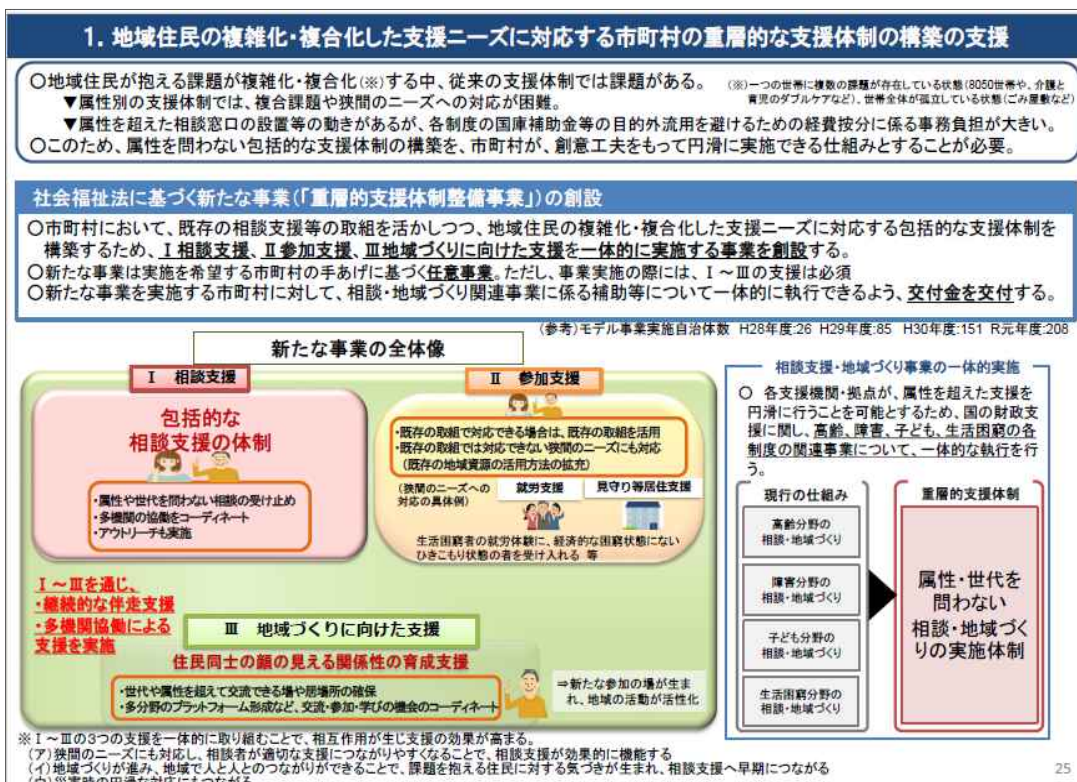
令和2年6月に改正された社会福祉法では、市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する新たな事業（重層的支援体制整備事業）の枠組みが創設されています。



## 【参考】



## 重層的支援体制整備事業の創設



出典：厚生労働省ホームページ 社会福祉法の改正趣旨・改正概要（抜粋）

【参考】

### 参加支援事業とは

(社会福祉法第106条の4第2項第2号)

- **社会とのつながりを作るための支援を行う**  
各分野で行われている既存の社会参加に向けた支援では対応できないニーズに対応するため、地域の社会資源などを活用して社会とのつながり作りに向けた支援を行う。
- **利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる**  
利用者のニーズや課題など丁寧に把握し、本人と支援メニューのマッチングを行う。  
また、新たに社会資源に働きかけたり、既存の社会資源の拡充を図り、本人や世帯のニーズや状態に合った支援メニューをつくる。
- **本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う**  
本人と支援メニューをマッチングしたのち、本人の状態や希望に沿った支援が実施できているかフォローアップをする。  
また、受け入れ先の悩みや課題にも寄り添い、困っていることがある場合にはサポートをする。

(取組例)

- ・生活困窮者の就労支援施設において、経済的な困窮状態にないひきこもり状態に対して就労支援（就労準備支援）を実施する
- ・就労継続支援B型の事業所において、障害福祉手帳を持たないひきこもり状態の者への就労支援を実施する
- ・養護老人ホームにおいて、居住に課題を抱える者への支援のため、空床を活用し契約による入所を実施する

出典：厚生労働省ホームページ 社会福祉法の改正趣旨・改正概要（抜粋）

## ② 国の動向を踏まえた大阪市の方針

大阪市では、第1期地域福祉基本計画において、国が定めた地域共生社会に向けた改革の骨格の方向性を踏まえた方針を定めて、地域共生の実現に向けた取り組みを進めてきました。

その後の社会福祉法の改正も踏まえ、大阪市の方針を次のとおり定め、地域共生社会の実現に向けて、引き続き計画的に取り組を進めていきます。

### <地域課題の解決力の強化>

#### ○ 住民相互の支え合い機能を強化、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制を整備（要約）

- ・『他人事』を『我が事』に変えていくような働きかけを通じて、住民が、主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制を構築していく。
- ・住民に身近な圏域において、地域包括支援センターなど各福祉制度に基づく相談機関や、社会福祉協議会、社会福祉法人や NPO 法人、住民を主体とする活動団体などが、相互に連携しながら、専門分野だけではなく、地域の住民が抱える課題について、分野を超え『丸ごと』の相談を受け止める場を設けていく。

#### （社会福祉法第106条の3第1項第1号 要約）

- ・地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援
- ・地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備
- ・地域住民等に対する研修の実施

#### （社会福祉法第106条の3第1項第2号 要約）

- ・住民の身近なところで生活課題に関する相談に応じ、必要により、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備

#### （社会福祉法第106条の4第2項第3号 要約）

- ・住民同士が世代や属性を超えて出会い参加することのできる場や居場所の整備
- ・ケア・支え合う関係性を広げ、交流や活躍の場を生み出すコーディネート機能

#### ○ 大阪市の方針

- ・市社協、区社協と連携し、地域福祉活動への住民参加を促進するとともに、住民が主体的に地域課題を把握し解決できる体制づくりを支援します。
- ・また、地縁団体やボランティア団体、NPO、社会福祉法人、商店、企業、学校など、多様な主体の協働（マルチパートナーシップ）の推進を図るとともに、それぞれの主体が活動を持続的に行うことができるよう支援します。
- ・「支え合い」や「助け合い」の視点を大切に、だれもが役割を持って、主体的に関わり続けられる活動の広がりをめざします。
- ・民生委員・児童委員、市民後見人など地域生活を支える人材を増やしていくための取り組みや、活動の促進、育成を進めます。

※ 詳細は、第3章「基本目標1 気にかける・つながる・支え合う地域づくり」（P90）、第3章「基本目標2-3 権利擁護支援体制の強化」（P114）を参照



○ 複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築（要約）

- ・本人に寄り添いながら生活全般に対する包括的な支援を行うという生活困窮者自立支援制度の理念を普遍化し、住民に身近な圏域で明らかになった課題、特に、多様・複合的な課題について、福祉分野だけでなく、保健・医療、権利擁護、雇用・就労、産業、教育、住まいなどに関する多機関が連携し、市町村等の広域で解決を図る体制を確保する。住民に身近な圏域における『丸ごと』の相談体制と緊密に連携することにより、すべての住民を対象とする包括的相談支援体制を構築する。

（社会福祉法第106条の3第1項第3号 要約）

- ・「住民に身近な圏域」にある相談支援機関では対応しがたい複合的で複雑な課題や制度の狭間にある課題等を、多機関が協働して包括的に受け止める相談支援体制の整備

（社会福祉法第106条の4第2項第1号 要約）

- ・相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的に相談を受け止める相談支援

（社会福祉法第106条の4第2項第4号 要約）

- ・ひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながる人が難しい人にアウトリーチ等により本人との関係性の構築に向けた支援

（社会福祉法第106条の4第2項第5号 要約）

- ・複合課題を抱える相談者にかかる支援機関の役割や関係性を調整する機能

（社会福祉法第106条の4第2項第2号 要約）

- ・社会との関係性が希薄化していたり、既存の取組では対応できない狭間のニーズのある人について、活動機会の提供等、社会とのつながりを作る支援

○ 大阪市の方針

- ・自ら助けを求めることができず、地域社会から孤立しがちな人を支えるしくみづくりに取り組みます。また、既存の相談支援のしくみでは解決できない複合的な課題を抱えた人に対し、さまざまな施策分野の相談支援機関や地域の関係者が連携し支えるためのしくみづくりに取り組みます。これらの取り組みが連携することで、総合的な相談支援体制の充実を図ります。
- ・生活困窮者自立支援制度を通じ、「断らない相談」の推進や、総合的な相談支援体制の充実と支援会議との連携を図ることで、本人の状況やニーズに応じた支援や社会資源の開発などの地域づくりに取り組んでいきます。

※ 詳細は、第4章「1 相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制の整備」（P119）を参照

- ・多様な主体の協働（マルチパートナーシップ）の推進を図るとともに、それぞれの主体が活動を持続的に行うことができるよう支援します。

※ 詳細は、第3章「基本目標1-2 地域福祉活動への多様な主体の参画と協働の推進」（P96）を参照



＜地域丸ごとのつながりの強化＞

○ 多様な担い手の育成・参画、民間資金活用の推進、多様な就労・社会参加の場の整備（要約）

- ・地域の活動への多様な主体の参画を促す観点から、福祉政策と雇用政策の両面から、地域の支え合い活動に関わる人材の育成を促す。また、地域の民間資金の活用を推進する。

（社会福祉法第106条の4第2項第2号 要約）

- ・社会との関係性が希薄化していたり、既存の取組では対応できない狭間のニーズのある人について、活動機会の提供等、社会とのつながりを作る支援

○ 大阪市の方針

- ・多様な主体の協働（マルチパートナーシップ）の推進を図るとともに、それぞれの主体が活動を持続的に行うことができるよう支援します。
- ※ 詳細は、第3章「基本目標1-2 地域福祉活動への多様な主体の参画と協働の推進」（P96）を参照
- ・生活困窮者自立支援制度を通じ、就労支援、住まいの課題への支援、学習・生活支援など、多様な社会参加に向けた支援の機能を確保するとともに、既存の地域資源と狭間のニーズを持つ方との橋渡しとなるよう関係機関と連携した地域づくりに取り組んでいきます。
- ※ 詳細は、第2章「2 地域福祉にかかる法・制度の動向（1）①（イ）生活困窮者自立支援制度」（P53）を参照

### ＜地域を基盤とする包括的支援の強化＞

#### ○ 地域包括ケアの理念の普遍化：高齢者だけでなく、生活上の困難を抱える方への包括的支援体制の構築（要約）

- ・ 地域包括ケアの理念を普遍化し、高齢者のみならず、障がい者や子どもなど生活上の困難を抱える方が地域において自立した生活を送ることができるよう、地域住民による支え合いと公的支援が連動し、地域を『丸ごと』支える包括的な支援体制を構築し、切れ目のない支援を実現する。

#### （社会福祉法第106条の3第1項第3号 要約）

- ・ 「住民に身近な圏域」にある相談支援機関では対応しがたい複合的で複雑な課題や制度の狭間にある課題等を、多機関が協働して包括的に受け止める相談支援体制の整備

#### （社会福祉法第106条の4第2項第1号 要約）

- ・ 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的に相談を受け止める相談支援

#### （社会福祉法第106条の4第2項第4号 要約）

- ・ ひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながることが難しい人にアウトリーチ等により本人との関係性の構築に向けた支援

#### （社会福祉法第106条の4第2項第5号 要約）

- ・ 複合課題を抱える相談者にかかる支援機関の役割や関係性を調整する機能

#### （社会福祉法第106条の4第2項第2号 要約）

- ・ 社会との関係性が希薄化していたり、既存の取組では対応できない狭間のニーズのある人について、活動機会の提供等、社会とのつながりを作る支援

#### ○ 大阪市の方針

- ・ 自ら助けを求めることができず、地域社会から孤立しがちな人を支えるしくみづくりに取り組みます。また、既存の相談支援のしくみでは解決できない複合的な課題を抱えた人に対し、さまざまな施策分野の相談支援機関や地域の関係者が連携し支えるためのしくみづくりに取り組みます。これらの取り組みが連携することで、総合的な相談支援体制の充実を図ります。
- ・ 生活困窮者自立支援制度を通じ、福祉分野に限らず、地域に関係する様々な関係機関と連携しながら、本人の状況やニーズに応じた支援や社会資源の開発などの地域づくりに取り組んでいきます。

※ 詳細は、第4章「1 相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制の整備」（P119）を参照

- ・ 多様な主体の協働（マルチパートナーシップ）の推進を図るとともに、それぞれの主体が活動を持続的に行うことができるよう支援します。

※ 詳細は、第3章「基本目標1-2 地域福祉活動への多様な主体の参画と協働の推進」（P96）を参照

＜専門人材の機能強化・最大活用＞

○ 対人支援を行う専門資格に共通の基礎課程創設の検討（要約）

- ・「地域共生社会」を実現していく上では、住民とともに地域をつくり、また、人々の多様なニーズを把握し、地域生活の中で本人に寄り添って支援をしていく人材が一層重要となる。
- ・このような観点や、多様なキャリアパスの構築等を通じて人材の有効活用を図る観点から、保健医療福祉の各資格を通じた基礎的な知識や素養を身につけた専門人材を養成していくことが必要である。

○ 大阪市の方針

- ・大阪市では市町村の役割である研修やネットワーク構築等を通じて、福祉専門職や福祉・介護サービス事業者への支援を充実させ、福祉専門職の育成・確保を進めます。
- ・福祉専門職が専門性の高い業務に専念できる環境を整備するとともに、新たな人材の確保にもつなげます。

※ 詳細は、第4章「2-2 福祉専門職の育成・確保」（P128）を参照

## (2) 成年後見制度の利用の促進 ● ● ● ● ● ● ●

### ① 国の動向について

成年後見制度は、認知症、知的障がいその他の精神上の障がいがあることにより、財産管理や日常生活等に支障がある人たちを支えるための重要な手段であるにもかかわらず、十分に利用されていないことから、平成28年5月に、成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「促進法」という。）が施行されました。

促進法において、国は、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本的な計画を定めることとされており、平成29年3月に「成年後見制度利用促進基本計画」を閣議決定しました。

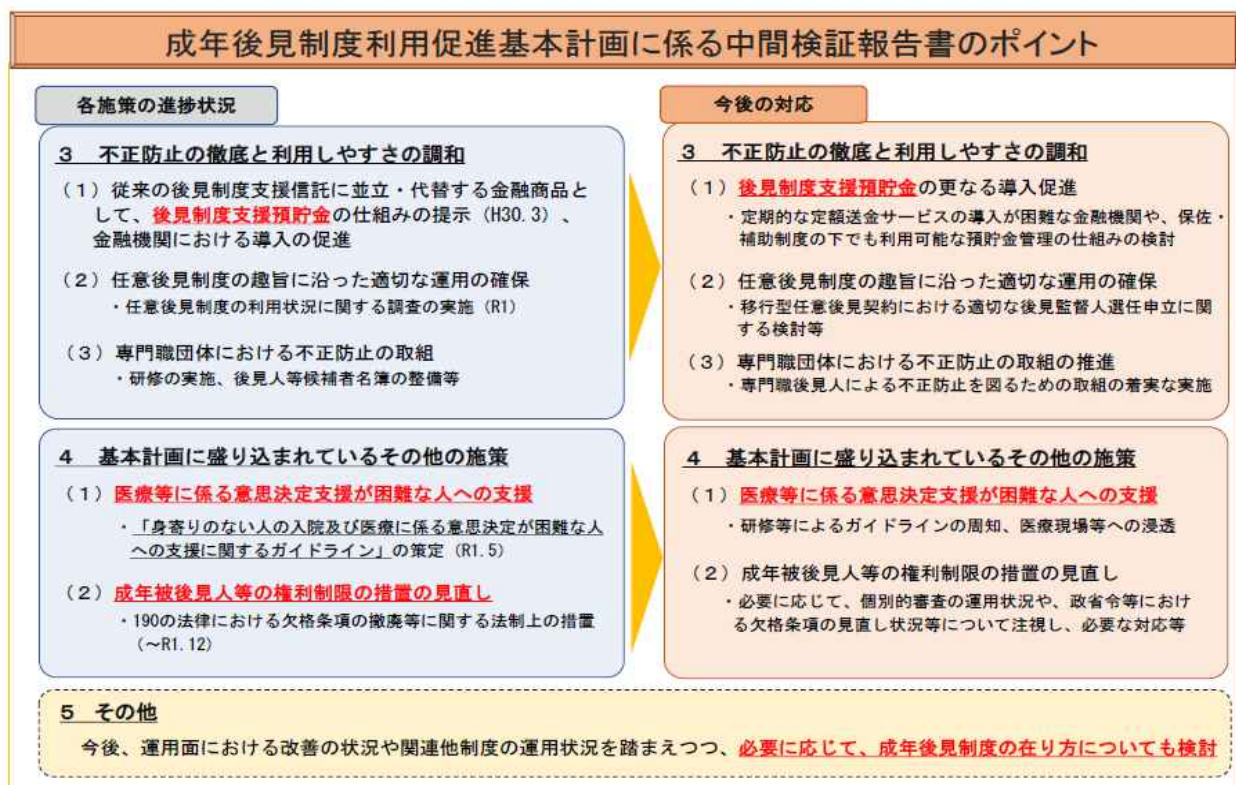
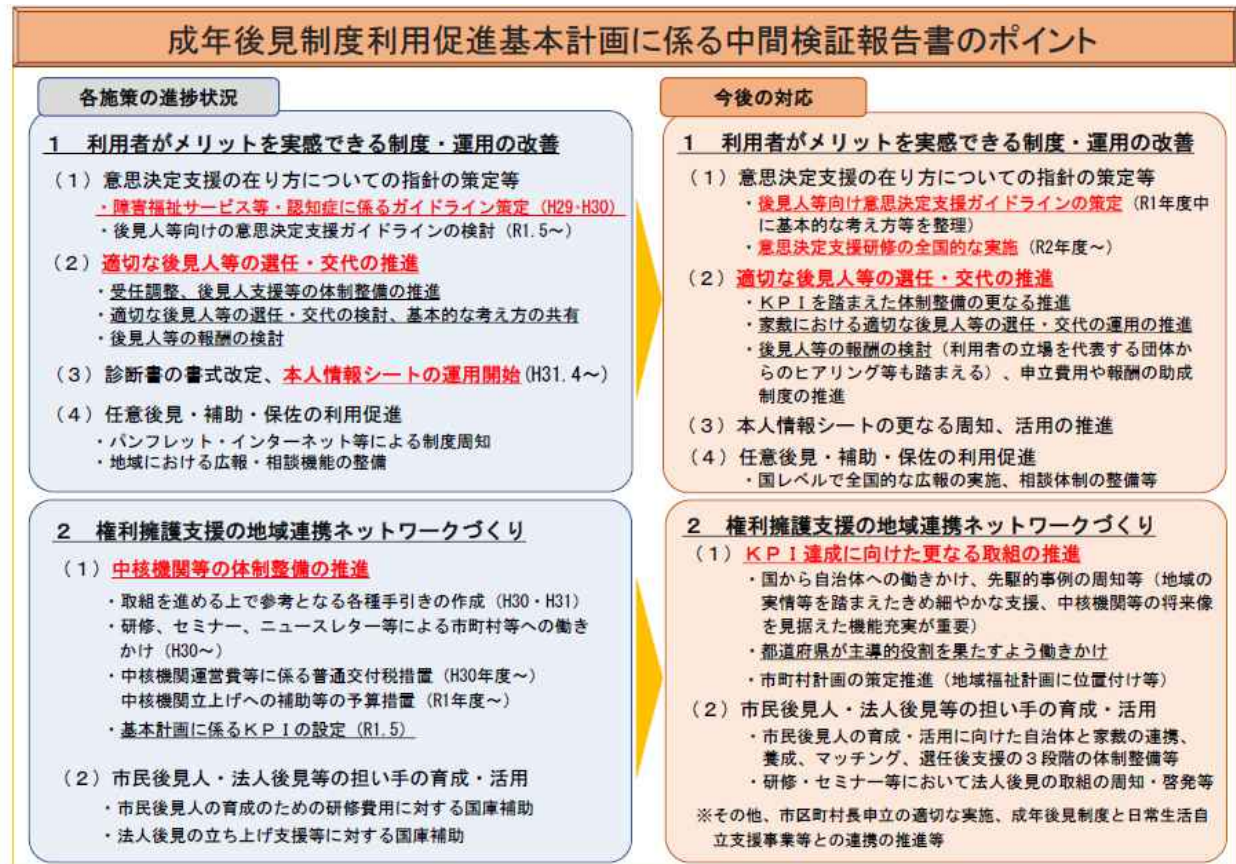
また、地方公共団体に対しても、成年後見制度の利用の促進に向けて自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を策定し、実施する責務が定められており、国が定めた「成年後見制度利用促進基本計画」を勘案して、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとされています。

### 【参考】

| 成年後見制度利用促進基本計画のポイント                                                                                                                                                                                                                     |  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)に基づき策定</li> <li>・計画の対象期間は概ね5年を念頭(平成29年度～33年度)</li> <li>・工程表を踏まえた各施策の段階的・計画的な推進 &lt;別紙1参照&gt; ※市町村は国の計画を勘案して市町村計画を策定</li> <li>・計画に盛り込まれた施策の進捗状況の把握・評価等</li> </ul> |  |
| <b>(1) 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善</b>                                                                                                                                                                                                       |  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・財産管理のみならず、意思決定支援・身上保護も重視</li> <li>・適切な後見人等の選任、後見開始後の柔軟な後見人等の交代等</li> <li>・診断書の在り方の検討</li> </ul>                                                                                                 |  |
| <b>(2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり</b>                                                                                                                                                                                                         |  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・権利擁護支援が必要な人の発見と早期からの相談</li> <li>・後見人等を含めた「チーム」(注1)による本人の見守り</li> <li>・「協議会」等(注2)によるチームの支援</li> <li>・地域連携ネットワークの整備・運営の中核となる機関の必要性</li> </ul>                                                     |  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報機能(権利擁護の必要な人の発見、周知・啓発等)</li> <li>・相談機能(相談対応、後見ニーズの精査、見守り体制の調整等)</li> <li>・利用促進(マッチング)機能</li> <li>・後見人支援機能(チームによる支援、本人の意思を尊重した柔軟な対応等)</li> <li>・不正防止効果</li> </ul>                              |  |
| <b>(3) 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和</b>                                                                                                                                                                                                           |  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策の検討<br/>(預貯金の払戻しについての後見監督人等の関与を可能とする仕組み)</li> </ul>                                                                                                                        |  |
| <small>注1: 福祉等の関係者と後見人等がチームとなって本人を見守る体制<br/>注2: 福祉・法律の専門職団体が協力して個別のチームを支援する仕組み</small>                                                                                                                                                  |  |

出典：内閣府ホームページ（成年後見制度利用促進基本計画について）





出典：厚生労働省ホームページ（成年後見制度利用促進）

## ② 国の動向を踏まえた大阪市の方針

国が定めた「成年後見制度利用促進基本計画」において、市町村の役割とされている、中核機関の設置、地域連携ネットワークの段階的整備等にかかる大阪市の方針を、本計画において定め、取り組みを進めていきます。

### ○ 大阪市の方針

- ・大阪市では、権利擁護支援の取り組みとして既に「大阪市成年後見支援センター」を設置していることから、同センターを中核機関として位置づけたうえで、その機能強化を図り、専門職団体・関係機関が連携協力する「協議会」の設置・運営や、本人を中心とする「チーム」を支援する、「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」を構築します。
- ・また、今後の権利擁護支援を必要とする人の増加に対応するため、市民後見人の養成・支援を強化します。

※ 詳細は、第4章「3-2 成年後見制度の利用促進」(P134)を参照

### 3 各区の取り組み状況

#### (1) 取り組み状況について ● ● ● ● ● ● ●

##### ア これまでの経過

大阪市では、平成24年7月に策定した「市政改革プランー新たな住民自治の実現に向けてー」に基づき、大きな公共を担う活力ある地域社会づくり及び、自律した自治体型の区政運営の実現に向けて、「ニア・イズ・ベター」（補完性・近接性の原理）の考え方のもと、区長のリーダーシップにより区の特性を活かしたまちづくりに取り組んできました。

地域福祉においても、大阪市地域福祉推進指針の方向性を踏まえ、区地域福祉計画等を順次策定し、それぞれの区において地域の実情に応じて主体的に創意のある取り組みを推進してきました。

なお、局においては、各区の取り組みを一層推進するため、他都市や各区の先進的な取り組みの紹介や情報共有の場の設定を行い、また、区ごとの担当者を配置し、訪問や区の会議への参加、日常的な相談を行い、地域福祉に関する施策の推進について、継続的な支援を行っています。

##### イ 現在の取り組み状況

##### 【区地域福祉計画等の策定状況】

大阪市では、大阪市地域福祉基本計画と24区の地域福祉計画が一体となって、社会福祉法が規定する地域福祉計画を形成しています。

各区の地域福祉計画では、基本理念や地域づくりの考え方を関係者間でイメージしやすくするため、“居場所と持ち場”等のスローガンや、シンプルな行動テーマを設定するなど工夫を凝らしています。

区地域福祉計画は、各区・各地域の実情を踏まえて策定されていますが、令和2年度時点の状況は次のとおりです。

##### ① 計画期間の状況

3年～10年（平均4.5年）

※計画期間を定めず、年次または随時改訂を実施している場合があります。

##### ② 地域課題の状況

地域における人間関係の希薄化や退職年齢の上昇等により、多くの区で地域活動に携わる方の減少が深刻な状態にあります。

一方で、市内中心部の区では、ファミリー向けマンションの増加により、子育て世帯の流入が続いており、急増する子育て支援ニーズ等への対応や、地域活動への理解・参画の啓発等が課題となっています。

また、外国につながる市民の増加により、既存の地域コミュニティとの融合が課題となっている地域を抱えた区もあります。

### ③ 小地域計画の策定状況

地域課題の解決には、関係者が合意のうえ取り組みを進めることが重要となります。小地域の単位でも、社会福祉協議会の支援等により、社会福祉施設や専門職、企業、NPOなど幅広い関係者が参画する座談会等を通じて、小地域福祉活動計画や行動計画が策定されています。また、区地域福祉計画の中に、地域ごとの課題や取り組みを盛り込んでいる場合もあります。

小地域単位の計画については、どのような形式にせよ未策定の区が多く、今後の課題となっています。

## 【地域の特性に応じて区独自で実施している事業】

一人ひとりの住民が抱える福祉課題が多様化・複雑化する一方で、それぞれの地域の人口構成や環境、社会資源の状況により、特定の地域に共通する課題として対応すべきものやその地域ならではの対応を考えていくことが必要です。

大阪市では、地域の特性に応じて区独自で次のような事業に取り組んでいます。

### ① 地域福祉システムの整備状況（各区）

区や地域によって、福祉課題や資源などが異なるほか、地域団体をはじめNPOや企業など地域社会を支える活動主体も多様化しており、平成24年度以降、各区・地域の実情に応じた福祉システムの再構築が進められています。

令和2年度現在、多くの区が社会福祉協議会等と連携し、小学校区単位で「地域福祉コーディネーター」等の地域福祉の調整役・推進役を設置しているほか、民生委員・児童委員等とも連携してネットワークの構築を進めています。

### ② 防災の取り組み（各区）

高齢者や障がい者の避難支援など、災害発生時に備えた取り組みについては、平時の顔の見える関係づくりが重要であり、各区では「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」の取り組みを中心に、災害時に助け合える地域をめざして取り組みを進めています。

各区・地域での個々の取り組みや課題は、地域の実情により異なりますが、区社協や地域社協等と連携した各種啓発や避難訓練、避難所運営訓練等を実施しているほか、地域担当制を設けて区職員が地域の自主防災組織の支援や課題共有を行うなど、連携の強化が図られている区・地域もあります。



## ③ 単身高齢生活保護受給者の社会的つながりづくり事業「ひと花プロジェクト」(西成区)

西成区は、単身の高齢男性が多く、また、生活保護率が市内で最も高い状況にあることから、社会的つながりが希薄となりがちで、単身高齢生活保護受給者等に対して、社会的なつながりや日常的な居場所を提供するなど、社会参加への支援に取り組んでいます。(平成 25 年 7 月開始)

(主な活動)

## ・ 地域との交流・地域貢献

公園の草刈り、道路清掃のほか、地域のお祭りやイベント、  
小学校や保育園、児童施設の運動会や行事のお手伝い、参加

## ・ 農作業

農園で作物を育て、地域の行事や地域の児童施設へ提供

## ④ 「まちの支えあい活動」(通称：あいまち)(鶴見区)

鶴見区では、高齢者数の増加に伴い、単身高齢者あるいは高齢者夫婦のみの世帯も増加しています。しかしながら、高齢者や障がい者等が地域で暮らしていくうえで必要な日常生活の軽微なサポートなどは、介護サービスや障がい福祉サービス等では対象外とされており、インフォーマルな助け合いが望まれていました。そこで、地域住民主体の有償で営利を目的としないボランティア派遣制度を構築し、運用しています。(平成 26 年 6 月開始)

本制度は、地域住民が会員登録をすることで、助け合い活動を行うことも、依頼をして支援を受けることもできる、相互援助活動となっています。

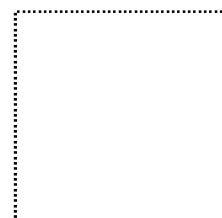
運営については、福祉専門職のワーカー（コミュニティソーシャルワーカー）（以下「CSW」という。）が制度の説明や、活動者・依頼者のマッチング、さらに情報発信や啓発などを行っています。

(主な活動)

部屋の掃除、庭の草むしり、電球の交換、外出の付添いほか

## 【区民のニーズに応じて、全市的な取り組みを拡充して実施している事業】

市全体で最低限実施すべき機能や統一して実施したほうがよい取り組みについては、局において施策を進めています。そのうえで、各区において、区民のニーズに応じて機能や資源を追加することにより、取り組みの強化・充実が図られています。



① 地域見守り支援事業・地域見守り支援システム事業（住吉区）

大阪市では、「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」を、平成27年度から24区すべてで実施しており、各区にCSW等を配置した「見守り相談室」を設置し、行政と地域が保有する要援護者名簿に係る同意確認や名簿整理、孤立世帯等への専門的対応等を行っています。（P94 参照）

この中で、住吉区では、制度の狭間や複数の福祉課題を抱えるなど既存の福祉サービスだけでは対応困難な事案に対しての対応が必要とされており、また、単身向けマンションや集合住宅を中心にいわゆる孤立死が多くみられ、今後増加していくことが懸念されています。

そのような状況を踏まえて、住吉区では、CSWの配置人数を上乗せするとともに、小地域ごとに日常的な見守りや声かけ等を行う地域支援相談員を配置し、関係機関等も含めた切れ目のない支援体制により、地域におけるきめ細かな見守りネットワークの実現をめざしています。（平成27年4月開始）

② 見守りにかかる連携協定による孤立死防止の取り組みの強化

単身世帯の増加や、地域におけるつながりの希薄化などを背景として、近年では、自宅で亡くなられ、相当の日数を経過してから発見される、いわゆる「孤立死」が社会問題となっています。

大阪市においても平成25年5月及び11月に連続して発生し、地域における見守りの重要性が改めて注目されました。

そのようなことを受け、大阪市では、平成26年、孤立死防止に向けた見守りのひとつとして、電気・水道・ガスや新聞販売所などのライフライン事業者等と連携協定を締結し、日常業務の中で訪問先の異変を察知した際に、区役所等の窓口へ連絡していただき、状況確認を行うことができる取り組みを開始しました。

さらに、区においては、高齢者宅などを訪問する機会の多い食材宅配事業者等とも独自の連携協定を締結するなど、見守りの機会の拡充に取り組んでいます。

## （2）課題と今後の方向性 ● ● ● ● ● ● ● ●

区における主体的な取り組みは、身近な地域の課題解決とより良い地域づくりを具体的に検討することができ、また、幅広い住民の参加が得やすいことから、着実に成果がでているところです。

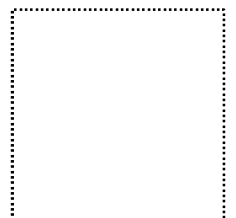
さらに、いくつかの区においては、区地域福祉計画等に加えて、地域住民と地域に関わるさまざまな関係者、例えば、地域の企業の従業員やボランティア、区社協などが協働して、より身近な生活の場である小地域（概ね小学校区）ごとの地域福祉活動計画を策定しており、住民意識の醸成や交流の活発化も進んでいます。

引き続き、区においては、地域の実情に応じた創意のある取り組み、特に、地域福祉推進の基本圏域と位置づけた小地域における取り組みを進めていくことが大切です。

しかしながら、一方では、地域福祉実態調査などによると、「地域福祉活動の担い手が少ない、高齢化している」といった回答が見受けられ、人材の発掘・育成が求められていることから、区での取り組みとあわせて、市圏域での福祉教育の充実や啓発活動など、中長期的な取り組みが必要です。

加えて、福祉サービスの利用者が自らの意思でサービスを選択できるよう支援する権利擁護に関する施策については、どの区においても必ず実施する必要があるものであり、取り組みの充実は、市として負うべき責務といえます。

本計画は、本市の地域福祉を推進する上での基本理念等を示し、各区の地域福祉計画等を支援するための計画です。各区において、区の実情に応じた地域福祉に関する取り組みの検討や計画策定等が円滑に進められるよう、研修等を通じ、各区職員にも本計画の基本理念等の共有を一層図ってまいります。



## 4 第1期計画「各区に共通する課題等への具体的な取り組み」の進捗状況

### (1) 相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制の整備 ● ● ● ●

#### ① 要援護者の発見と地域における見守り体制の強化

##### ア「見守り相談室」を中心とした地域における見守り体制の強化

- ・要援護者名簿を活用した見守り活動の推進に向けて、市内全333地域に対し、要援護者名簿を提供しました。
- ・見守り活動を行う人たちの負担軽減及び活動の強化を図るため、活動者同士の情報共有の場を各地域において開催または参加し、市全体で年4千回以上実施しました。

##### イ CSW による対応及び体制の強化

- ・平成30年度に福祉専門職であるCSWを増員するとともに、専門講師を招いたCSW研修会を実施してスキルアップを図るなど、見守り活動を支援する体制を強化しました。

##### ウ 認知症高齢者等を見守るための体制の強化

- ・行方不明の恐れがある認知症高齢者の早期発見・保護につなげる見守りネットワークを構築しており、令和元年度末時点で利用登録者が3千人以上、見守り協力者・協力団体が5千件以上となっています。
- ・平成30年3月から「見守りシール」等を配付し、早期に身元が特定できるための取り組みを進めています。

#### ② 複合的な課題を抱えた人への支援体制の構築

##### ア 支援をコーディネートするためのしくみづくり

- ・モデル事業の検証を経て、令和元年度から、地域の実情に応じて総合的な相談支援体制の充実に向けた取り組みを全区で実施しました。

##### イ 相談支援を行う機関や人を支えるしくみづくり

- ・各区において円滑に事業が実施されるよう、相談支援機関、区職員等を対象とした研修会等を実施したほか、支援困難事例に対しては、弁護士等の専門家から必要な助言を得られる支援体制を整備しました。

## (2) 福祉人材の育成・確保 ● ● ● ● ● ● ●

### ① 地域福祉活動への参加促進

#### ア 地域福祉活動をはじめるきっかけとなる情報発信

- ・各区社協では、定期発行する広報紙でさまざまな地域福祉活動を紹介しているほか、ふれあい喫茶や子育てサロン等の開催情報を随時ホームページや SNS、メールで配信するなど、きめ細やかな情報提供に努めています。
- ・市社協では、ボランティア活動等に関心のある若年者をターゲットにした地域福祉に関するガイドブックを作成し、ホームページに掲載しています。

#### イ 福祉に関する広報啓発

- ・小学生向け福祉教材「福祉読本」及び教員向け指導用副教材を市立小学校の3年生及び教員に配付しました。教員へのアンケートでは「児童の福祉への理解が深まった」とする割合が平成30年度、令和元年度とも9割を超えていました。
- ・専門学校と連携して、福祉・介護の仕事のやりがいや魅力が伝わるエピソードの漫画作品化を行い、広く市民に周知しました。
- ・社会福祉研修・情報センターにおいて、市民向け講座や福祉・介護の啓発イベントを開催しました。

### ② 福祉専門職の育成・確保

#### ア 福祉専門職の「やりがい」や「専門性」を支え、育成・定着を図る取り組み

- ・社会福祉施設従事者から福祉・介護の仕事のやりがいや魅力が伝わるエピソードを募り、優秀作品を表彰する「みおつくし福祉・介護の仕事きらめき大賞」を実施し、社会福祉施設従事者のモチベーションの向上や、市民へのイメージアップを図りました。
- ・社会福祉研修・情報センターで、社会福祉施設等の職員同士が現場の課題を共有できる講座を、2階層（新任職員・管理職員）に分けて開催し、研修後のアンケートでは「仕事に対する意欲が増した」と感じる割合が8割を超えていました。

#### イ ライフステージに応じて、多様な人材からの参入を促進する取り組み

- ・将来の福祉の担い手の確保に向けて、福祉教育プログラムに関するホームページを開設し、各中学校が実施する福祉教育へのサポートを広報するとともに、各中学校の希望に応じたプログラム（障がいの理解に向けた授業や車いすバスケット体験の授業等）を実施しました。
- ・子育て世代向けに、福祉・介護サービス分野の仕事を紹介する講座を開催し、「通勤至便」「短時間労働可」など、子育てと仕事の両立可能などのメリットを紹介しました。受講中は一時保育できる環境を整える等の配慮を行いました。

### ③ 行政職員の専門性の向上

#### ア 専門性の高い職員の確保

- ・高い専門性を有する福祉職員を確保・育成するため、中長期的な人事マネジメントを見据えたバランスのよい大卒・社会人の採用や福祉職員を対象とした研修に取り組むとともに、これまで以上にきめ細かな人材育成を推進していくために大阪市「福祉職員」人材育成基本方針を新たに策定しました。

## (3) 権利擁護の取り組みの充実 ● ● ● ● ● ● ●

### ① 虐待防止に向けた地域連携の推進

#### ア 地域における虐待についての知識・理解の普及啓発

- ・どのようなことが虐待にあたるのかを知ってもらい、虐待を早期発見するため、虐待の兆候の具体例を記載し、児童虐待については通告先、高齢者、障がい者虐待については通報窓口を明記したリーフレット等を作成・配布して、地域住民及び関係機関に広く周知しました。
- ・高齢者虐待と障がい者虐待の早期発見、早期対応及び虐待防止のため、恒常的に目に触れる啓発物品として、通報窓口等を記載したカレンダーを作成し、効果的な啓発及び通報窓口の周知を行いました。
- ・児童虐待においては11月の児童虐待防止推進月間を中心に、様々な関係機関と協働しオレンジリボンキャンペーンを行いました。

#### イ ネットワークの構築

- ・大阪市及び各区において、障がい者・高齢者虐待防止連絡会議を開催し、関係機関が虐待の実態を把握したうえで、課題及び各機関の役割及び連携方法を確認・検討し、今後の対応に活かせるようにネットワークの強化を図りました。

(大阪市：年1回、各区：年1～2回)

- ・要保護児童対策地域協議会において関係機関と情報共有を行い、適切な支援を図るため連携して対応を行いました。

(代表者会議：年1回、実務者会議：月1回)

#### ウ 施設従事者等の意識の向上

- ・大阪市が指定する介護保険事業所を対象とした集団指導では、施設従事者等による虐待防止に関する外部の専門家の講演会を実施しました。
  - ・障がい児支援事業者等及び障がい福祉サービス事業者等を対象とした集団指導では、通報義務や管理者の責務について説明を行いました。
  - ・虐待等の通報があった場合は、直ちに事実確認を行ったうえ、指導等を実施しており、定例の实地指導においては、事業所の虐待に対する取り組みの確認を行いました。

## エ 虐待対応に従事する行政職員の専門性の確保

- ・障がい者・高齢者虐待対応において、適切かつ迅速に対応をするため、スキル別研修を次のとおり実施しました。（一部複数回実施）
  - 初任者研修
  - 総合相談窓口担当者・地域包括支援センター初任者研修（高齢者虐待）
  - 管理職研修
  - 区担当者・地域包括支援センター中堅期研修（高齢者虐待）
  - 事例検討会（高齢者虐待）
  - 区担当者・区障がい者基幹相談支援センター中堅期研修（障がい者虐待）
  - 障がい者虐待事例検証会議（障がい者虐待）
  - 地域活動担当保健師中堅期研修
- ・児童虐待対応において、適切な支援方法を習得するため、各区保健福祉センター子育て支援室職員への研修を実施しました。（一部複数回実施）
  - 新転任研修
  - 児童福祉司任用前講習会
  - 要保護児童対策調整機関の調整担当者研修
  - スキルアップ研修
  - こども相談センター実地研修
  - 体罰によらない子育てを推進する職員研修

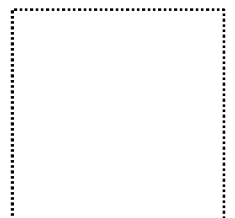
## ② 成年後見制度の利用促進

### ア 本人を中心とする「チーム」の形成

- ・平成30年度には、相談支援機関が地域で「チーム」を形成して適切に支援できるよう「対応マニュアル」を策定、その後、随時改訂し、全相談支援機関を対象に研修を行いました。
- ・令和元年度から、本人に最適な成年後見人等が選任されるよう「成年後見人等候補者検討会議」を毎週1回開催して、計268件の検討を行いました。

### イ 専門職団体、関係機関等が連携協力する「協議会」の設置

- ・大阪市成年後見支援センターを中核機関として、専門職団体・関係機関が連携協力する「協議会」を設置・運営し、本人を中心とする「チーム」を支援するしくみを整備しました。  
（令和元年度は協議会から43件の専門職派遣相談を実施）
- ・「協議会」には、5つの部会（広報・相談・制度利用促進・後見人支援・点検評価）を設置し、成年後見支援センター・大阪市福祉局・三士会（弁護士会・司法書士会・社会福祉士会）を中心として、家庭裁判所とも連携しながら取り組みを推進しました。  
（令和元年度は各部会とも年2回開催）



### ウ 成年後見制度の普及啓発の推進

- ・判断能力低下の比較的早い段階から本人の意思により申し立てできるよう、広く制度を普及啓発するためのリーフレット等を作成し、相談支援機関及び金融機関に設置しました。
- ・地域や施設等からの要望に基づき、各施設等で制度説明会を行いました。

(平成30年度：13回、令和元年度：12回)

### エ 市民後見人の養成・支援

- ・令和元年度は、市民後見人の登録者を増やすため、市民後見人の活動を紹介するポスターを作成し、普及啓発に努めました。
- ・市民後見人になるための養成講座については、大阪市内の南北2か所で開催するなど、受講者の負担に配慮した形で実施しました。

### オ あんしんさぼーと事業（日常生活自立支援事業）の適切な利用

- ・あんしんさぼーと事業相談員に対して、成年後見制度の研修を行い、あんしんさぼーと事業の利用者のうち、成年後見制度の利用が望ましい方について、制度移行につなげるための取り組みを進めました。
- ・福祉局、中核機関が支援し、あんしんさぼーと事業相談員と区役所職員が連携した制度移行を進め、必要な方をあんしんさぼーと事業から成年後見制度につなげました。

(令和元年度：99人)



## ■ 新型コロナウイルス感染症と地域福祉活動

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、市民生活は大きく変わりました。大阪府では令和2年4月及び令和3年1月に緊急事態宣言が発出され、外出の自粛、イベントの開催自粛、そして人との接触を減らすことが要請されました。

この感染症の影響により、人が集い、ふれあう、対面でのコミュニケーションが基本となる地域福祉活動は大きな制約を受けることとなりました。また、だれもが経験したことのない状況で先の見通しが立たず、対策を話し合うための集まりすら難しい状況が続きました。

一方で、「ステイ・ホーム」に象徴される社会・経済活動の自粛は、生活困窮やひきこもり、DV等の増加につながる懸念があり、これまで以上に地域での見守り等、人と人とのつながりが重要なものとなっています。

### 新しい取り組み

困難な状況にあっても、手さぐりで「今できること」や「これからできること」を考え、新しい取り組みが実践されているケースもあります。

#### ○要援護世帯へのメッセージカード等のポスティング

訪問時にインターホン等を介しての意思疎通が難しい方には、手紙やメッセージカードも活用してコミュニケーションを図っているケースがあります。

#### ○ふれあい喫茶の代替として戸別配食

会館での会食等の取り組みについては、感染予防の徹底が難しい場合は戸別配達に切り替えて高齢者等の安否確認を継続しているところがあります。

#### ○こども食堂での持帰り弁当・菓子配付

感染予防を徹底して早期に食堂を再開したところもありますが、スペースの確保等が難しい場合は、お弁当や菓子の提供に切り替えて児童の見守りを継続しているところがあります。

#### ○活動者間でのオンライン会議

企業等ではテレワークへの対応によりオンライン会議の導入が急速に進みましたが、地域福祉活動の活動者間の打合せ等においても導入されるケースが見られるようになりました。

今後、このような新たな活動の形が増えることで、柔軟に活動が継続されることに期待されるのですが、対面で話すことや、皆で集まることの価値は決して変わるものではありません。人と人との身体的な距離を保つことが求められるときこそ、改めて、人と人が気かけあう関係性や、社会的なつながりをつくることの大切さを再確認できる機会でもあります。

(参考) 地域福祉活動の再開に向けたガイドライン等

## 高齢者のお宅を見守ってくださる方へ 訪問する時の注意事項

### 訪問前後

- **体調確認**  
発熱などの風邪症状がある時は訪問しない
- **マスクを正しく装着**  
鼻や口を正しく覆えているか確認
- **帰宅後すぐ石けんで手洗い・うがい**

### 訪問時

- **アルコールで手指を消毒する**  
訪問先の門やプザーを触る直前  
訪問先を離れたらすぐ
- **屋外で話す**  
お互いに手を伸ばして当たらない  
距離(1m以上)離れて話す  
15分以内で終える



1m離れて  
15分以内

### 訪問先の方が体調不良であった場合

- **新型コロナ受診相談センター(帰国者・接触者相談センター)に  
すぐに相談が必要な場合**
  - ① 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱などの  
強い症状のいずれかがある。
  - ② 高齢者・糖尿病・心不全・呼吸器疾患(COPD等)基礎疾患がある方や  
透析・免疫抑制剤・抗がん剤治療を受けている方で、発熱や咳などの  
比較的軽い風邪の症状がある。

出典：大阪市福祉局

## 地域活動を実施される皆様へ

### 新型コロナウイルス感染拡大防止のための対策

緊急事態宣言は解除されましたが、ワクチンや特效薬が開発される日までは感染リスクを抑制しながら「新しい生活様式」を日常化するとともに、地域活動にも一定の制約が必要な状況と存じます。徐々にではありますが安心して地域活動を始めたい方々のためのチェックリストをご参考として整理しましたのでご活用ください。活動再開を急ぐ必要はないと存じますので、地域のみなさまで知恵を出し合い、地域活動に従事される方々、参加する住民の方々の健康と安全の確保にご配慮いただきますよう、自律的な運営をお願いいたします。ご不明な点があれば下記までお問い合わせください。

#### 共通する対策

- 【3密の回避】
  - 会場の換気
  - 対人距離 2m(最低1m) 間隔確保
- 【衛生対策】
  - マスク又はフェースシールド着用  
(高齢者を対象とした体操以外の運動中は外す)
  - 大声での会話・高唱を避ける
- 【参加者把握】
  - 出席者名簿で連絡体制確保  
(感染者発生の際には必要に応じて公的機関へ情報が提供されることを参加者に周知するなど個人情報(取扱いも忘れずに)
  - (不特定多数の人が参加する行事) 府導入の「大阪コロナ追跡システム」を活用
- 【参加制限】
  - 参加者数の制限  
(屋内：100人以下、かつ収容定員の半分以上)  
(屋外：200人以下、かつ人との距離を確保)
  - 大人数での参加を制限
  - 体温チェック、風邪症状がある方の参加制限

| 主な活動                                                                             | 活動ごとの対策                                                                                                                   |
|----------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>屋内(地域集会施設、区民センター、体育館など)</b><br>【飲食・物販を伴う活動】<br>ふれあい喫茶<br>高齢者食事サービス<br>子ども食堂など | □ 箸をおくテーブルなど直接口に触れる可能性のある場所は消毒しましょう<br>□ 大皿での取り分けによる食事提供は控えましょう<br>□ 食品の十分な加熱や温度管理などの食中毒対策を行いましょう<br>□ 調理後は、できるだけ早く食べましょう |
| <b>【運動を伴う活動】</b><br>百歳体操<br>学校体育施設開放事業など                                         | □ こまめな水分補給や無理のない範囲での実施など、熱中症対策をしっかりと行いましょう                                                                                |
| <b>【会議・研修、学習会など】</b><br>会議・打合せ<br>子どもの学習支援<br>生涯学習ルーム事業など                        | □ 滞在時間が短くなるよう工夫しましょう<br>□ 施設内での食事は控えましょう<br>□ こまめな水分補給や無理のない範囲での実施など、熱中症対策をしっかりと行いましょう                                    |
| <b>【交流会、遊戯など】</b><br>子育てサロン、囲碁・将棋サロン<br>カラオケ大会など                                 | □ 参加者が共有し口が触れる可能性がある物品(おもちゃ、マイクなど)は消毒しましょう<br>□ 施設内での食事は控えましょう<br>□ こまめな水分補給や無理のない範囲での実施など、熱中症対策をしっかりと行いましょう              |
| <b>屋外(公園、校庭、通学路など)</b>                                                           |                                                                                                                           |

出典：大阪市「地域活動の再開検討ガイドライン」(抜粋)

## 第3章

## 計画の基本理念と基本目標

## 1 基本理念

少子高齢化の進展、社会経済情勢の変化とともに、人々の暮らし方や働き方、価値観が多様化し、地域社会においては人と人とのつながりが弱まっています。一方で、単身世帯の増加や大規模災害の発生などにより、日々の暮らしや将来に不安を感じる人も多くなっています。第1期地域福祉基本計画策定後も、社会や国民生活の変化の速度は緩むことなく、むしろ速度を増してきています。

こうした中、国においては、「制度・分野の枠や、『支える側』『支えられる側』という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会を創る」という「地域共生社会」の理念が示されています。

また、大阪市においては、平成17年に策定した「大阪市基本構想」に、めざすべき都市像の一つとして、「暮らしたい、訪れたい、魅力あふれる大阪」を掲げ、「大阪に暮らすだれもが互いに尊重しあい、地域に愛着を持って、ともに暮らし、ともに支えあうコミュニティを形成し、次世代をすこやかにはぐくみ、生涯を通じて心豊かにすごすことのできる地域社会づくり」を進めることとしています。

本計画では、「地域共生社会」や、「大阪市基本構想」の都市像をめざし、暮らし、働き、学び、訪れる地域で、住民や行政をはじめ、地域に関わるすべての人が、共に地域福祉の推進に取り組んでいくために、だれもがわかりやすく、共有できる基本理念として、第1期計画を引き継ぎ、次のとおり定めます。

だれもが自分らしく安心して  
暮らし続けられる地域づくり

## 2 基本理念の考え方



地域共生社会とは、だれもが、同じ地域で、自分らしく安心して暮らし続けていくことができる社会であり、それは「人権が尊重される、差別のない社会」が実現された社会と言えます。その実現のためには、住民同士が立場や考え方などの違いを認め合い、共に地域づくりに取り組んでいく必要があります。

また、そのような地域共生社会をめざしていくには、地域を構成する一人ひとりの市民が、だれもが保障されている権利を当たり前に行使できる社会でなければならないことは言うまでもありません。

どのような事情であっても社会的援護を必要としている人がいれば、その人と地域との関係が途切れないように積極的に支援する、そのような支え合い、助け合いによるつながりを基礎として地域共生社会は成立することとなります。

地域共生社会をめざす基本理念にはこのような考え方を基本とした、様々な要素が含まれていますが、特に大切な視点として、次の5つの視点があります。

### (1) 人権尊重の視点 ● ● ● ● ● ● ●

すべての人は、人間としての尊厳をもつ、かけがえのない存在です。そして、年齢や性別、国籍、社会的な立場などの違いにかかわらず、人権という基本的な権利を生まれながらにしてもっています。

しかしながら、現実には、同和問題（部落差別）や外国につながる市民、高齢者、障がい者、こども、女性に関するさまざまな人権課題について解決しなければならない状況にあります。

また、ホームレスや HIV 感染者、難病患者、ハンセン病回復者、LGBT など性的少数者、犯罪被害者、刑を終えて出所した人などに対する偏見や排除等、さまざまな課題が発生しています。

新型コロナウイルス感染症の流行に際しては、感染された方や医療従事者等に対する誹謗中傷やインターネット上への心ない書き込みが見受けられます。

平成28年には、差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の提供義務などが規定された、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が施行されるなど、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、一層の取り組みが求められています。

国際的にも、国連が採択したSDGsにおいて、「国内の不平等を是正する」、「ジェンダー平等の達成」などが目標として掲げられているところです。

特定の人を排除する社会は弱くもろい社会であるという考え方のもとに、男女共同参画や当事者参加の視点を踏まえ、一人ひとりの人権が尊重され、すべての人が共に生き、共に暮らすことができる地域をめざします。



【参考】障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）（抄）

（目的）

第1条 この法律は、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

（平成 28 年 4 月 1 日施行）

- ※ この法律は、「障害者の権利に関する条約」の締結に先立ち、国内法の整備をはじめとする諸改革を進めるべきとの障がい当事者等の意見も踏まえ、政府が行ったさまざまな法制度整備の一つとして成立したものです。

【参考】本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）（平成 28 年法律第 68 号）（抄）

（前文）

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をこのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。

ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

（基本理念）

第三条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（平成 28 年 6 月 3 日施行）

【参考】部落差別の解消の推進に関する法律（平成 28 年法律第 109 号）（抄）

（目的）

第1条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

（平成 28 年 12 月 16 日施行）

## （2）住民主体の地域づくりの視点 ● ● ● ● ● ● ●

地域福祉でもっとも大切なことは、住民の主体的な地域づくりへの参加です。住民参加による地域福祉を推進していくためには、一人ひとりが地域住民として、自分たちが住んでいる地域をもっとよくしていきたいという主体的な姿勢をもつとともに、地域のさまざまな問題を地域の中で解決していくための話し合いの場をつくっていく必要があります。さらに、住民の意見をまとめて、政策や計画に反映させていくためのしくみづくりや、住民組織と行政との協働のあり方を検討していく必要があります。

住民が、主体的に、生活しやすい地域づくりに関わるができる地域をめざします。

## （3）ソーシャル・インクルージョンの視点 ● ● ● ● ● ● ●

地域には、社会的援護を必要としているにもかかわらず、社会のさまざまな領域において排除され、孤立している人々がいます。

そのような人々には、適切なサービスを提供するだけでなく、社会とのつながりをつくり、地域の一員として生活することが可能となるような積極的な支援が必要です。

また、認知症高齢者や知的障がい者など判断能力が十分でない人も含めてすべての人が、十分な相談や適切な支援により自ら意思決定し、自己実現が可能となる権利擁護のしくみが大切です。

社会的援護を必要としている人々を排除することなく、そのような人々が直面している課題や問題を、地域の課題として浮かび上がらせ、解決に向かって共に支え合うことができる地域をめざします。（ソーシャル・インクルージョン※ 次ページ参照）

## ※ソーシャル・インクルージョン

## 【社会的排除】

「物質的・金銭的欠如のみならず、居住、教育、保健、社会サービス、就労などの多次元の領域において個人が排除され、社会的交流や社会参加さえも阻まれ、徐々に社会の周縁に追いやられていくことを指す。社会的排除の状況に陥ることは、将来の展望や選択肢をはく奪されることであり、最悪の場合は、生きることそのものから排除される可能性もある。」

★「社会的排除にいたるプロセス～若年ケース・スタディから見る排除の過程～」

(平成 24 年 9 月 社会的排除リスク調査チーム：内閣官房社会的包摂推進室／内閣府政策統括官(経済社会システム担当)より抜粋)

## 【社会的援護を要する人々への支援】

従来の社会福祉は「貧困」を主たる対象としてきたといわれていますが、現代では、

「心身の障がい・不安」(社会的ストレス問題、アルコール依存、など)

「社会的排除や摩擦」(路上死、外国人の排除や摩擦、など)

「社会的孤立や孤独」(孤独死、自殺、家庭内の虐待・暴力、など)

と言った問題が、重複・複合化しています。

これらの新たな福祉課題に対応するためには、今日的な「つながり」の再構築を図り、すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援助し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う(ソーシャル・インクルージョン)、新しい社会福祉を進めていく必要があります。

★「社会的援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会報告書」

(平成 12 年 12 月 8 日社会的援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会)より抜粋

## (4) 福祉コミュニティ形成の視点 ● ● ● ● ● ● ●

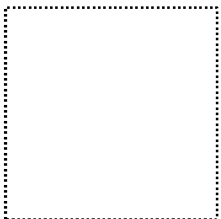
少子高齢化が一段と進展する中、少人数世帯・高齢単身世帯の増加、マンション等の集合住宅の増加といった地域コミュニティを取り巻く社会環境が変化し、また、ICTの進展に伴い個人の生活様式や価値観も多様化してきています。そのような中で、人々とのコミュニケーションやつながりの希薄化もうかがえ、住民が主体的に相互に助け合うという地域の力が弱まってきました。

そのため、主体性をもった住民が集まり、話し合い、計画し、行動することができるような、自立と連帯を支える多様なしくみと、地域生活を支援する専門的な保健福祉サービスなどが、うまく連携していく福祉コミュニティを形成していくことをめざします。

## (5) 多様な主体の協働（マルチパートナーシップ）の視点 ● ● ● ● ● ● ●

地域福祉を具体化するためには、住民をはじめ、地域において活動する多様な主体と行政が、共に自治を担う主体として協働し合う社会を創造していく必要があります。

住民、NPO、社会福祉事業者、企業等のさまざまな活動主体と行政がお互いを認め合い、連携を深め、それぞれが有する強みを発揮することで、課題解決に向けた協働の取り組みを広げていくことが重要です。





### 3 計画の基本目標

本計画の基本理念の実現をめざし、次の2つの基本目標を掲げます。

この2つの基本目標に沿って、取り組みを進めていくことで、地域住民や行政、様々な機関が協力し地域福祉を推進していくとともに、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備し、だれもが安心して暮らし続けられる地域づくりをめざします。

#### 基本目標 1

#### 気にかける・つながる・支え合う地域づくり

地域には、高齢者、障がい者、子ども、外国につながる市民といった世代や背景が異なる人々が暮らしていますが、「毎朝、あいさつしていたご近所の高齢者を、最近見かけなくなったので気がかりである」とか、「隣の家で、子どもを怒鳴る親の声が何日も繰り返されており、虐待が心配される」などは、身近な地域に暮らすもの同士が、お互いがつながり、存在を認め合えるからこそ気づく日々の変化です。

さらに、災害などいざという時には、「どの家にどんな人が住んでいて、どこで救助を待っているか」などの重要な情報を、安否確認や救助活動等に役立てることが出来ます。

そのため、人と人とのつながりにおいて、お互いが配慮し存在を認め合い、支え合うことで、地域で孤立せずその人らしい生活を送ることができるような、「気にかける・つながる・支え合う地域づくり」を進めます。

#### 基本目標 2

#### だれでも・いつでも・なんでも言える相談支援体制づくり

だれもが地域で自分らしく安心して暮らし続けるためには、「不便さや生きづらさを感じたとき」に、だれかの手助けが必要となります。

また、解決が難しいさまざまな課題を抱えた人や、家族全体に支援が必要な人の中には、「どこに相談したらよいかわからない」と感じている人も多く、必要な手助けを十分に受けることができていない可能性があります。

さらに、自らSOSを発信できない人に対しては、周囲の人が気づき、手を差し伸べるとともに、解決が難しい場合には、適切な支援につなぐことも必要となります。

これらの人が抱えるさまざまな課題を解決するためには、その声に耳を傾け、地域全体の課題として受け止め「丸ごと」の支援を行うことができるしくみをつくる必要があります。支援を必要とするすべての人に必要な支援が行き届く地域社会の実現に向けて、生活の場である地域を基盤として、「だれでも・いつでも・なんでも言える相談支援体制づくり」を進めます。

## 4 計画の体系

### 基本理念

だれもが自分らしく安心して  
暮らし続けられる地域づくり

#### 基本目標 1

気にかける・つながる・  
支え合う地域づくり

#### 施策の方向性

1 - 1

住民主体の地域課題の解決力強化

1 - 2

地域福祉活動への  
多様な主体の参画と協働の推進

1 - 3

災害時等における要援護者への支援

#### 基本目標 2

だれでも・いつでも・なんでも  
相談支援体制づくり

#### 施策の方向性

2 - 1

相談支援体制の充実

2 - 2

地域における見守り活動の充実

2 - 3

権利擁護支援体制の強化

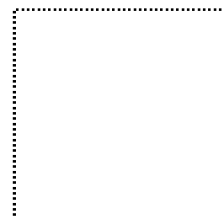
## 5 計画の指標

計画の進捗状況を把握するため、次の指標を設定し、その数値の変化を確認しながら計画に基づく取り組みの効果を検証し、必要に応じて計画の見直しや改善を図ります。

| 評価項目・評価指標                              | 令和元年度の状況 | 備考           |
|----------------------------------------|----------|--------------|
| 1-1 住民主体の地域課題の解決力強化                    |          |              |
| (1) 地域での支え合い、助け合いの意識づくり                |          |              |
| 住んでいる地域で住民同士の「つながり」を感じる市民の割合           | 54.1%    | 地域福祉実態調査     |
| 日常生活に関することで地域の人に手助けをしている市民の割合          | 40.2%    | 地域福祉実態調査     |
| (2) 地域福祉活動への参加の促進                      |          |              |
| 地域福祉活動に「関心がある」と答えた市民の割合                | 58.9%    | 地域福祉実態調査     |
| 地域福祉活動に「参加したことがある」と答えた市民の割合            | 22.1%    | 地域福祉実態調査     |
| 地域福祉活動に関する広報啓発実施回数                     | 992 回    | 地域福祉活動支援事業実績 |
| 「寄付したことがある」「したいと思う」と答えた市民の割合           | 73.3%    | 地域福祉実態調査     |
| 市社協・区社協におけるボランティア登録者数                  | 35,210 人 | 平成30年度実績     |
| (3) 住民が主体的に地域課題を把握し解決できる体制づくり          |          |              |
| 地域課題やニーズについて地域全体で解決に向け取り組む仕組みがある区の数    | 17 区     |              |
| お住いの地域において家族や親類以外で困りごとを相談する人がいる市民の割合   | 68.6%    | 地域福祉実態調査     |
| (4) 専門職による地域福祉活動への支援について               |          |              |
| 各区社会福祉協議会による地域福祉活動に対する支援への評価（5段階）      | 3.8 点    | 地域福祉活動支援事業実績 |
| 多様な事業主体が参画する協議体・ワーキングの開催回数（生活支援体制整備事業） | 259 回    |              |

| 評価項目・評価指標                                     |                | 令和元年度の状況                  | 備考 |
|-----------------------------------------------|----------------|---------------------------|----|
| 1-2 地域福祉活動への多様な主体の参画と協働の推進                    |                |                           |    |
| (1) 多様な主体の参画と協働                               |                |                           |    |
| (2) 社会資源の有効活用                                 |                |                           |    |
| 大阪市における保健、医療または福祉の増進を図る活動をおこなっている NPO 法人の数    | 824 法人         | 内閣府 NPO ホームページ            |    |
| 何らかの公益的な取り組みを実施していると答えた社会福祉施設の割合              | 85.4%          | 社会福祉法人における公益的な取り組みに係る実態調査 |    |
| 1-3 災害時等における要援護者への支援                          |                |                           |    |
| (1) 災害時における要援護者への支援                           |                |                           |    |
| (2) 災害時に備えた地域におけるつながりづくり                      |                |                           |    |
| 福祉避難所登録箇所数                                    | 344 箇所         |                           |    |
| 災害時等にひとりで避難できない高齢者世帯のうち手助けを頼める人がいない世帯の割合      | 22.5%          | 高齢者実態調査                   |    |
| 家族や親族を除き、災害時など緊急時に協力を求めることができる人がいない障がい者（児）の割合 | 26.3%          | 障がい者(児)基礎調査               |    |
| 2-1 相談支援体制の充実                                 |                |                           |    |
| (1) 複合的な課題等を抱えた人への支援                          |                |                           |    |
| ①生活困窮者自立支援制度との連携                              |                |                           |    |
| ②こどもの貧困対策との連携                                 |                |                           |    |
| (2) 相談支援体制を支える人材の育成・確保                        |                |                           |    |
| (3) 社会参加に向けた支援                                |                |                           |    |
| 「総合的な支援調整の場（つながる場）」の開催回数                      | 158 回          |                           |    |
| つながる場の開催における生活困窮者自立支援相談窓口を経由した件数／割合           | 33 件／20.9%     |                           |    |
| こどもサポートネットで支援につながった人数／割合                      |                |                           |    |
| ①アセスメント対象者として把握した人数                           | ① 2,678 人／6.1% |                           |    |
| ②アセスメントから支援につなげた人数                            | ②1,969 人／73.5% |                           |    |
| 複合的な課題を抱えた人を支援するために、専門家等による支援を受けた回数           | 127 回          |                           |    |
| 【1-1（2）再掲】<br>地域福祉活動に「参加したことがある」と答えた市民の割合     | 22.1%          | 地域福祉実態調査                  |    |

| 評価項目・評価指標          |                            | 令和元年度の状況                                | 備考       |
|--------------------|----------------------------|-----------------------------------------|----------|
| 2-2 地域における見守り活動の充実 |                            |                                         |          |
|                    | 地域において実施されている見守り活動の認知度     | 71.0%                                   | 地域福祉実態調査 |
| 2-3 権利擁護支援体制の強化    |                            |                                         |          |
| (1) 虐待防止の取り組みの推進   |                            |                                         |          |
|                    | 虐待が疑われる状況を発見した時に通報（通告）する割合 | 必ず通報（通告）する<br>27.1%                     | 地域福祉実態調査 |
| (2) 成年後見制度等の利用促進   |                            |                                         |          |
|                    | 成年後見制度の認知度                 | (法定) 44.5%<br>(任意) 21.8%<br>(市民後見) 5.7% | 地域福祉実態調査 |
|                    | 成年後見制度相談受付件数               | 1,034 件                                 |          |
|                    | 成年後見制度利用申立て支援件数            | 1,103 件                                 |          |



## 気にかける・つながる・支え合う地域づくり

### 1 住民主体の地域課題の解決力強化

#### 【現状と課題】

#### (1) 地域での支え合い、助け合いの意識づくり ●●●●●●●●

少子高齢化の進展や、マンション等の集合住宅の増加といった社会環境の変化に加えて、人々の生活様式や価値観の多様化が進んでいます。また、ICT利活用の普及によって趣味や関心を同じくする人々とのつながりや交流の機会は広がった一方で、同じ地域で暮らす人々と顔を合わせての交流や、近所づきあいは希薄化している面もあります。

さらに、これまで地域活動を支えてきた町会・地域社協などの地縁による団体においては、活動に携わる方の不足や、高齢化、固定化が深刻な問題となっています。

一方で、ひとり暮らしの高齢者や障がい者は、近所の人に、日頃の見守りや声かけ、災害時の手助けなどの協力を求めたいと考えていることも多く、子育て層などとの世代間交流、こどもの居場所づくり、ひきこもりや虐待への対応など、身近な地域に暮らす者同士であるからこそ助け合えることがたくさんあります。

そのため、若い世代やマンションの住民等、これまで地域福祉活動への関わりが薄かった人たちをはじめ、あらゆる世代の住民が、身近な地域での「つながり」の大切さを実感し、地域の課題を自分自身の課題として捉え、地域全体で解決に取り組む意識づくりが必要です。

#### (2) 地域福祉活動への参加の促進 ●●●●●●●●

地域福祉活動への参加意識や参加状況に関する地域福祉実態調査によると、地域福祉活動等に関心がある人の割合は約6割もあるにもかかわらず、現在、地域福祉活動に参加している人の割合は約1割にとどまっており、その主な理由として、「時間がない」、「参加するきっかけがない」ことがあげられています。

(P31「大阪市における地域福祉にかかる実態調査報告書（世論調査）令和元年度」)

まず、地域福祉活動に参加する時間的な余裕がない人には、近所で困っている人のごみ出しや、清掃など、短時間でできる活動や、地域福祉活動に寄付をするなど、さまざまな参加形態があることについて、啓発や周知を行うことが必要です。

次に、地域福祉活動に関心はあるものの、情報不足から参加に至っていない人に対しては、ふれあい喫茶や子育てサロンのように、だれもが気軽に参加できる活動の場や、イベント等への協力のように期間やテーマが限られた活動など、取り組みやすい活動事例の情報を発信することも必要です。

これらの情報発信に際しては、若い世代を新たに地域福祉活動に結びつけるため、ICTを活用することも有効であると考えられます。

加えて、これまで支援を受ける側と考えられがちであった高齢者や外国につながる市民、障がい者、子育て世代などが、支援する側として、可能な範囲で地域福祉活動に参加していくことも重要です。

元気な高齢者が支援する側として活動することは、高齢者自身の生きがいづくりや居場所づくり、介護予防にもつながります。

外国につながる市民の地域福祉活動への参加は、外国につながる市民が言語や文化の違い等から孤立してしまうことを防ぐためにも、他の住民にとって多様性の学びの機会としても有効であると考えられます。

また、自分のこどもと一緒に参加する機会の多い子育て世代が地域福祉活動を行うことにより、次世代への継承が期待できます。

そのため、高齢者や外国につながる市民、障がい者、子育て世代が、これまでの知識や経験を活かして、地域福祉活動に参加できるようきっかけづくりや、こどもと共に活動に参加できる環境を整えることが必要です。

地域にはそのほかに、刑務所から出所した方や、医療的ケア児とその家族など、さまざまな方が暮らしています。地域福祉活動を広げていくためには、社会全体で他者への理解や関心を高めていくことが重要です。

そして、だれもが地域の一員として、自分に合った役割を果たし活躍することができるような地域づくりを一層進めていく必要があります。

### (3) 住民が主体的に地域課題を把握し解決できる体制づくり ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

地域福祉活動の中心は、住民の身近な生活圏域である小地域で取り組まれているさまざまな活動であり、近くで暮らす住民同士が共に活動することで、支援が必要な人の存在に気がついたり、多くの人の共通の悩みごとがわかるきっかけともなります。

現在、大阪市においては、小地域ごとに、地域活動協議会の形成が進められており、地縁団体やボランティア団体、NPO、社会福祉法人、企業など地域のまちづくりに関するさまざまな活動主体が集まり、話し合い、協力しながら、防犯・防災、こども・青少年、福祉、健康、環境、文化・スポーツなど、さまざまな分野における地域課題の解決やまちづくりに取り組んでいます。

多くの地域活動協議会では、地域社協や連合町会、地区民生委員児童委員協議会、ボランティアなどの参画のもと、福祉担当の部会を設置し、地域の見守り活動をはじめ、ふれあい喫茶や子育てサロン、高齢者食事サービスなどを行っています

こうした中、地域におけるつながりの希薄化などにより、地域社協、町会、民生委員・児童委員など、これまで地域活動を主体的に支えてきた人が果たす役割はますます増大してきています。



大阪市では、地域福祉課題解決のためのさまざまな施策を構築してきましたが、孤立死や認知症高齢者に関する見守りの取り組みなどは、地域の力がなくては成り立たないものであり、地域における主体的な活動と、行政施策との役割分担や関係性について丁寧に説明し、地域と行政が信頼関係のもと、協働して地域福祉を推進していくことが重要です。

また、身近な地域でこれまで取り組んできた地域福祉活動について、住民自らが振り返り、活動を通じて把握された、地域課題やニーズについて、住民同士で共有し、話し合い、地域全体で解決に向け取り組むことが大切です。

さらに、地域の取り組みのみでは解決することが困難な課題については、行政の施策につなぐしくみも重要となります。

#### (4) 専門職による地域福祉活動への支援について ●●●●●●●●

住民主体の地域福祉活動を推進していくためには、福祉専門職による支援や福祉専門職との連携が必要となります。

大阪市では、区社協と連携して、小地域ごとの地域福祉活動を支援しており、区社協の地域支援担当職員（コミュニティワーカー）は、地域で活動する人や団体に対する助言や、地域向けの会議や研修会、課題を解決するための新たな活動の立ち上げ支援など、専門職ならではの支援を実施しています。

地域に暮らす住民や世帯の課題は個別化・複雑化しており、専門職によるこのような地域福祉活動への関りも一層重要性を増しています。

また、今後、ますます増加する地域の高齢者ニーズに対応するため、介護保険制度において配置が行われている生活支援コーディネーターは、区社協や地域包括支援センターなどと連携しながら、より一層の地域資源の充実を図っていく必要があります。

#### 【取り組みの方向性】

- ・世代や属性に関わらず、住民に、地域での支え合い、助け合いの意識づくりと、地域福祉活動に参加するきっかけをつくり、地域福祉活動に参加する住民を増やしていくことに取り組みます。
- ・地域課題やニーズを住民同士で共有し、解決策を話し合う場づくりと、見守り活動や居場所づくりなど地域福祉活動やボランティア活動を支援することにより、支え合い活動を推進し、みんなで支え、助け合う地域づくりをめざします。
- ・地域のみでは解決が難しい課題等については、福祉専門職や行政につなげるしくみづくりを進めます。
- ・住民主体の地域福祉活動を、区役所と区社協が連携しながら支援するとともに、今後、ますます増加する地域の高齢者ニーズに対応するため、新たな地域の資源開発などを進めていきます。



## 主な取り組み

(主な取り組み) 一覧の「取り組み」について、第4章に関連するものには「★」を付加しています。

| 取り組み                           | 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|--------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地域での支え合い、<br>助け合いの意識づくり        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉を推進するための施策や啓発事業について、広報紙やホームページに掲載し、身近な地域での「つながり」の大切さを広く市民に周知します。</li> <li>・区地域福祉計画、小地域福祉活動計画等の策定過程において住民や当事者の参画を促進します。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                    |
| 教育と福祉の連携強化による福祉教育の充実★          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「福祉読本」を小学校に配付し、福祉のこころをはぐくむための授業における活用を推進します。</li> <li>・区社協の地域支援担当職員（コミュニティワーカー）が、小中学校等と連携しながら、車いすや高齢者の疑似体験、点字や手話の学習、障がい当事者の講話、福祉施設訪問等の福祉教育プログラムを企画・実施します。</li> </ul>                                                                                                                                                                     |
| 身近な地域における<br>地域福祉活動の人材<br>の育成★ | <ul style="list-style-type: none"> <li>・区社協の地域支援担当職員（コミュニティワーカー）による、小地域の地縁団体等の役員、活動者等に対する地域福祉活動の助言や各種会議・研修を実施します。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                     |
| ボランティアの<br>育成・確保               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・区社協のボランティア・市民活動センターにおいて、ボランティア活動の相談や情報提供、ボランティア講座の開催、ボランティア保険の受付、企業・専門学校などの社会貢献活動のサポートなど、さまざまなボランティア活動への参加を促進します。</li> <li>・市社協が設置する「大阪市ボランティア活動振興基金」において、福祉ボランティア活動を活性化するための取り組み等に助成を行います。</li> <li>・「市民活動総合ポータルサイト」で、市民活動・ボランティア活動に役立つさまざまな情報を収集・発信します。<br/>また、市民活動団体自らが「市民活動総合ポータルサイト」において、ボランティアの募集情報を発信することができるよう、支援します。</li> </ul> |
| ICT を活用したきっ<br>かけづくりや情報提<br>供  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市や関係団体のホームページに、ふれあい喫茶、子育てサロン、高齢者食事サービス等、地域の活動主体が実施している取り組みを掲載し、だれもが気軽に参加できる場への参加を呼びかけます。</li> <li>・ICT を活用した新たなつながりづくりに係る情報や SNS の活用例など様々な情報を発信します。</li> </ul>                                                                                                                                                                           |

| 取り組み                      | 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|---------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 寄付文化の醸成のための取り組み           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・さまざまな寄付にかかる情報を、広報紙やホームページに掲載し、寄付を通じた地域福祉活動への参加を啓発・周知します。(共同募金、善意銀行、クリック募金、クラウドファンディング、フードドライブ、寄附付き自動販売機の設置等)</li> </ul>                                                                                                        |
| 高齢者が地域福祉活動に参加するきっかけづくり    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・65歳以上の高齢者が、介護保険施設などの登録施設・事業所において、入所者・利用者に対する介護支援活動を行うと、ポイントが貯まり、貯まったポイントを換金することができる「介護予防ポイント事業」を実施しています。</li> <li>・また、今後、在宅高齢者に対する活動に対しても、本事業の対象を拡充していく予定です。</li> </ul>                                                        |
| ファミリー・サポート・センター事業         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育ての援助を提供したい人と援助を依頼したい人とを組織化し、相互援助活動を行うことにより、仕事と子育ての両立を支援するとともに、市民参加による協同の子育て支援を通じての地域コミュニティの形成と地域安全ネットの充実を図ります。</li> </ul>                                                                                                    |
| 地域における自主グループ活動の支援         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民が健康に関する知識や技術を身につけ、地域における介護予防活動の推進役として活躍できるよう、区役所の保健師等が「健康づくりひろげる講座」を実施しています。</li> </ul>                                                                                                                                      |
| 地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業★ | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域における見守りのネットワークを強化するために、各区にCSWを配置した「見守り相談室」を設置しています。</li> <li>・行政と地域が保有する要援護者情報をもとに、地域への提供にかかる同意確認を行ったうえで「要援護者名簿」を作成し、地域の見守り活動につなげるとともに、孤立世帯等を必要な支援につなげるための専門的対応を行っています。また、認知症高齢者等の行方不明時の早期発見等につなげるための取り組みを行っています。</li> </ul> |

| 取り組み                 | 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地域活動協議会への支援          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域活動協議会のもとで行われる地域活動に対する財政的援助として、その活動の公益性や使途、成果をチェックすることを前提に、活動内容を限定せずに補助限度額を提示し、具体的な活動内容は地域の選択に委ねる自由度の高い補助金を交付します。<br/>(区長の認定を受ける必要があります)</li> <li>・活力ある地域社会づくりに向けて、地域活動協議会を構成する各種地域団体や企業、NPO等、多様な主体が、地域社会の将来像を共有しながらそれぞれ特性を発揮し、小地域における地域課題に取り組めるよう、自律的な地域運営のしくみづくりを支援します。</li> <li>・地域活動協議会によっては、自律して活動を活発に進めている地域もあれば、運営面で課題を抱えている地域もあるなど、活動状況もさまざまとなっており、活動の活性化に向け、各区において地域の実情に即したきめ細かな支援を行います。</li> </ul> |
| 区社協・市社協による地域福祉活動への支援 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・区社協による地域福祉活動の支援（小地域ごとの地域課題やニーズの把握、地域課題の共有と解決に向けた提案、課題を解決するための新たな活動の立ち上げ支援、区内全地域向けの会議・研修会）が着実に実施されるよう支援します。</li> <li>・市社協が、市域全体で行うべき支援活動と、区・地域レベルで展開される活動をサポートする区社協を支援します。</li> <li>・区社協・市社協が行う施設同士の連携の場づくり等の取り組みを支援し、社会福祉法人の地域での公益的な取り組みを推進します。</li> </ul>                                                                                                                                                    |
| 生活支援コーディネーターの配置      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な事業主体による高齢者の生活支援・介護予防サービスの充実を図るため、区社協や地域包括支援センターなどと連携しながら、地域資源の把握・ネットワーク化やボランティア等の担い手の養成・発掘等の地域資源・サービスの開発などを担います。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                |



## 2 地域福祉活動への多様な主体の参画と協働の推進



### 【現状と課題】

#### (1) 多様な主体の参画と協働 ● ● ● ● ● ● ● ●

近年、町会・地域社協などの地縁団体では、マンション等の集合住宅の増加による加入率の低下や、加入者の減少により世代交代が進みにくいなど、主体的に地域福祉活動を実施することが難しくなっている状況にあります。

一方で、大阪市には、高い行動力と専門的な知識やノウハウを有し、保健、医療又は福祉の増進を図っているボランティア団体や NPO 法人が多く存在しています。

また、社会福祉法人については、平成 28 年 3 月の社会福祉法改正に伴い、地域における公益的な取り組みを実施する責務を負うこととなり、今後ますます、地域福祉活動の実施主体としての活躍が期待されています。

さらに、企業や個人事業主においても、利益を追求するだけでなく、社員のボランティア参加や寄付などの資金協力により社会貢献を行う「企業の社会的責任(CSR)」や、孤立死防止に向けたライフライン事業者等による地域見守りの取り組みにかかる連携協定など、本業を通じて社会の課題解決をめざす「公と民による共有価値の創造(CSV)」といった考え方が浸透してきています。

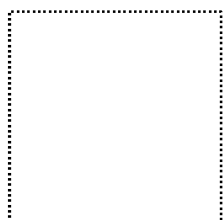
地域福祉活動の推進には、これらの団体と地域住民や地縁団体、行政といった多様な主体が、別々に活動するのではなく、協働のもと、地域の福祉活動に継続的に取り組んでいくことが必要です。

また、お互いの立場や役割を理解し協働することで、それぞれの強みを活かした新たな取り組みや、よりきめ細かい福祉サービスを提供することが可能となります。

そのため、各区では、様々な機会を通じて区内の多様な主体とのネットワークを強化するとともに、現在行っている、マッチングやコーディネート、資源の橋渡しを行う事業の活用を促進するなど、多様な主体の協働（マルチパートナーシップ）を推進する取り組みが必要です。

#### (2) 社会資源の有効活用 ● ● ● ● ● ● ● ●

多様な主体が活動する際には、大都市ならではの豊富な社会資源、例えば、市内の大学や専門学校等に通学する学生、市内で活動している専門的なスキルを有する人材、小地域ごとに整備されてきた地域集会施設や各区のコミュニティ施設、さらには空家・空き店舗などを有効に活用することも必要です。



## 【取り組みの方向性】

- ・多様な主体の参画を促し、協働（マルチパートナーシップ）を推進するために、情報発信や研修・啓発、マッチングやコーディネート、資源の橋渡しを行う事業を促進するとともに、社会福祉法人の地域社会への貢献活動の推進を支援します。

## 主な取り組み

| 取り組み              | 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市民活動への支援          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「市民活動総合ポータルサイト」で、市民活動・ボランティア活動に役立つさまざまな情報を収集・発信します。</li> <li>また、市民活動団体自らが「市民活動総合ポータルサイト」において、ボランティアの募集情報を発信することができるよう、支援します。</li> <li>・活動主体間の協働の取り組みを生み出すために、多様な活動主体が集まる「交流の場」に関する情報の収集・発信を行います。</li> <li>・地域の課題解決につながる活動を促進するため、さまざまな活動主体間の連携協働が進むよう支援するとともに、助成金情報や市民活動団体と企業等との連携協働の取り組み事例等、市民活動に役立つ情報の発信を行います。</li> </ul> |
| 地域公共人材の派遣による支援    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪市内で公益的な活動を行うグループや団体の依頼に応じて地域公共人材を派遣します。地域公共人材は、『地域の状況・課題など』を聴き取り、各団体の実情に応じた自主・自律的な活動が展開されるよう、中立的な立場で、団体における話し合いの場での合意形成や他の活動グループとの連携などに向け、ファシリテーションやコーディネートなどを行います。</li> </ul>                                                                                                                                            |
| 市民活動団体への助成による支援   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民活動を応援する市民、企業などからの寄附金を活用し、NPO等の市民活動団体が行う公益性の高い事業に対して、有識者による運営会議の意見を聴取のうえ、助成金を交付します。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                             |
| 市民活動の持続的な実施に向けた支援 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民活動団体が地域（社会）課題解決に向けた活動を持続的に行うことができる力を養うため、コミュニティビジネス（CB）／ソーシャルビジネス（SB）の啓発や起業にむけた支援を行います。</li> <li>※コミュニティビジネス（CB）／ソーシャルビジネス（SB）とは、地域の資源（ヒト・モノ・カネ・情報）を活かして、地域や社会が抱えるさまざまな課題を地域の住民が主体となってビジネスの手法で課題解決に取り組むもので、地域の活性化や雇用の創出に寄与する地域貢献型のビジネスです。</li> </ul>                                                                      |

| 取り組み                     | 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|--------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 企業等の福祉活動への積極的な参加の支援      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ボランティア・市民活動センターによる、企業・専門学校などの社会貢献活動への支援を実施します。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                    |
| 大阪市空家等対策計画に基づく取り組みの推進    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 福祉や子育て、地域活性化等の視点を踏まえた地域の間づくりの促進、支援を行います。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                          |
| 区社協・市社協による地域福祉活動への支援（再掲） | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区社協による地域福祉活動の支援（小地域ごとの地域課題やニーズの把握、地域課題の共有と解決に向けた提案、課題を解決するための新たな活動の立ち上げ支援、区内全地域向けの会議・研修会）が着実に実施されるよう支援します。</li> <li>・ 市社協が、市域全体で行うべき支援活動と、区・地域レベルで展開される活動をサポートする区社協を支援します。</li> <li>・ 区社協・市社協が行う施設同士の連携の間づくり等の取り組みを支援し、社会福祉法人の地域での公益的な取り組みを推進します。</li> </ul> |

## 社会福祉法人制度改革 ～地域における公益的な取り組み～

平成28年3月の社会福祉法改正において、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、法人の本旨から導かれる本来の役割を明確化するため、「地域における公益的な取り組み」の実施に関する責務規定が創設されました。

今後、地域において、少子高齢化・人口減少などを踏まえた福祉ニーズに対応するサービスの充実が図られることが期待されています。

【参考】社会福祉法（昭和26年法律第45号）（抄）

## 第24条（略）

2 社会福祉法人は、社会福祉事業及び第二十六条第一項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない。

（平成28年4月1日施行）



## ○ 社会福祉法人の地域社会への貢献

⇒ 各法人が創意工夫をこらした多様な「地域における公益的な取組」を推進

地域において、少子高齢化・人口減少などを踏まえた福祉ニーズに対応するサービスが充実

## 各地で取り組まれている「地域における公益的な取組」の実践事例

○ 「地域における公益的な取組」については、地域の実情に応じて現に多様な取組が行われているが、例えば以下のような取組事例がある。（各法人の実際の取組事例から参照。）

|           | 高齢者の住まい探しの支援                                                                       | 障害者の継続的な就労の場の創出                                   | 子育て交流広場の設置                                                                            | 複数法人の連携による生活困難者の自立支援                                               | ふれあい食堂の開設                                                                                |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地域が抱える課題  | 加齢により転居を希望する高齢者の存在                                                                 | 商店街の閉鎖、障害者の就労の場の確保                                | 子育てで孤立する母親の存在                                                                         | 雇用情勢の悪化による生活困難者の増加                                                 | 地域で孤立する住民の増加                                                                             |
| 対象者       | 高齢者                                                                                | 障害者や高齢者                                           | 子育てに悩みを抱える母親                                                                          | 生活困難者                                                              | 社会的に孤立する者                                                                                |
| 取組内容      | 高齢者の転居ニーズと、不動産業者のニーズをマッチングし、法人が転居後も生活支援を継続することにより、不動産業者が安心して高齢者に住まいを賃貸できる環境づくりを実施。 | 行政や市場関係者の協力を得て、スーパーマーケットを開業するとともに、そこで障害者等が継続的に就労。 | 施設の地域交流スペースを活用し、保育士OBや民生委員等のボランティアと連携することにより、子育てに関する多様な相談支援を行うとともに、近隣の子どもに対する学習支援を実施。 | 複数の法人が拠出する資金を原資として、緊急的な支援が必要な生活困難者に対し、CSWiによる相談支援と、食料等の現物給付を併せて実施。 | 地域住民が気軽に集える「ふれあい食堂」を設置するとともに、管理者として介護支援専門員を配置し、相談支援や地域の子育てママと子どもの交流会、ボランティアに対する学習会などを実施。 |
| 取組による主な効果 | 高齢者が地域で安心して暮らせる環境の整備、空き家問題の解消                                                      | 障害者の就労促進、「買い物難民」問題の解消                             | 子育てママの孤立感の解消、地域交流の促進                                                                  | 生活困難者の自立促進                                                         | 地域で孤立する住民の孤独感の解消、住民相互の支えあいによる取組の促進                                                       |

出典：厚生労働省ホームページ「社会福祉法人制度改革について」（抜粋）



### 3 災害時等における要援護者への支援

#### 【現状と課題】

#### (1) 災害時における要援護者への支援 ● ● ● ● ● ● ●

平成7年に発生した、阪神・淡路大震災では、消防、警察、自衛隊などの防災関係機関の救援が行き渡ることが極めて難しい状況の中、倒壊した家屋や転倒した家具の下敷きになった人たちを、隣近所の人たちが力をあわせて救出した割合が、全体の約98%とも言われています。

また、平成23年に発生した、東日本大震災の際にも、市町村の行政機能が麻痺している状況下において、地域住民自身による「自助」、地域コミュニティにおける「共助」が避難所運営等において重要な役割を果たしました。

一方で、大阪市においては、近い将来、南海トラフ地震の発生のおそれもあり、甚大な人的・物的被害の発生が想定されています。

また、地震や津波、暴風、豪雨、洪水といった異常な自然現象のほかにも、大規模な火事や爆発など、全国において、さまざまな人為的な災害も発生しています。

さらに、東日本大震災や平成28年に発生した熊本地震において、障がい者等が避難所に行くことができなかった事例や、福祉避難所※が十分に機能しなかった事例が報告されています。

大阪府内においても、平成30年の大阪府北部地震の際、避難行動要支援者の安否確認について時間を要するなどの課題が散見されました。

大阪市では、これらの災害に対応するため、「大阪市地域防災計画」を策定し、行政等の防災関係機関による防災・減災対策に加えて、市民等の自主防災組織との連携、支援を含め、防災活動の総合的、計画的かつ効果的な実施を図ることとしています。

地域においては、高齢者や障がい者、乳幼児を抱える家族、外国につながる市民等を含めすべての住民が、被災時に適切な支援を受けられるよう、区役所を中心に地域の自主防災組織と連携し、災害時避難所への誘導や福祉避難所への搬送等の防災訓練を実施することが必要です。

また、大阪府北部地震の際に明らかとなった避難行動要支援者の安否確認の重要性を踏まえ、地域において理解の浸透を図るとともに、その手段や手順を確立することが求められます。

さらに、防災訓練には、高齢者や障がい者などの避難行動要支援者と地域住民が共に参加して、お互いに存在を知り理解を深め、地域で災害に備えることが重要です。

あわせて、新型コロナウイルス感染症の流行により、災害時避難所の定員や運営等の見直し、要援護者への支援策の検討が必要となっています。



#### ※福祉避難所

高齢者や障がい者、乳幼児その他特に配慮が必要な被災者向けに、災害時に開設される避難所。大阪市においては、福祉施設や公共施設などと協定を結んだうえで、災害発生時には建物の安全確認や人員確保、受け入れ可能人数の調整ができた後、準備が整いしだい、順次開設をすることとしているため、まずは、一般の災害時避難所へ避難いただくこととしています。また、災害時避難所における要配慮者のための福祉避難室を配置するよう啓発を進めています。

## (2) 災害時に備えた地域におけるつながりづくり ● ● ● ● ● ● ● ●

私たちは、これまで経験してきた災害等から、そのような時こそ地域コミュニティが大切であり、日頃からの地域福祉の推進が重要であると考えています。

実際に災害が発生した時に、高齢者や障がい者などの避難行動要支援者への対応を迅速かつ的確に行うためには、行政だけでなく、身近な地域の住民が普段から、そのような人を適切に把握しておくことが必要です。

また、避難所から仮設住宅等へ移行してからの生活は、孤立化による問題が生じやすくなりますが、イベントや清掃活動など、地域での支え合い活動を通じて、生きがいや元気を取り戻すきっかけとなった事例も多く報告されており、地域コミュニティの形成が復興の土台としても必要不可欠であることが明らかになっています。

そのため、平成27年度より「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」を実施し、援助を必要とする人等の情報を整理し、災害時の避難支援につなげる地域での見守りに活用するとともに、社会的孤立に陥っている人を福祉専門職のワーカー（CSW）がアウトリーチの手法により支援しています。

一方、新型コロナウイルス感染症の影響は、地域におけるつながりづくりにも大きな影響を及ぼしています。複数人が屋内で集まる居場所づくりや、屋外での地域のイベントなども見直しが迫られています。このような状況下で、地域における「新しいつながり」づくりを考えていくことが必要です。

今後とも地域住民による、重層的な見守り体制の構築を進め、災害に強い福祉のまちづくりを推進します。

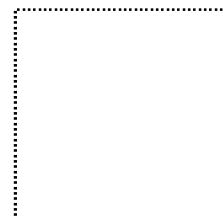
#### 【取り組みの方向性】

- ・ 地域の自主防災組織により、避難行動要支援者への対応を的確に行うことができるよう、地域福祉の取り組みと自主防災の取り組みの一体的な推進を図ります。
- ・ 個別計画策定の際には、行政や地域に加え福祉専門職の参画を得るなど、地域における避難行動要支援者が適切な避難支援を受けられるよう、福祉部局と防災部局が連携して取り組みを行います。
- ・ 新型コロナウイルスを想定した新しい生活様式の実践が求められる中、人と人とのつながりや地域福祉の取り組みが途切れないよう支援します。

主な取り組み

| 取り組み                        | 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 「大阪市地域防災計画」、「区地域防災計画」の策定・推進 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「大阪市地域防災計画」は、市域、並びに市民等及び事業者の生命、身体、財産を保護することを目的に、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関する事項を定めた計画です。防災関係機関がその有する全機能を迅速・有効に発揮し、相互に協力するとともに、市民等及び事業者による自主防災活動との連携、支援を含め、防災活動の総合的、計画的かつ効果的な実施を図ります。</li> <li>・「区地域防災計画」は、各区役所において、大阪市地域防災計画をもとに、各区の地域特性及び実状に応じて、市民、事業者、行政の責務、役割を明確にし、区における災害予防、災害応急対策、災害復旧対策にかかる基本的な事項を定めた計画です。この計画を大阪市ホームページ等で公表し、災害リスクや対策などの情報を市民の皆様と共有することにより、各区における防災力向上を図ります。</li> </ul> |
| 災害時に支援が必要な人の把握と避難支援のしくみづくり  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・自主防災組織による支援の取り組みにつなげるため、避難行動要支援者名簿を作成し、地域の関係者へ提供します。提供された名簿を基に、行政、地域、福祉専門職等が連携して個別計画の作成を進めるなど、地域での避難支援の仕組みづくりに取り組みます。</li> <li>・地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業を通じて、平時の見守りから、顔の見える関係づくりを推進します。</li> </ul>                                                                                                                                                                                        |
| 災害時の的確な情報伝達のしくみづくり          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災行政無線、緊急速報メール、Twitter、LINE、Yahoo!防災速報アプリや、おおさか防災ネットの防災情報メールによる情報伝達など、ICTを活用した緊急災害情報を発信します。</li> <li>・また、外国につながる市民への取り組みとして、大阪市ホームページに、多言語で大阪市の防災の取り組み概要の情報提供を行うとともに、災害発生時には、防災行政無線（日英中韓）、Twitter（日英中韓）、災害多言語支援センターホームページ（日英中韓）、や防災情報メール（日英）により速やかに情報提供を行います。</li> </ul>                                                                                                                  |
| 福祉避難所の確保の推進                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者等が取り残されないように、避難誘導及び通報体制・避難ルートを整備するとともに、その周知徹底を図り、消防関係機関及び住民による避難誘導の実効性を確保します。</li> <li>・福祉施設等の関係団体と調整して福祉避難所の確保に努め、福祉避難所で必要となる、医薬品や日用品の確保の取り組みを実施します。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                      |

| 取り組み                                | 内 容                                                                                                                                                                                                        |
|-------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 災害ボランティアセンターの設置・運営等                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪市では、すべての区の社会福祉協議会との間に「区災害ボランティアセンター」の設置・運営協定を締結しています。</li> <li>・平時より地域の人々と顔の見える関係づくりをめざし、災害ボランティアに関する講座開催や、災害時における訓練や啓発、災害ボランティア活動に必要な備品や資材の調達等を行います。</li> </ul> |
| 総合防災訓練の実施支援                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・区役所を中心に地域の自主防災組織と連携し、避難行動要支援者の避難誘導等を見据えた、総合防災訓練の実施を支援します。</li> <li>・また、訓練の実施にあたっては、障がい等の特性に配慮して、避難行動要支援者と地域住民が共に参加し、お互いの存在を知り理解を深め、非常時に支え合える関係づくりを進めます。</li> </ul> |
| 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた地域福祉活動の継続等に係る支援 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症の影響下での地域福祉活動の継続や新しい取り組みの実践に関し、区社協や市社協におけるノウハウの共有等の取り組みが進むよう支援します。</li> <li>・市ホームページにおいて、市社協等の取りまとめた資料等を掲載し、地域福祉活動を推進します。</li> </ul>                    |



## だれでも・いつでも・なんでも言える相談支援体制づくり

## 1 相談支援体制の充実

## 【現状と課題】

これまで大阪市では、高齢者、障がい者、児童といった各福祉分野や生活困窮者に対する施策の充実を図ってきました。しかし、少子高齢化、単身世帯の増加、地縁・血縁の希薄化などが進み、福祉課題が一層複雑化・多様化・深刻化するなか、複合的な課題を抱えた個人や世帯（以下、「複合的な課題を抱えた人」という）では、既存のしくみだけでは解決できない問題が生じています。

こうした複合的な課題を抱えた人を支援するためには、施策分野を横断的かつ包括的に相談・支援を行う、相談支援体制の充実が求められています。

## (1) 複合的な課題等を抱えた人への支援 ● ● ● ● ● ● ● ●

平成23年3月の大阪市社会福祉審議会からの提言「大阪市における総合的な相談支援体制の充実に向けて」において、対象者や福祉課題を限定せず、複合的な福祉課題にも対応する機能や、他機関の関わりが必要な場合には途切れないようにつないでいく相談窓口機能の必要性が示されました。

また平成28年以降、国においても「ニッポン一億総活躍プラン」「『地域共生社会』の実現に向けて（当面の改革工程）」といった文書において、複数分野の問題や複雑に絡む課題を抱える対象者や世帯に対し、分野を問わない包括的な相談・支援体制を構築する考えが示されました。（P56 参照）

大阪市においても、相談支援機関が分野を超えて連携するしくみを全庁的に検討するため、プロジェクトチームを設置し、複合的な課題を抱えた人への対応について検討し、その解決に向けて、平成29年度から、大阪市内の3区においてモデル事業として、区保健福祉センターが中心となり、各相談支援機関や地域の関係者等が一堂に会する「総合的な支援調整の場（つながる場）」を開催するなど、相談支援機関・地域・行政が一体となり、複合的な課題を抱えた人を支援する「相談支援体制の整備」に向けて取り組みました。

モデル事業の結果を踏まえて、令和元年度からは全区で「総合的な相談支援体制の充実事業」を実施し、複合的な課題を抱えた人が、どの区におられても適切な支援につながるができる相談支援体制の充実を図っています。

## ① 生活困窮者自立支援制度との連携 ● ● ● ● ● ● ● ●

大阪市では、平成27年度から相談窓口を全区に設置し、生活に困りごとや不安を抱えている場合は、まずは相談していただくよう呼びかけ、相談があったときには支援員がどのような支援が必要かを相談者と一緒に考えながら、具体的な支援プランを作成するなど、寄り添いながら自立に向けた支援を行っています。あわせて、生活困窮者支援を通して見えてくる地域課題や地域に不足する社会資源の検討など、地域ネットワークづくりを進めています。

対象者の方を早期に把握するため、平成26年2月から「大阪市生活困窮者自立支援制度プロジェクトチーム会議」を設置し、福祉部局にとどまらない全庁的な連携体制を構築するとともに、大阪市の各部局に自立相談支援事業の利用勧奨の努力義務について周知を図るなど、連携の強化に努めています。

また、これまでの生活困窮者支援における情報共有は、本人同意が原則であることから、本人の同意が得られずに関係者間での情報共有が進まず、深刻な困窮の状態を見過ごしてしまったり、予防的な措置を取ることが困難であったりすることが問題視されてきました。

平成30年の法改正により新たに設けられた支援会議では、会議体の構成員に対して守秘義務をかけることによって、本人の同意が得られない場合であっても、関係機関で気になっている個々の困窮が疑われるようなケースの情報共有が可能となりました。

大阪市では、個々のケースにつき検討を行う担当者会議と、支援に係る地域資源のあり方等の検討を行う全体会議の二層構造を基本とし、令和元年度末までにすべての区において支援会議の運用を開始しています。

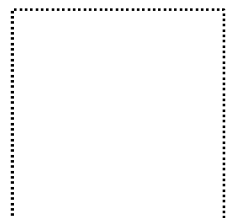
生活困窮者自立支援事業の相談者には複合的な課題を抱えた人も多いことから、支援会議を活用し、前述の「総合的な支援調整の場（つながる場）」を通じて解決を図るなど、連携して取り組みを進めています。

## ② こどもの貧困対策との連携 ● ● ● ● ● ● ● ●

大阪市では、こどもの貧困対策について、平成28年に「子どもの生活に関する実態調査」を行い、その分析結果をふまえて、平成30年3月に「大阪市こどもの貧困対策推進計画」を策定し、こどもの貧困に対する取り組みを進めています。

実態調査の結果では、こどもを対象とした調査において、困窮度が高い世帯ほど、「うちのこ」で悩んでいる割合が高く、「いやなことや悩んでいることはない」の割合が低くなっています。

また、保護者を対象とした調査では、困窮度が高い世帯ほど、「相談できる相手がいない」の割合が高くなっています。（P36 参照）



さらに、調査結果の分析では、困窮度が高い子育て世帯には、複合的な課題があることや、困窮度が高いにもかかわらず、適切な支援を受けていないケースがあることなどが明らかになっています。

こうした課題を解決するためには、こどもたちが多くの時間を過ごす学校において支援が必要なこどもを発見し、そのこどもを含む世帯全体を、前述の生活困窮者自立支援事業をはじめとする適切な支援につなげることができる、教育分野と福祉分野とが連携したしくみが必要です。

## (2) 相談支援体制を支える人材の育成・確保 ● ● ● ● ● ● ● ●

複合的な課題を抱えた人を包括的に支援するためには、相談支援機関や区保健福祉センターの職員に対し、さまざまな施策分野の相談支援機関の機能・役割等の広範な知識や、相談支援のノウハウなど専門性が求められることとなります。そのため、スキルアップのための研修等の取り組みが必要です。

また、大阪市では、AI（人工知能）を活用した職員の業務支援を試行的に実施するなど、ICTの活用を積極的に推進していることから、福祉分野の相談支援業務においても、職員の専門性の向上に資するため、先行事例を参考にしながら、AI（人工知能）をはじめとしたICTの活用に向けて検討が必要です。

さらに、社会問題となっている、介護などの現場における福祉人材の確保についても、中長期的な視点をもって取り組みを進めていく必要があります。

## (3) 社会参加に向けた支援 ● ● ● ● ● ● ● ●

複合的な課題を抱えた人の支援に関しては、相談支援機関の専門職による伴走支援だけでなく、社会とのつながりの回復や社会活動への参加の機会も必要です。

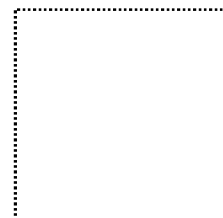
また、人と人とのつながりが強い地域では、周囲の人が課題を抱える本人に声掛けをすることなどを通じ、相談支援に早期につながりやすいことも想定されます。

相談支援を効果的なものとするためにも、人と人とのつながりそのものがセーフティネットの基礎となることを認識して、課題を抱えた人の支援の場や社会資源を活用していくことが求められます。

### 【取り組みの方向性】

- ・ 様々な相談支援機関が連携することで、相談者の属性・世代・相談内容に関わらず、受け止めることができる相談支援体制の構築をめざします。
- ・ 複合的な課題を抱えている事例や、制度の狭間に陥りがちな事例に対しては、令和元年度から実施している「総合的な相談支援体制の充実事業」を活用し、さまざまな相談支援機関が連携して支援する取り組みを推進します。

- ・ こどもの貧困対策と連携して、支援の必要なこどもや子育て世帯を学校において発見し、区役所等の適切な支援につなげられるよう、大阪市こどもサポートネットの充実を図ります。
- ・ 相談支援機関の職員や行政職員等の福祉人材の育成・確保の取り組みを進めます。
- ・ 他都市、民間企業及び大阪市のモデル事業における ICT 活用の先行事例を参考に、福祉分野の相談支援業務における活用に向け、関係先と調整を進めます。
- ・ 課題解決の手段として、複合的な課題や狭間のニーズに対応できるよう、多様な主体による地域活動の展開を促進します。



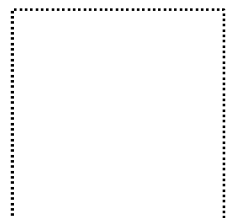


主な取り組み

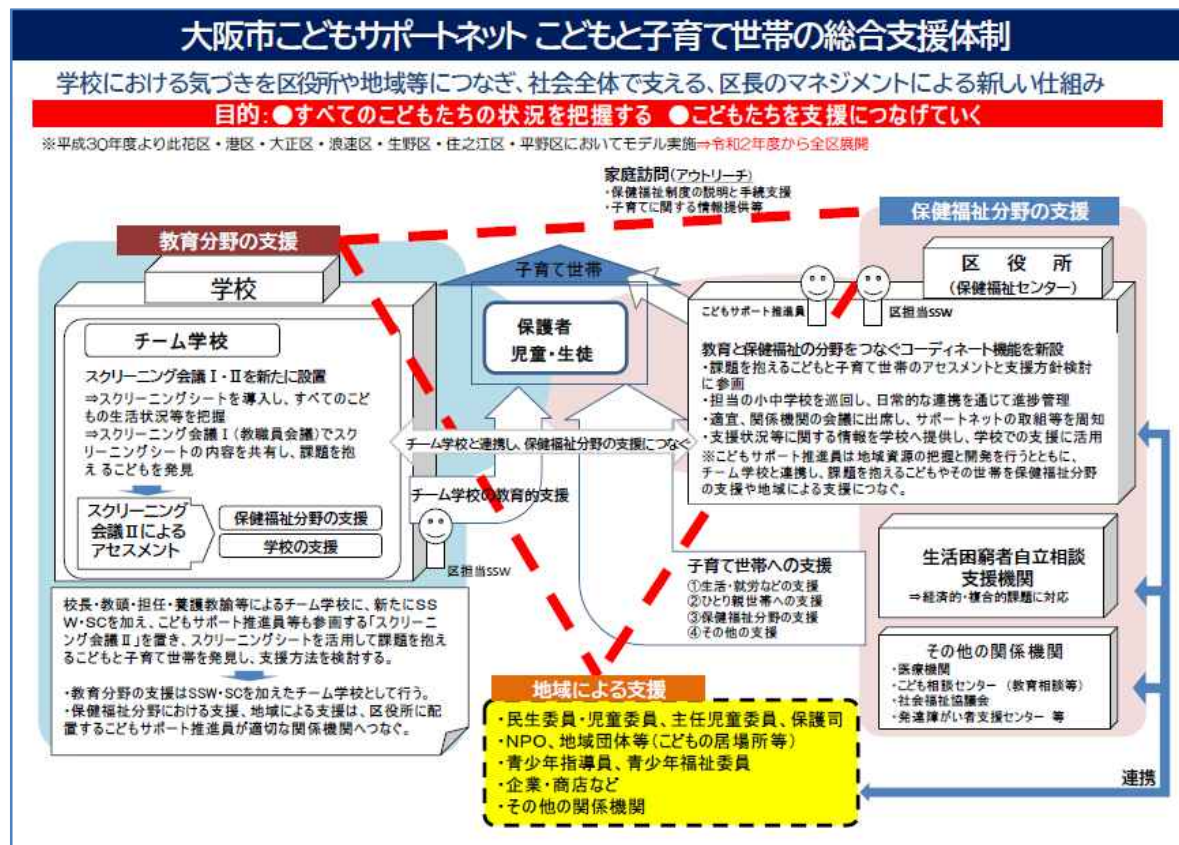
(主な取り組み) 一覧の「取り組み」について、第4章に関連するものには「★」を付加しています。

| 取り組み                        | 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 総合的な相談支援体制の充実★              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の仕組みでは解決できない複合的な課題を抱えた人や世帯に対し、区保健福祉センターが中心となり、関係者が一堂に会して支援方針を話し合う「総合的な支援調整の場（つながる場）」を開催するなど、「相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制」の充実に向けた取り組みを行います。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 福祉人材の育成・確保★<br>(福祉専門職・行政職員) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談支援機関の職員や行政職員（各区保健福祉センター職員・福祉職員）等の福祉人材について、多様な福祉ニーズに対しの確に対応できるよう、担い手等の育成・確保に努めます。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 生活困窮者自立支援事業                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各区の相談窓口において、生活困窮者が抱える課題を広く受け止め、課題解決のために必要な生活困窮者自立支援法に基づく支援を提供するとともに、さまざまなサービス等につなぐことにより、生活困窮状態からの早期自立を支援しています。</li> <li>・令和2年度以降、いわゆる就職氷河期世代（概ね平成5年～平成16年に学校卒業期を迎えた世代）をはじめとした、社会参加に向けた支援を必要とする状態にある方へのアウトリーチ支援についても積極的に取り組んでいきます。</li> </ul> <p>(法に基づく支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自立相談支援事業                      ・総合就職サポート事業</li> <li>・住居確保給付金の支給              ・就労チャレンジ事業</li> <li>・家計改善支援事業                      ・子ども自立アシスト事業</li> <li>・法律相談事業                              ・一時生活支援事業</li> <li>・就労訓練事業（いわゆる中間的就労）の認定</li> </ul> <p>(その他)</p> <p>下記の施策・機関との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活福祉資金</li> <li>・生活保護受給者等就労促進事業（ハローワーク）</li> <li>・生活保護やその他五法の窓口</li> <li>・大阪市こどもサポートネット</li> <li>・大阪市ひきこもり地域支援センター など</li> </ul> |

| 取り組み                              | 内 容                                                                                                                                                                                                               |
|-----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 窓口業務におけるICTの活用                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪市こころを結ぶ手話言語条例（平成28年1月施行）及び手話に関する施策の推進方針（平成29年3月策定）を踏まえた取り組みの一つとして、区役所窓口におけるタブレット端末を用いた遠隔手話通訳を行っています。</li> </ul>                                                         |
| 聴覚障がい者支援用音声認識アプリUDトーク導入事業         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪市では、音声認識アプリケーション（UDトーク）をインストールしたタブレット端末を複数台数導入し、音声を文字変換することで、聴覚障がいのある職員への情報格差の改善や、周囲の職員とのコミュニケーションを容易にし、日常業務の円滑実施をサポートする取り組みを行っています。</li> </ul>                         |
| セーフティネット住宅（住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅）の登録制度 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅確保要配慮者の入居を拒まない、セーフティネット住宅（住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅）の登録制度を実施しています。</li> </ul> <p>※住宅確保要配慮者とは、低額所得者、高齢者、障がい者、子育て世帯等の住宅の確保に特に配慮を要する方々です。</p>                                       |
| 大阪市こどもサポートネット                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援の必要なこどもや子育て世帯については、複合的な課題を抱えていることが多く、教育、保健、福祉分野の総合的な支援が必要ですが、各種施策が十分に届いていないといった課題があります。支援の必要なこどもや世帯を学校において発見し、区役所等の適切な支援につなぐしくみにより、社会全体でこどもと子育て世帯を総合的に支援します。</li> </ul> |



## 大阪市子どもサポートネットの概念図



出典：大阪市子ども青少年局

## 【生活困窮者自立支援事業の事業内容について】

|                         |                                                                                                      |
|-------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 自立相談支援事業                | 支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かを一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。                                     |
| 総合就職サポート事業              | 就労に関して不安や困難を抱えている人に、カウンセリング、ビジネススキルやコミュニケーション能力向上の支援、就職活動の支援、求人情報の提供、就職後の支援など、就労につなげるための支援を総合的に行います。 |
| 住居確保給付金の支給              | 離職等により住居を失った人、または失うおそれのある人に対し、求職活動を行うことなどを条件に、一定の期間家賃相当額を支給し、就労に向けた支援を行います。<br>※資産・収入等の要件あり          |
| 就労チャレンジ事業               | さまざまな事情により、一般的な仕事をするのが難しい人やなかなか仕事に結びつかない人に、専門の支援員による相談や軽作業、就労体験実習など、ご本人の状況に応じた段階的な支援を行います。           |
| 家計改善支援事業                | 収入、支出その他家計の状況を適切に把握すること及び家計の改善の意欲を高めることを支援するとともに、社会福祉協議会の行う生活福祉資金をはじめ、生活に必要な資金の貸し付けのあっせんも行います。       |
| 子ども自立アシスト事業             | 中学生及び高校生世代（高校未進学者、高校中退者）の子どもがいる家庭に専門的知識を有する相談員を派遣し、高校進学などの進路決定や、家庭が抱える問題について、カウンセリングによる個別支援を行います。    |
| 一時生活支援事業                | 住居を持たない人、住居の状態が不安定な人に対して、一時的な宿泊場所や衣食を提供します。                                                          |
| 法律相談事業                  | 自立相談支援事業の支援員が法律の知識を必要とする支援を実施するにあたり、弁護士が情報提供や助言を行います。                                                |
| 就労訓練事業（いわゆる中間的就労）の紹介や認定 | すぐに一般の就労が難しい人に、支援付きの就労・作業などの場（認定を受けた企業や事業所が行う、就労訓練）を紹介するとともに、訓練の場を提供する事業所の認定を行っています。                 |

## 2 地域における見守り活動の充実

### 【現状と課題】

地域における見守り活動の目的は、手助けを必要としている人や気がかりな人を対象とし、地域住民が「あいさつ」や「声かけ」、「生活の様子を気にかける」といった活動を通じて、共に支えあって暮らし続けることができる地域づくりを進めることです。

令和元年度に実施した「大阪市における地域福祉にかかる実態調査」においても、地域とのつながりを感じるときとして最も多かったのが「近所の人とあいさつをするとき」で全体の86.4%を占めるなど、「あいさつ」や「声かけ」といった日常の身近な活動が、住民同士のつながりづくりのひとつとなっていることがわかります。こうした活動の積み重ねにより、地域で暮らし続けたいという気運がはぐくまれ、共に支えあってつながりを実感できる地域となります。

大阪市ではこれまで、民生委員・児童委員による訪問活動をはじめ、ボランティアによる児童の登下校の見守り活動や老人クラブ等の地域住民による友愛訪問活動など地域が主体となった見守り活動への支援に取り組んできました。

しかしながら、近年は、単身世帯の増加や町会等による地縁関係の希薄化が急速に進んでおり、地域における人々のつながりが弱くなっています。令和元年7月に実施した大阪市における高齢者実態調査報告書（本人調査）では、孤立死について「身近に感じる」「やや身近に感じる」を合わせた「身近に感じる」の割合は、ひとり暮らし世帯では約6割となっており、地域内での見守り活動は、ますます重要なものとなっています。（P32 参照）

また、大阪市では、65歳以上高齢者を含む世帯のうちでも、単独世帯の割合が全国や他都市に比べて高く（P25 参照）、孤立死の防止や、災害時の避難支援を視野に入れた日常的な要援護者情報の共有なども大きな課題となっています。

そのような課題への対応のひとつとして、平成27年4月より実施している「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」（以下「見守りNW事業」という。）においては、①地域の見守り活動への支援、②孤立世帯等への専門的対応、③認知症高齢者等の行方不明時の早期発見に向けた取り組み等により、社会的孤立の防止や日頃の見守り活動の活発化に努め、地域住民の顔の見える関係づくりを進めています。

さらに、こどもに対する犯罪等の発生が住民に大きな不安を与えており、こどもに対する見守りにも取り組んでいく必要があります。

また、これまでも「認知症高齢者位置情報探索事業」などICTを活用した見守りを実施していますが、活動者が不足する中、より効果的な方法について検討していく必要があります。

今後も、要援護者を支援する地域のネットワークを張り巡らせるため、さまざまなツールの活用や、住民主体の重層的な見守り活動の充実に取り組む必要があります。

## 【取り組みの方向性】

- ・地域における見守りや助け合い活動を支援するとともに、ICTの積極的な活用など、より効果的な方法を検討することにより見守りのネットワークを広げ、市民一人ひとりが地域で支え合う関係づくりに取り組みます。

## 主な取り組み

(主な取り組み) 一覧の「取り組み」について、第4章に関連するものには「★」を付加しています。

| 取り組み                          | 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 民生委員・児童委員による見守り活動等            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 援助を必要とする人に、その人の能力に応じて、自立した日常生活を営んでいただくことができるように、生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行います。</li> <li>・ 地域の児童や妊産婦の方の福祉の増進を図るため、その生活・環境把握に努めるとともに、見守りが必要な児童・家庭への援助を行います。</li> </ul>                                                                |
| 民生委員・児童委員活動への支援               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員のなり手不足、委員の高齢化による活動の負担感が増えており、参加しやすく活動しやすい環境づくりを行います。</li> </ul>                                                                                                                                                               |
| 地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業★(再掲) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域における見守りのネットワークを強化するために、各区にCSWを配置した「見守り相談室」を設置しています。</li> <li>・ 行政と地域が保有する要援護者情報をもとに、地域への提供にかかる同意確認を行ったうえで「要援護者名簿」を作成し、地域の見守り活動につなげるとともに、孤立世帯等を必要な支援につなげるための専門的対応を行っています。また、認知症高齢者等の行方不明時の早期発見等につなげるための取り組みを行っています。</li> </ul> |
| 認知症高齢者位置情報探索事業                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認知症高齢者を介護している家族等に対して、位置情報専用端末を利用した発信機器等の貸与や位置情報検索、位置情報の提供を行います。</li> </ul>                                                                                                                                                      |
| 認知症高齢者等支援対象者情報提供制度            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認知症高齢者等の行方不明事案等の再発を防止するため、府内の警察署が取り扱った認知症又はその疑いがある高齢者等の情報について、本人又は家族等の同意を得て、各区の見守り相談室に情報提供し、適切な介護保険サービスを利用するための支援や、医療機関への受診勧奨等を行います。</li> </ul>                                                                                 |
| 地域の主体的な見守り活動への支援              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民ボランティアによる児童の登下校の見守り活動や大阪市老人クラブ連合会等の地域住民による友愛訪問活動、消費者被害の未然防止活動を支援します。</li> </ul>                                                                                                                                               |
| 市民ゲートキーパーの養成                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民一人ひとりが、自殺が誰にでも身近にある存在であることにいち早く気づき、早期対応の役割を担うことのできるゲートキーパーとしての役割を果たすことができるよう、研修や啓発講座を実施します。</li> </ul>                                                                                                                        |



### 3 権利擁護支援体制の強化

#### 【現状と課題】

すべての人の人格と個性を尊重しつつ、自己実現・自己決定を支援することは地域生活を支えるうえで非常に大切です。

今後、認知症等により判断能力が不十分な人の増加が見込まれることから、権利擁護支援の取り組みの強化が必要となっています。

さらに、こどもや高齢者、障がい者に対する虐待、配偶者などによる暴力（DV）被害の相談件数が増加している現状もあります。

#### （１）虐待防止の取り組みの推進 ● ● ● ● ● ● ● ●

個人の尊厳を冒す重大な権利侵害である虐待の防止及び早期発見・対応の取り組みは、安心安全な生活を守るしくみとして不可欠であることから、引き続き確実に進めていく必要があります。

国においては、令和元年6月に児童福祉法及び児童虐待防止法を改正し、親権者等による体罰禁止、児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化等が盛り込まれ、児童虐待防止対策を一層強化することとしています。

#### （２）成年後見制度等の利用促進 ● ● ● ● ● ● ● ●

福祉サービスが契約に基づいて提供される現在、一人ひとりの住民が質の高いサービスを利用しながら、自らが望む生活を続けていくためには、適切な情報提供、迅速な苦情解決のしくみの整備、契約の際に判断能力が十分でない人への支援等が必須となります。

特に、認知症高齢者の増加や、知的障がい者、精神障がい者の地域移行が進む中であって、こうした人々が地域において安心して自立した生活を送るために、判断能力の程度や生活の状況を踏まえた多様な支援が求められており、成年後見制度や日常生活自立支援事業を中心とする権利擁護支援の枠組みを各地域で整備することが必要です。

平成28年5月に施行された促進法では、個々の基本的人権が保障され、自己決定が尊重され、財産管理のみならず、身上の保護が適切に行われることを重視した、制度・運用をめざすこととされており、全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるしくみの構築など、地域における具体的な取り組みについて、市町村計画として策定することが規定されています。

権利擁護支援については、行政のもつ法的な権限の適切な発動を意識したうえで、制度利用にあたっての相談、人材養成、地域での理解づくりを含めた地域における権利擁護支援体制の強化に向けて、行政・地域住民・専門職団体や関係機関などさまざまな主体が連携していく必要があります。

## 【取り組みの方向性】

- ・個人としての尊厳が重んじられその尊厳にふさわしい生活が保障されるよう、認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な人の意思決定を支援し、本人が選択できる機会を確保するための取り組みを進めます。
- ・成年後見制度の利用促進や、虐待の専門的対応に向けた取り組みを進めます。

## 成年後見制度

## 成年後見制度とは

- 成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分であるため、自分自身で契約や財産管理などの法律行為を行うことが難しい場合に、家庭裁判所から選任された援助者（成年後見人等）がその人を支援する制度です。
- 成年後見制度には、「法定後見制度」と「任意後見制度」の二つの制度があり、法定後見制度は、判断能力の程度に応じて、後見、保佐、補助の三つの類型に分れています。任意後見制度は、本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自ら、「誰に」「どんなことを頼むのか」を契約によって決めておく制度です。

## 成年後見人の役割

- 成年後見人は、本人の意思を尊重しながら、生活状況や心身状況等も考慮し、本人に代わって福祉サービスの利用契約や適切な財産管理等を行うことで、本人の生活や財産を守ります。
- 成年後見人には、日常生活に関する行為を除く、法律行為を本人に代わって行ったり、必要に応じて取り消したりする法的な権限が与えられています。

## 成年後見人の業務（例）

- 預貯金の管理や支払い手続き等
- 官公庁等への各種手続き
- 本人の見守り活動（定期的な訪問等）
- 福祉サービス利用や入院等の手続き
- 本人が不利益な契約を結んでしまった場合などの取り消し

## 成年後見人の業務ではないこと

- 介護や家事のような事実行為
- 手術などの医療行為の同意
- 本人の連帯保証人や身元保証人になること
- 葬儀の喪主を務めること など

## 市民後見人

## 市民後見人とは

- 家庭裁判所から成年後見人等として選任された一般市民のことで、専門組織による養成と活動支援を受けながら、市民としての特性を活かした後見活動を地域における第三者後見人の立場で展開する権利擁護の担い手のことです。

## 大阪市の市民後見人活動

- 大阪市では、大阪市成年後見支援センターが、親族以外の第三者後見人として、地域福祉の視点から身近な「市民」という立場で後見活動を行う「市民後見人」を養成し、その活動のサポートを行っています。
- 市民後見人は、家庭裁判所から「成年後見人」として選任され、他の専門職等による成年後見人と同じ権限が与えられています。  
また、大阪市の市民後見人活動は、ボランティア・市民活動であり、活動経費を除き報酬を前提とした活動ではありません。



大阪市市民後見人のロゴマークです。  
後見人の意味の Guardian の頭文字とハートをモチーフにしています。



## 主な取り組み

(主な取り組み) 一覧の「取り組み」について、第4章に関連するものには「★」を付加しています。

| 取り組み                      | 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|---------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 虐待防止に関する啓発や虐待防止ネットワークの推進★ | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ こどもに対する虐待を発見した場合は通告義務、高齢者、障がい者に対する虐待を発見した場合は通報義務があることを周知するとともに、支援の必要な人を見逃さない気づきの充実を図るため、関係機関や専門職団体と連携し、虐待防止ネットワークの更なる構築を推進します。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                      |
| 成年後見制度の利用促進の取り組み★         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な人に対し、法的に権限を与えられた成年後見人等が、本人の意思決定を支援し、福祉サービスの利用契約や適切な財産管理を行うことで、その人の生活を援助します。</li> <li>・ 成年後見制度の広報啓発を行う際は、制限事項などを含め、制度を丁寧に説明した広報活動を実施します。</li> <li>・ 後見人の新たな担い手として市民後見人の養成を行います。</li> <li>・ また、新たに、身近な相談支援機関が本人を中心として福祉・医療・地域の関係者や後見人等で「チーム」を形成し、そのチームを法律・福祉の専門職団体や関係機関等が支援する「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の構築を進めます。</li> </ul> |
| あんしんさぼーと事業(日常生活自立支援事業)    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な人が、安心して地域で生活が送れるよう、本人との契約に基づき、区社協において、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理を支援します。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                         |
| 福祉サービスの適切な情報提供            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障がい者や高齢者、妊産婦、子育て中の親子、外国につながる市民など、福祉サービスが必要な人々が、介護予防、認知症予防、生活習慣病予防、消費者被害、子育てに関する情報などの必要な情報を得やすいような情報提供を推進します。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                        |
| 福祉サービス提供事業者への助言・指導        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 福祉サービス提供事業者に対し、利用者本位のサービス提供と福祉サービスの質的向上のため、行政として助言、指導を行っています。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 苦情解決のしくみの充実               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民が安心してサービスを利用できるように、福祉サービス提供者がサービス等の利用に関する苦情解決に対し、一層積極的に取り組むよう指導するとともに、身近な相談支援機関において円滑に苦情解決が行われるよう、専門的な相談支援を行うなど、効果的な苦情解決のしくみの充実に努めます。</li> </ul>                                                                                                                                                                                             |

## ■「社会参加」の促進

令和2年6月に改正された社会福祉法では、地域福祉の推進に向けて「地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行わなければならない」（第4条第1項）と規定され、課題を抱えた方々の社会参加を支援する地域づくりがより重視されるようになりました。

また、行政においては、「地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。」（第6条第2項）と規定され、各施策分野の連携が強く求められています。

なお、改正社会福祉法では、このような地域づくりと支援体制を一体的に整備する新たな事業として「重層的支援体制整備事業」が創設されています。

※ 社会福祉法は第1章 2（1）【参考】社会福祉法（P4-6）を参照してください。

※ 重層的支援体制整備事業については、第2章 2 地域福祉にかかる法・制度の動向（P57）に掲載しています。

### 【社会とのつながりを作るための支援】

一人では解決困難な課題を抱えた人は、支援機関等につながることで課題が整理され、課題解決に向けてさまざまな支援を受けることとなりますが、それらすべてを既存の制度や専門的な支援だけで担うことは困難です。支援を必要とする人が地域で自立的に暮らしていけるようになるためには、日常的な見守りなど、地域における人と人とのつながりが一層重要になっています。

また、だれもが地域でいきいきと暮らしていくためには、自らが地域の一員であると感じられるような“居場所”や“持ち場（役割）”を確保することが大切です。そのためには、行政や支援機関が課題を抱えた人のニーズなどを丁寧に把握して、制度の枠にとらわれず、地域の施設や関係者に働きかけ、個別性の高いニーズに柔軟に対応していくことが必要となります。

このような支援の積み重ねにより、“居場所”や“持ち場”を得た人が地域に増え、かつて支援を受けた人が、今度は別の課題を抱えた人を支援する役割を担う機会が生まれることで、支え、支えられる関係が循環し、人と人とのつながりが継続していくこととなります。

地域づくりにおいても、相談支援体制づくりにおいても、この視点をもって取り組むことが大切です。



## 各区に共通する課題等への具体的な取り組み

第1章でも述べたように、大阪市のサービス提供の基本となる単位は区であることから、区は、独自の地域福祉計画等を策定し、区の実情や特性に応じた地域福祉を推進しています。

一方で、本計画の2つの基本目標である、「気にかける・つながる・支え合う地域づくり」、「だれでも・いつでも・なんでも言える相談支援体制づくり」に沿って実施するさまざまな取り組みの中には、各区に共通した福祉課題への対応として、最低限実施する基礎的部分となるしくみや、市全域で中長期的な視点をもって進めていくことが必要な取り組みもあることから、第4章では、そのような事業の具体的なしくみや機能等を示していきます。

### 【取り組み】

|                                    |                                                        |
|------------------------------------|--------------------------------------------------------|
| 1 相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制の整備 | 1-1 複合的な課題を抱えた人への支援体制の充実<br>1-2 要援護者の発見と地域における見守り体制の強化 |
| 2 福祉人材の育成・確保                       | 2-1 地域福祉活動への参加促進<br>2-2 福祉専門職の育成・確保<br>2-3 行政職員の専門性の向上 |
| 3 権利擁護の取り組みの充実                     | 3-1 虐待防止に向けた地域連携の推進<br>3-2 成年後見制度の利用促進                 |

## 1 相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制の整備

大阪市では、令和元年度から、一つの相談支援機関だけでは解決できない複合的な課題を抱えた人や世帯に対し、各相談支援機関や地域住民、行政等が分野を超えて連携し、支援することができる総合的な相談支援体制の充実に向けて、全区において「総合的な相談支援体制の充実事業」を実施しています。

また、自ら助けを求めることができず、地域社会から孤立しがちな人を支えるしくみとして、平成27年度から「見守り相談室」を設置し、見守りNW事業を実施しています。

こうした専門的な相談支援機関による支援と地域における見守り活動による支援の取り組みにより相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制の整備を進めます。さまざまな取り組みの相乗効果により「地域の福祉力」の向上を図り、高齢者、障がい者、こどもといった対象者にかかわらず、問題が深刻化する前に支援が必要となる人に目が行き届き、早期の把握・早期の対応ができる「予防的なアプローチ」が可能となる地域づくりをめざします。

### 1-1 複合的な課題を抱えた人への支援体制の充実

#### (1) 現状と課題 ● ● ● ● ● ● ●

「総合的な相談支援体制の充実事業」では、既存のしくみでは解決できない複合的な課題を抱えた人や世帯に対し、区保健福祉センターが中心となり、関係者が一堂に会して支援方針を話し合う「総合的な支援調整の場（つながる場）」を開催するなど、「相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制」の充実を図っています。

また、これらの取り組みを進めるにあたっては、区役所内の分野横断的な連携を進めていくことや、関係機関等を調整する役割の区職員については福祉施策に関する幅広い知識や調整力等のスキルアップが必要となります。

#### ① 「総合的な支援調整の場（つながる場）」の開催

複合的な課題を抱えた人を支援するためには、本人や世帯全体の複合的・複雑化したニーズを捉え、課題を整理するとともに、複合的なニーズに対応するさまざまな支援をコーディネートすることが必要です。

「総合的な支援調整の場（つながる場）」は、区保健福祉センターが「調整役」となり、様々な分野の相談支援機関や地域の関係者等が一堂に会し世帯全体の支援方針を検討・共有するとともに、支援にあたっての役割分担を明確にするための場として活用されています。

たとえば、区保健福祉センターでの事例では、認知症のある80代の母が50代の障がいのある息子の将来について悩んでいましたが、母と息子のそれぞれにかかわる支援者らが会し、情報と支援方針をともに共有したことにより、母も息子も社会的孤立に陥ることなく在宅生活を継続することをめざすことができました。

このように、これまで関わっていた高齢者の相談支援機関に加えて、障がいに関する相談支援機関等が「総合的な支援調整の場（つながる場）」に参加することで、いわゆる「8050問題」とよばれるような世帯全体の課題をとらえ、支援することが可能となり、相談支援機関においては、「総合的な支援調整の場（つながる場）」の開催を契機に関係者との連携が深まるなど、事業の効果が表れています。

## ② 専門家等（スーパーバイザー）による支援

学識経験者や相談支援の実務者、職能団体のスーパーバイザーが、各区において複合的な課題を抱えた人に対し的確に対応できるよう、また各区が円滑に連携体制を構築できるよう専門的見地から助言を行います。

「総合的な支援調整の場（つながる場）」への参加のほか、事例のアセスメント実施時において判断に迷う場合や事例の課題整理の際に相談を行うほか、区内の相談支援機関や区の職員等を対象とする研修会の企画立案への参加、情報連携のためのツールづくり及び対応事例集の作成の指導等を行い、連携の強化や関係者のスキルアップに取り組んでいます。

## ③ 地域における見守り活動との連携の強化

自ら相談できない、あるいは孤立死のリスクが高い人や世帯に対しては、「見守り相談室」のCSWがアウトリーチを行っていますが（P122参照）、そのような人や世帯の中には制度の狭間に陥り支援につながっていないケースや複合的な課題を抱えているケースもあり、課題解決のために「総合的な支援調整の場（つながる場）」が活用されることがあります。

たとえば、「近隣住民が、いわゆる『ごみ屋敷』状態となっている世帯のことが気になっており、そこに暮らす高齢者には精神疾患が疑われていた」、といった事例では、CSWと民生委員が連携し、この住人との関係づくりを行ったことで、日常的に会話をすることが可能になり、把握したニーズに基づいて「総合的な支援調整の場（つながる場）」が開催されました。当初は関わりを拒否していた住人との関わり方を共有することにより、近隣住民の理解も深まり、地域での見守り活動を深めることができました。

このように、CSWが地域の関係者と連携して、より身近な地域で早期に課題を発見し、「総合的な支援調整の場（つながる場）」を活用して適切な支援につなげるなど、地域における見守り活動と連携して取り組むことが必要です。

## (2) 取り組み目標 ● ● ● ● ● ● ●

専門的な相談支援機関がそれぞれの分野を超えて連携するしくみの充実を図るとともに、地域の見守り活動と連携した支援体制の充実に向けて取り組みを進めます。

### ① 支援をコーディネートするためのしくみづくり

分野ごとの相談支援機関、地域だけでは解決できない課題を抱えた人に対して、区保健福祉センターが中心となって、適切にアセスメントを行い、複合的なニーズに対応するさまざまな支援をコーディネートするしくみの充実を図ります。

### ② 相談支援を行う機関や人を支えるしくみづくり

区保健福祉センターや相談支援機関が連携して、複合的な課題を抱えた人に対する確に支援を行っていくことができるよう、また、区保健福祉センターや相談支援機関等がスキルアップできるよう、スーパーバイザーによる助言や研修等ができるしくみを引き続き実施します。

### ③ 地域における見守り活動と連携するしくみづくり

複合的な課題を抱え、自ら助けを求めることができない人が、必要な支援を受けながら地域で安心して暮らせるよう、地域における見守り活動との連携を進めます。

## 1-2 要援護者の発見と地域における見守り体制の強化

### (1) 現状と課題 ● ● ● ● ● ● ●

見守り NW 事業では、孤立死の防止などに向け、各区社協に「見守り相談室」を設置して、行政と地域が保有する要援護者情報をもとに「要援護者名簿」を作成し、地域の日常的な見守りにつなげるなど、地域において支援を必要としている人を発見し、適切な支援につなげるネットワークの強化を図るとともに、災害時の避難支援にもつながるような日ごろからの顔の見える関係づくりに取り組んできました。

#### ① 地域の見守り活動への支援

##### ・「要援護者名簿」の提供

「要援護者名簿」は、対象となる要援護者ご本人に対して、地域への個人情報提供に関する同意確認をしたうえで作成しています。同意確認は、同意書の郵送や訪問による説明等により行っていますが、この個別訪問の際に、支援が必要な状況にある世帯を発見することも多くあったことから、平成30年度からは、同意確認のための訪問を福祉専門職のCSWが行う体制を整備しており、生活や心身の状況の把握等を通して、必要に応じて支援につなげることができるよう、取り組みを強化しています。

また、作成した名簿は、地域においていかに活用されるかが重要です。そのため、地域が要支援者の情報を把握し、日頃の見守り活動等を通じて、顔の見える関係づくりを行うことの重要性を地域に理解していただけるよう取り組みを進めてきました。結果、令和元年度末には、市内の全 333 地域へ名簿提供を行うことができ、約 8 万 2 千人分の要援護者情報が地域で把握されることとなりました。

#### ・見守り活動への支援

地域における見守り活動については、活動者が課題や悩みを持ちよれる場や意見交換の場を設けることなどにより、活動の活性化につながるよう支援を行ってきました。また、それぞれの活動について発表する場などを設けることによりモチベーション向上に取り組んでいる地域もあります。

このような日頃からの見守り活動は、平成 30 年 6 月の大阪北部地震の際、地域において自主的に、気になる方などへの安否確認が行われるなどの行動につながっており、日頃からの住民同士の関係づくりが、いざという時の対応にもつながることが再認識できました。

地域の見守り活動は、個別に自宅訪問するものや、いきいき百歳体操や趣味等の活動を地域住民が集って行う「集いの場」などを活用するものなど、さまざまな手法で行われています。また、複数の団体により見守りが行われる地域も増えてきており、今後、さまざまな団体やその活動の連携を進めていくこと等により、さらに地域における住民同士のつながりの輪も広げていく視点も重要となってきます。

また、見守り活動の継続や拡大に向けては、新たな人材の発掘も重要です。活動に参加することが負担とならないよう、相互に支え合うしくみづくりなどを通して、地域の活動に参加しやすい工夫を行っていく必要があります。

## ② 孤立世帯等への専門的対応

支援が必要な状況にあるにも関わらず、自ら相談することができない状態にある世帯等に対しては、丁寧に本人との関係を築きながら、本人の置かれている状況を把握し、きめ細やかな支援を行う必要があります。また、地域とのつながりが薄い世帯においては、孤立死のリスクも高まります。このような世帯等に対しては、CSW が、ねばり強くコミュニケーションをとり、関係を構築する働きかけ（アウトリーチ）を行い、福祉サービス等の利用や地域の見守り活動につなげてきました。

また同時に、ガスや新聞販売所などのライフライン事業者等と連携協定を締結し、新聞がたまっているなど孤立死につながるような異変を感じた場合には通報をいただき、区役所と見守り相談室が連携して安否確認を行う取り組みも進めてきました。各区においては、地域とつながりのある配食サービス事業者や保険会社などとの独自の協定締結が進められるなど、支援の輪はひろがっています。



また、地域における見守り活動が進むにつれ、相談支援機関や必要な福祉サービスにつながっておらず表面化していなかった要援護者の掘り起こしも進んできており、CSW の専門的な支援を必要とするケースも増えています。また、近年では、8050 問題や、長期間のひきこもり事例など、支援を必要とする世帯等の抱える課題は、複雑化・多様化・深刻化しています。そのため、適切な支援機関がすぐに見つからなかったり、関係機関との密な連携が必要な場合など、課題の解決に結びつけるまでに相当な時間を要する場合も多く、対応が長期化する事案も増えてきていることから、専門的なノウハウをもって取り組む必要があるほか、支援機関同士のネットワーク強化を図りながら横断的な支援を行っていく必要があります。

### ③ 認知症高齢者等の行方不明時の早期発見

また、認知症高齢者等の行方不明時の早期発見のための取り組みについては、これまで、認知症高齢者等を介護する家族等に対して位置情報探索機器（GPS）を貸与する事業（認知症高齢者位置情報探索事業）などを実施してきました。見守り NW 事業では、認知症高齢者等が行方不明になった場合において、行方不明者の早期発見や事故の未然防止の一助となるよう、警察による搜索の補完的な役割を担うものとして、事前に登録いただいている地域団体や民間事業者等の「協力者」に対して、行方不明者の身体的特徴などの情報をメールで配信する事業を実施しています。

今後も、行方不明の未然防止・再発防止や早期に身元を特定するための見守りネットワーク体制の構築を進めます。

以上の課題や、これまでの取り組みの検証を踏まえ、だれもが安心して暮らすことのできる地域づくりを進めていくため、さらなる見守り体制の強化を図っていきます。

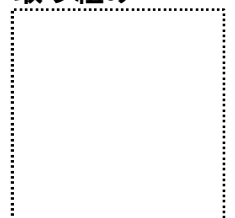
## （２）取り組み目標 ● ● ● ● ● ● ● ●

引き続き、孤立死の防止や災害時の避難支援等にもつながるよう、日頃から見守り活動の活発化に向けた支援等を通して、地域における顔の見える関係づくりに取り組みます。

「見守り相談室」が地域と連携し、自ら相談できない人を発見するとともに、地域包括支援センターや区障がい者基幹相談支援センターなどの相談支援機関と連携し、適切な支援につなげます。

また、認知症高齢者等の行方不明や事故等を防止するしくみの充実に取り組みます。

さらに、事業を進めるにあたっては、地域の状況に応じ、区が独自に配置している地域福祉活動の推進役である地域福祉コーディネーター等との連携も含め、取り組みを進めます。



① 地域における見守り活動の活発化にかかる支援

- ・見守り活動に関する発表の場やねぎらいの場を設けるなど、見守りの活動者が、自らの活動についてやりがいや手ごたえを感じながら活動を継続することができるよう支援します。
- ・また、見守り活動に関する発表の場は、同時に地域住民への貴重な周知・啓発の場ともなるため、見守り活動に関心をもつ人が増え、活動の輪が広がるよう取り組みます。
- ・個別訪問や集いの場など、さまざまな手法による見守り活動を重層的に組み合わせることにより、さらにきめ細かい見守りを行うことができるよう、地域資源の把握、開発等に取り組む生活支援コーディネーター等との連携強化を図るとともに、見守りを行っている対象者や活動内容の情報共有のしくみづくり等、見守り活動を行う団体間の相互連携を支援します。
- ・また、集いの場などに集まる参加者同士が、お互いに気を掛け合い、助け合うといった「支援する側」「支援される側」に区分されることのない、自然な見守り合いの活動を広げることなどにより、地域における見守り活動を住民全体に広げることができるよう取り組みます。
- ・普段からの取り組みが災害時への対応にもつながることから、見守り NW 事業が行う日頃の見守り活動と、防災担当における取り組みとの連携・共有等を進めることにより、さらなる地域住民同士のネットワーク強化につなげます。

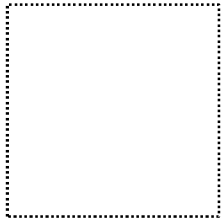
② 孤立世帯等への取り組み強化

- ・多岐な内容にわたる支援困難事例に対して適切かつ円滑な対応を行うことができるよう、各区の CSW が互いに課題解決へつながった事例の検証やノウハウにかかる情報共有等を行うことにより、CSW のさらなるスキルアップに努めます。
- ・制度の狭間や複合的な課題を抱える事例に対しては、令和元年度より市内全域に展開した「総合的な支援調整の場（つながる場）」の機能を活用して対応を進めます。（P119 参照）

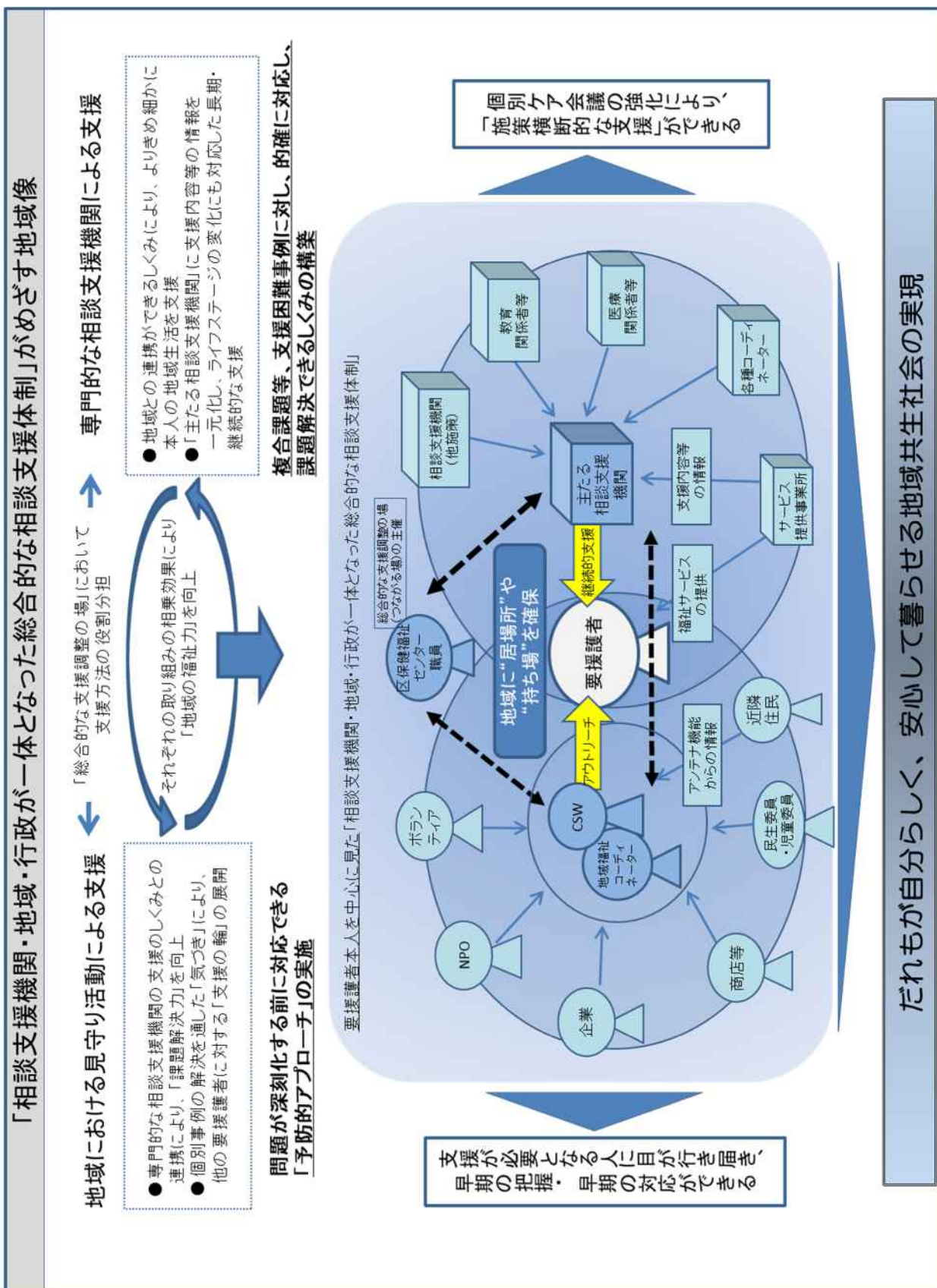
③ 認知症高齢者等を見守るための体制の強化

- ・認知症高齢者等の行方不明事案等の再発を防止するため、警察と連携して、保護された本人の同意又はその家族からの相談をもとに「見守り相談室」への事前登録や医療機関への受診の勧奨を行うとともに、介護保険サービスを利用するための支援等を行う取り組みを進めます。
- ・「見守りシール」等の配付を行うことにより、早期に身元を特定するための取り組みを進めます。また、認知症高齢者位置情報探索事業を引き続き実施するとともに、「認知症アプリ」により認知症に関する正しい知識について広く普及・啓発を行うなど、ICT を活用した取り組みも進めます。

【複合的な課題を抱えた人への支援】







## 2 福祉人材の育成・確保

高齢者、障がい者、子育て世代など、だれもが地域で自分らしく安心して暮らしていくためには、福祉人材の育成・確保が極めて重要となります。

地域福祉活動に参加する市民、福祉サービスの提供や専門的な相談支援に応じることができる福祉専門職、虐待への対応や複合的な課題に対応するため相談支援機関の連携を主導する役割を担う行政職員、それぞれにおいて、地域福祉を推進するために人材の育成・確保の取り組みを進めていきます。

### 2-1 地域福祉活動への参加促進

#### (1) 現状と課題 ● ● ● ● ● ● ●

地縁による地域福祉活動については、参加する人の減少やその固定化・高齢化が深刻な課題となっています。

そのため、あらゆる世代が地域福祉に関心を持ち、活動の輪が広がるよう取り組むことが重要です。

退職年齢に達する世代などは、それまでの職域中心の生活から地域中心の生活へと移ることから、新たに地域福祉活動に参画する世代として期待されます。これまでの知識や技能を活かして地域で活躍することは、新たなやりがいの発見となるほか、自己実現にもつながります。

また、将来の地域福祉活動の発展に向け、子どもたちを対象とした中長期的な視点による取り組みも重要です。

平成29年度には、こどものころから福祉に親しみ関心を持つことができるよう、小学生向け福祉読本「ふだんのくらしを しあわせに」を作成し、平成30年度から新小学3年生になる児童を対象に配付する取り組みを行っています。さらに、学校の授業等において学習教材として活用しやすくするため、教師向け指導用副教材も併せて配付しています。令和元年度に実施した市立小学校へのアンケート調査では、福祉読本を活用した小学校教員の92%が「児童の福祉へのなじみや理解が深まった」と回答しており、福祉の理解促進に向けた一定の効果が認められています。

引き続き、地域福祉活動のさらなる活性化に向け、さまざまな年代の人が活動に興味を持ち、やりがいと充実感を持つことができるよう、取り組みを進めていく必要があります。

## (2) 取り組み目標 ● ● ● ● ● ● ● ●

### ① 地域福祉活動をはじめるきっかけとなる情報発信

- ・地域の行事や取り組みなどの地域活動、ボランティアに関する先駆的・先進的な事業や実践事例などの情報を発信し、気軽に地域福祉活動に参加できるようなきっかけづくりを行います。
- ・情報発信に際しては、より広い世代が情報を受け止め、地域福祉活動へ参加する意欲を高めることができるよう、広報誌やホームページ、SNS など、ICT を含めた多様な媒体を積極的に活用します。
- ・市社協（大阪市ボランティア・市民活動センター）や区社協（区ボランティア・市民活動センター）が行うボランティア活動に関する情報発信等についても、地域福祉活動に参加するきっかけづくりとしてさらに推進していきます。

### ② 福祉に関する広報啓発

地域福祉活動への参加促進に向け、世代に応じた取り組みを進めます。

- ・小学生向け福祉読本「ふだんの 暮らしを しあわせに」については、引き続き配付を行い、小学生の福祉の理解促進に取り組みます。また、机上学習だけでなく、障がい当事者や福祉施設等との交流等の機会を設けるとともに、区社協が地域の実情等に応じ実施する車いす体験、地域行事へのボランティア参加などの体験型学習と合わせ、福祉を身近に感じることができるよう取り組みます。
- ・社会福祉施設や企業、大学、専門学校などが行う社会貢献活動や地域福祉に関する取り組み等を積極的に支援することにより、さまざまな活動主体の参画を促します。
- ・大阪市社会福祉研修・情報センターにおいて開催している地域福祉に関する講習会・講演会等をさらに身近で魅力あるメニューにするとともに、ICT 等を効果的に活用してライフスタイルに合わせて参加しやすい工夫を行う等により、退職年齢に達する世代をはじめ、さまざまな世代の方が、地域福祉活動に関心をもち、参加するためのきっかけづくりを行います。

## 2-2 福祉専門職の育成・確保

### (1) 現状と課題 ● ● ● ● ● ● ● ●

団塊の世代のすべてが 75 歳以上の後期高齢者となる令和 7 年が目前にせまる中、福祉・介護サービスのニーズはますます増加し、多様化することが確実であり、それらを担う人材の育成・確保は全国的に重要な課題となっています。

「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」（平成 19 年厚生労働省告示第 289 号。以下、「人材確保指針」という。）においては、国と地方公共団体それぞれの役割が示されており、国においては、介護

報酬の設定等、都道府県は、就業状況の把握や市町村では実施が困難な人材確保の取り組み等、市町村では、研修やネットワークの構築などを行うこととされています。

大阪市においては、大阪市社会福祉研修・情報センターを福祉・介護人材の確保・定着・育成に関する中核施設と位置付け、さまざまな取り組みを行っています。福祉専門職の育成・定着に向けては、キャリア研修やスキルアップ研修等を行うほか、平成30年度からは、施設・事業所に勤務する職員同士が、各職場での取り組みなどについて情報共有や意見交換を行い、横のつながりを作る場「よこいと座談会」を開催し、専門職として働き続けることへのモチベーションの向上や職場への定着を図る取り組みを新たに実施しています。

人材の確保に向けては、職に就いていない有資格者への復職支援研修や子どもと一緒に参加できるセミナーを新たに開催し、子育て世代にも福祉・介護の仕事に興味を持っていただけるよう取り組みを進めており、そのほかにも、大阪府と連携した「福祉の就職総合フェア」の共催や、永年にわたって社会福祉事業に従事し、大阪市の福祉の向上に貢献された人に対して、市長感謝状、表彰状を授与する取り組み等も行っています。

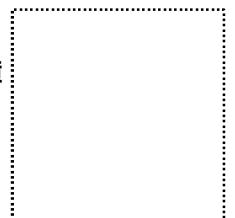
また、平成30年度からは、施設・事業所で働く方々から、仕事の魅力が伝わるエピソードを募集し、優秀作品を表彰する「みおつくし福祉・介護のきらめき大賞（以下「きらめき大賞」という。）」を実施しています。エピソードは、多くの人に福祉・介護の仕事の魅力ややりがいに触れていただくことができるよう、よりわかりやすく伝える手段として、専門学校の協力を得ながら漫画作品化し、ホームページで公開するほか、冊子を作成しています。

同じく平成30年度より、将来の職業選択を考えるキャリア教育が実施される中学生を対象として、福祉のことや福祉・介護の仕事を身近に感じていただけるきっかけとなるようさまざまな取り組みを進めており、「きらめき大賞」の冊子の配付を行うとともに、福祉に携わる若い職員や大学生など、中学生にとって身近な存在が指南役となり、福祉についての語りや体験学習を支援する福祉教育プログラムを実施しています。

今後ますます多様化・増大化していく福祉ニーズに対応するためには、新たな人材の確保に向けた取り組みを進めるとともに、福祉専門職が誇りをもって働き続けることができるよう、モチベーションの向上等につながる取り組みをさらに強化していく必要があります。

加えて、近年では、外国人介護人材の参入が全国的な広がりを見せています。これまでの経済連携協定（EPA）や技能実習制度に基づく受け入れのほか、平成31年4月からは在留資格「特定技能1号」が創設され、外国人人材の受け入れが人材不足への対応策のひとつとして位置付けられることとなりました。

本市において令和元年に実施した施設調査（高齢者実態調査（施設調査）、障がい福祉サービス等事業者調査）では、外国人人材の受け入れ検討状況について、





「すでに受け入れている」と答えた割合が高齢者施設等で 18.4%、障がい者施設等で 10.4%となっている一方、「わからない」「無回答」を合わせた割合は、それぞれ 48.4%、47.7%と、およそ半数を占める結果となりました。今後も引き続き、国の動向に注視しながら、福祉現場の実態に即した支援を検討する必要があります。

## (2) 取り組み目標 ● ● ● ● ● ● ● ●

福祉・介護の仕事は、依然として「身体的、精神的に大変」といったマイナスイメージが先行していますが、実際に働く方々は、日々、この仕事に魅力ややりがいを感じながら従事しておられます。引き続き関係機関とも連携しながら、このような現場の方々の姿を広く市民に周知する取り組みを推進し、福祉・介護の仕事に対する理解促進やイメージアップに取り組みます。

また、現場で働く方々が、専門性を発揮し、福祉専門職としての誇りを持ち続けながら働くことができるよう、スキルアップやモチベーション向上につながる取り組みをさらに推進するとともに、人材のすそ野の拡大に取り組みます。

### ① 福祉専門職の育成・定着を図る取り組み

- ・社会事業施設協議会・福祉専門職団体・養成校協会・市社協・市立大学等で構成する「大阪市福祉人材養成連絡協議会」における情報交換をさらに充実させるとともに、福祉専門職の育成・確保等に関する調査研究機関として、現場のニーズや実態を踏まえた企画や提案を積極的に行っていきます。
- ・福祉専門職がもつ仕事への誇りややりがいを伝える「きらめき大賞」等の取り組みについて、市民への周知方法や周知の場等について検討を進め、より効果的なものとなるよう取り組みを進めます。

### ② 新しい人材の参入に向けた取り組み

- ・これまで福祉専門職が担っていた業務のうち、介護の周辺業務を担当する「介護助手（アシスタントワーカー）」など、福祉専門職が専門性の高い業務に専念できる環境を整備するとともに、新たな人材の確保にもつなげます。
- ・将来の職業選択につなげるため、小学生向け福祉読本の配付や中学生向け福祉教育プログラム等の中長期的視点によるアプローチについても、より魅力的な内容となるよう工夫を行い、福祉・介護の理解促進やイメージアップに取り組みます。

## 2-3 行政職員の専門性の向上

### (1) 現状と課題 ● ● ● ● ● ● ● ●

地域社会における福祉課題は一層複雑化・多様化・深刻化しており、加えて、行財政改革や法律・制度の相次ぐ改正等により福祉を取り巻く環境も大きく変動しています。

そのなかで、本市福祉行政に携わる職員には、行政の役割を理解した上で、法や制度を理解し運用する能力や、必要な施策を企画立案する能力、分野をまたがる広範な知識、対人援助技術等を備えていることなど、さまざまな能力・知識等が求められており、さらに、深刻な虐待事案等権利擁護に関する対応、セーフティネット機能としての対応等、行政としての判断や高度な技術を用いた対応も必要となっています。

こうした分野横断的な知識・技術や高度な判断力等は、短期間で習得できるものではなく、福祉行政に携わる職員の人材育成を組織的、体系的に実施し、質の高い福祉行政を推進していく必要があります。

### (2) 取り組み目標 ● ● ● ● ● ● ● ●

分野横断的な知識、技術等を備え、関係機関との緊密な連携のもと、市民ニーズを的確に把握し対応することができる職員を育成し、もって福祉行政の推進を図るため、次の取り組みを進めます。

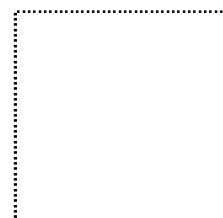
とりわけ、福祉行政を牽引する役割を担う福祉職員に対しては、大阪市「福祉職員」人材育成基本方針（令和2年10月策定）に基づき、専門的な知識、技術等の習得に関する研修を実施するなど、より高度な専門性の確保に向けた取り組みを進めます。

#### ① 研修の充実

- ・住民に最も身近な福祉の行政機関である各区保健福祉センター職員に対する知識、技術等の向上に向けた研修を実施します。
- ・福祉職員が専門職としての基礎となる能力等を計画的に習得することができるよう、経験年数に応じた専門研修等を実施します。

#### ② ジョブローテーションの推進

- ・福祉職員をはじめ、福祉行政に携わる職員が必要な経験や専門性を蓄積できるよう、計画的な人事異動や配置換えによる人材育成（ジョブローテーション）を推進します。



### 3 権利擁護の取り組みの充実

大阪市においては、すべての人の権利を尊重しつつ、自己実現・自己決定を支援する取り組みを進めています。

しかしながら、高齢者や障がい者、児童に対する虐待の相談件数が増加するなど、個人の権利、利益が侵害され、安心安全な生活が脅かされている現状があり、虐待防止に関する取り組みをさらに推進します。

また、認知症や知的・精神障がいにより判断能力が不十分な人が、地域で自分らしく安心して暮らすために、成年後見制度の利用促進に関する取り組みを推進します。

#### 3-1 虐待防止に向けた地域連携の推進

##### (1) 現状と課題 ● ● ● ● ● ● ● ●

虐待は重大な権利侵害であり、自らの権利を主張しにくい立場にある、高齢者や障がい者、児童の権利利益を擁護していくためには、虐待の防止や早期発見及びその適切な対応について、さまざまな取り組みを実施していくことが重要です。

虐待防止については、虐待を受ける人の属性により虐待者や状況が異なるため、それぞれの特性に応じて対策を講じる必要がありますが、共通しているのは被虐待者が自らSOSを発信できない、あるいは発信が難しい状況にあることから、すべての人が虐待防止の意識をもち、身近な虐待の兆候にいち早く気づき、適切な機関に相談・通報することが重要であるということです。

しかしながら、現在の虐待相談の経路は、本来、虐待を早期に発見できる立場にある地域住民からよりも、警察や福祉・教育等の関係機関が多くなっていることから、虐待についての知識・理解の普及啓発に取り組むとともに、虐待を未然に防止し早期に発見するために、地域において情報を共有し、連携協力できるネットワークの構築が必要です。

また、施設従事者等に対して、研修や事例検討会・講演会等を行い、意識の向上を図る必要があります。

さらに、虐待対応に関する法的権限と責務を有する行政職員については、専門性の向上が求められています。

##### (2) 取り組み目標 ● ● ● ● ● ● ● ●

虐待を未然に防止し早期に発見するために、地域において虐待についての知識・理解を深めるとともに、地域住民、警察や福祉・教育等の関係機関、行政機関が連携して支援できるようネットワークの構築を進めます。

また、施設従事者に対して研修等を行い、虐待防止の意識の向上を図ります。

## ① 地域における虐待についての知識・理解の普及啓発

虐待を早期に発見できる立場にある地域の人々が虐待についての知識・理解を深めるため、すべての年齢層の地域住民、高齢者や障がい者、児童に関わる機会のあるあらゆる関係機関を対象に、相談・通報（児童虐待については通告）・届出先等、窓口周知の徹底を目的に、普及啓発を行い、虐待は、重大な権利侵害であること、地域での関わりが虐待の未然防止・早期発見につながることを広く周知します。

## ・ 高齢者、障がい者虐待

引き続き、地域の課題に即した講演会や研修等を実施するとともに、虐待の相談窓口等を広く周知するためのポスターやチラシを作成・配布します。

## ・ 児童虐待

引き続き、虐待の相談窓口等を広く周知するためのポスターやチラシの作成・配布等を行うとともに、特に11月を児童虐待防止推進月間とし、重層的な広報活動などに取り組みます。（オレンジリボンキャンペーン）

## ② ネットワークの構築

虐待事例の支援に対して適切かつ迅速に対応するためには、地域住民、警察や福祉・教育等の関係機関、専門職等の関係団体、行政機関の連携は非常に重要です。

## ・ 高齢者、障がい者虐待

高齢者と障がい者の虐待防止連絡会議において、関係機関が高齢者、障がい者を取り巻く状況や考え方を共有し、機能するよう連携協力します。

## ・ 児童虐待

要保護児童の早期発見や適切な保護・支援を図るための要保護児童対策地域協議会において、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関する職務に従事する人、その他関係者が、児童虐待に関する情報や考え方を共有し、適切な連携のもとで対応します。

また、要保護児童対策地域協議会での支援対象児童となる前の段階で、「こどもサポートネット」や地域でのさまざまな支援活動等により虐待の未然防止につなげます。

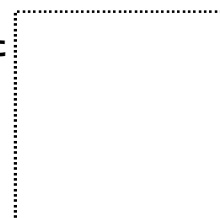
## ③ 施設従事者等の意識の向上

介護保険サービス・障がい福祉サービス事業者等への集団指導において、施設従事者等の通報義務を周知徹底します。

また、虐待を未然に防止する予防的取り組みとして、実地指導を通じて、不適切なケア・不適切な施設運営等への指導を強化するなど、将来の虐待の芽を摘むために取り組むとともに、施設従事者の意識の向上を図ります。

## ④ 虐待対応に従事する行政職員の専門性の確保

虐待対応において、適切かつ迅速に対応するため、職員の経験年数に応じた階層別研修等を行います。



・高齢者、障がい者虐待

高齢者虐待の対応を担当する区役所職員及び地域包括支援センター、総合相談窓口職員、障がい者虐待の対応を担当する区役所職員及び障がい者基幹相談支援センター職員それぞれを対象とする研修、事例検討会等を計画的に実施します。

・児童虐待

児童虐待の対応を担当する区役所職員及びこども相談センター職員に対する研修を計画的に実施します。

### 3-2 成年後見制度の利用促進

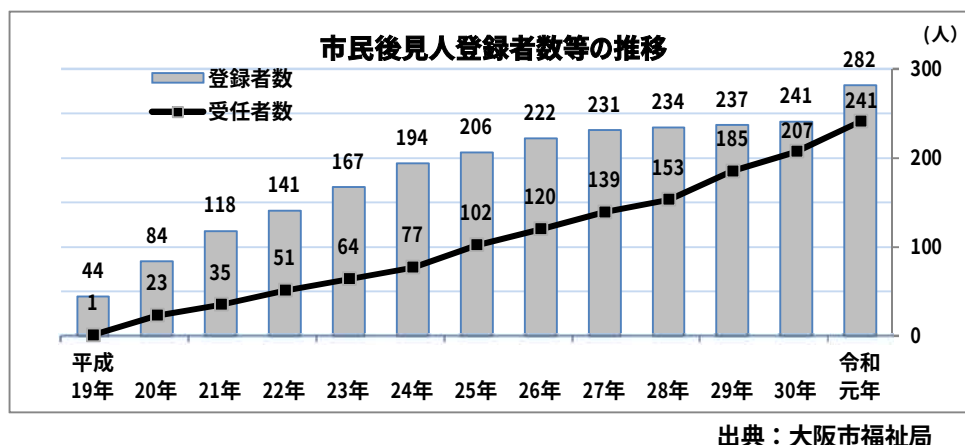
#### (1) 現状と課題 ●●●●●●●●

成年後見制度とは、認知症高齢者や知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な人に対し、法的に権限を与えられた成年後見人等が、本人に代わって福祉サービスの利用契約や適切な財産管理を行うことで、その人の生活を支援する制度です。

法定後見制度は、対象者の判断能力の程度に応じて、判断能力が欠けているのが通常の状態である「後見」、判断能力が著しく不十分である「保佐」、判断能力が不十分である「補助」の三つの類型に分かれていますが、現状では「保佐」「補助」の利用が少なく、「後見」が大半を占めており、社会生活に大きな支障が生じるまでの間に制度が利用されていないことや、財産管理を中心とした支援となっており、意思決定支援や身上保護等の福祉的な視点に乏しい運用となっていること等が課題となっています。

大阪市では、平成12年の成年後見制度開始以降、市長申立事務を各区保健福祉センターで実施するとともに、「成年後見制度利用支援事業」として、市長申立事案における申立費用および後見人報酬の助成を行っており、令和2年度からは、後見人報酬の助成対象を本人及び親族等による申立事案にも拡大しました。

さらに、平成19年6月に、大阪市成年後見支援センター（以下「後見センター」という。）を開設し、制度に関する広報啓発・関係機関との連携等を行うとともに、制度利用に関する専門的な支援や、第三者後見人の新たな担い手としての市民後見人の養成、支援について積極的に取り組んできました。



平成28年5月、促進法が施行され、国において成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが定められるとともに、地方公共団体に対しても、本制度の利用の促進に向けて自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を策定し、実施する責務が定められました。市町村は成年後見制度利用促進基本計画（以下「国計画」という。）を勧告して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村計画」という。）を定めることが努力義務であると促進法で規定しています。

大阪市では、後見センターを中核機関として広報・相談・制度利用促進・後見人支援等の各機能を充実し、市内のどの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、国計画の目標の一つである「権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築」のためのしくみづくりを進めます。

## （2）取り組み目標 ● ● ● ● ● ● ● ●

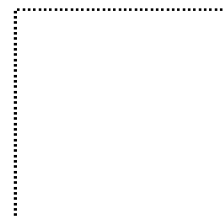
成年後見制度の利用促進のために、平成30年度から「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の構築を進めてきました。後見センターを中核機関として、専門職団体・関係機関が連携協力する「協議会」を設置・運営し、本人を中心とする「チーム」を支援するしくみを引き続き整備します。

また、今後、権利擁護支援を必要とする人がますます増加することに対応するため、市民として地域で後見活動を行う「市民後見人」の養成・支援の強化などに取り組みます。

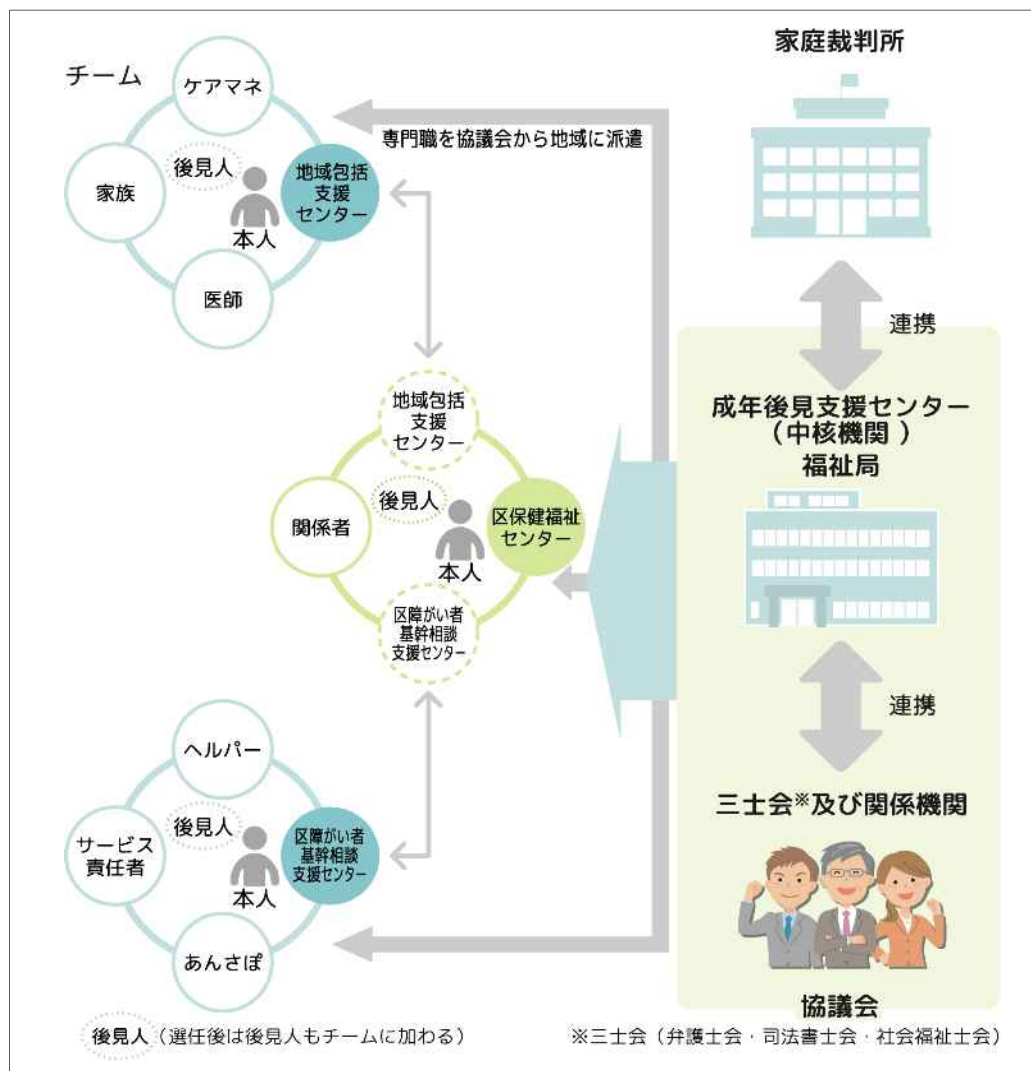
### ① 地域連携ネットワーク構築の推進

地域全体の見守り活動の中で、権利擁護支援が必要な人を地域において発見し必要な支援に結びつけることが重要です。大阪市内には、権利擁護の身近な相談窓口として、区保健福祉センターをはじめ、地域包括支援センター（ランチ含む）、区障がい者基幹相談支援センター、地域活動支援センター（生活支援型）など多くの相談支援機関が存在します。これらの相談支援機関が権利擁護支援を必要とする人を発見し、本人を中心とする「チーム」を形成し、権利擁護支援にあたります。成年後見人等が選任された後も本人支援が必要な場合は、後見人とともにチームとして支援を行います。

平成30年度以降、計画的に整備してきた「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」が円滑に機能するよう、引き続き、専門職団体、家庭裁判所等関係機関と連携協力し、成年後見制度の利用促進や後見人支援の取り組みを進めます。また、相談支援機関職員に対する継続的な研修の実施等、相談機能の充実に努めます。



## 大阪市における権利擁護支援の地域連携ネットワークのイメージ



### ② 成年後見制度の普及啓発の推進

本人の意思決定を支援しながら、生活の質の向上のために財産を積極的に利用することも成年後見制度で実現できることであり、制度利用のメリットでもあります。さらに、近年、社会問題化している消費者被害から、判断能力が低下した人を守ることにもなります。また、判断能力の低下の比較的早い段階から制度を利用し、保佐人・補助人が人生の伴走者として本人の心身の状況変化に寄り添いながら、自分らしい生活を実現するという制度利用の方法もあります。

そのため、引き続き、効果的な広報手法等を検討し、本人や支援者が成年後見制度の内容やメリットを理解して、必要な支援を受けることができるよう、わかりやすい説明に努めます。また、制度の普及啓発を通じて、任意後見、保佐・補助類型も含めた成年後見制度の早期利用を促進します。



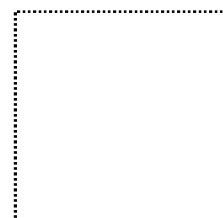
### ③ 市民後見人の養成・支援

大阪市では市内在住又は在勤で、一定の研修を受講した人を市民後見人候補者としてバンク登録し、家庭裁判所からの選任を受けて無報酬で活動する「市民後見人」を養成しており、令和2年7月現在249人をバンク登録しています。今後高齢化の進展が見込まれ、市民としての特性を生かし地域において後見活動を行う市民後見人活動の需要は、さらに高まるものと考えています。

市民後見人のバンク登録者を増やすため、市民後見人の活動を広く周知することにより知名度を向上させるとともに、一人でも多くの市民にご協力を得ることができるよう養成方法（養成会場やカリキュラム）を工夫します。また、市民後見人は身近な地域におけるきめ細かな見守りや訪問活動を前提としていることから、市内全域に分散することが望ましいと考えています。

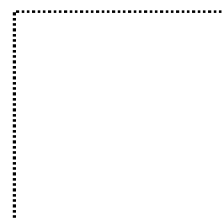
市民後見人の活動は、判断能力が不十分な人の生活を支援するという直接的な効果だけでなく、ボランティア精神に基づく地域福祉活動の一つとして、住民主体の福祉コミュニティづくりにつながるという間接的な効果が期待できるものです。

身上監護を中心とする市民後見人の活動を拡大するとともに、その活動をサポートする中核機関の機能充実を図ります。





# 資料編





## 用語解説

| 項 目             | 説 明                                                                                                                                                                                                                        | 掲 載<br>ペ ー ジ                                                |
|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| ICT             | Information & Communication Technology（情報通信技術）の略。コンピュータやインターネットなどの情報通信技術のことです。                                                                                                                                             | 83・90・91・<br>93・102・106・<br>107・109・<br>112・113・<br>124・128 |
| アウトリーチ          | 生活上の問題や課題を抱えているものの、福祉サービスの利用を拒んだり、支援者に対して攻撃的、逃避的な行動を示す人に対して、本人からの要請がない場合でも、本人の元に積極的に出向いて支援することをいいます。                                                                                                                       | 60・62・101・<br>108・120・122                                   |
| アセスメント          | 利用者に関する情報を収集や分析することで、自立した日常生活を営むために解決すべき課題を把握することをいいます。                                                                                                                                                                    | 88・120・121                                                  |
| EPA             | Economic Partnership Agreement（経済連携協定）の略。国や地域を限定して、関税等の貿易障壁を撤廃することにより、モノ・ヒト・カネ・サービスの移動を促進させようとする協定です。<br>この協定に基づき、外国人の就労が認められていない介護福祉士・看護師候補者の特例的な受け入れが進められています。                                                           | 129                                                         |
| 医療的ケア児          | 人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児のことをいいます。                                                                                                                                                                     | 91                                                          |
| AI              | Artificial Intelligence（人工知能）の略。<br>人工的にコンピュータ上などで人間と同様の知能を実現させようという試み、あるいはそのための一連の基礎技術をいいます。                                                                                                                              | 106                                                         |
| 持続可能な開発目標（SDGs） | 2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016年から2030年までの国際目標です。<br>持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」社会の実現をめざし、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むものです。<br><br>※SDGsとは、「Sustainable Development Goals」の略称のこと。 | 2・80                                                        |
| SNS             | Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略。<br>インターネット上で、人と人とのつながりを支援するサービスをいいます。                                                                                                                                    | 73・93・128                                                   |

| 項 目               | 説 明                                                                                                                                                                                                                                                | 掲 載<br>ペ ー ジ                                              |
|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|
| NPO               | Non-Profit Organization 又は Not-for-Profit Organization（非営利団体）の略。<br>さまざまな社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称です。<br>このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人を、「特定非営利活動法人(NPO 法人)」といいます。<br>なお、収益を目的とする事業を行うこと自体は認められますが、事業で得た収益は、さまざまな社会貢献活動に充てることになります。 | 12・13・15・<br>19・42・44・<br>59・68・84・<br>88・91・95・<br>96・97 |
| LGBT              | レズビアン・ゲイ（同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（生物学的な性と、自分で認識している性が一致しない人）の頭文字です。性のあり方に関して少数派の人々は、セクシュアル・マイノリティ（性的マイノリティ、性的少数者）と呼ばれており、その総称として LGBT が使われることがあります。                                                                                          | 80                                                        |
| オレンジリボン<br>キャンペーン | すべてのこどもが健やかに育つように、行政機関、企業、地域が一体となって、「こども虐待防止」というメッセージが込められたオレンジリボンを、一人ひとりの胸につけて、子育てをしている親やこどもたちを始め、多くの人たちに、まわりのこどもに関心を持ち、こどもへの虐待をなくしていく輪を広げていくキャンペーンをいいます。                                                                                         | 74・133                                                    |
| 外国につながる<br>市民     | 大阪市では、住民基本台帳法における「外国人住民」だけでなく、日本国籍を取得した人や戦前・戦後に日本に引きあげてきた人、親が外国籍である子ども、海外から帰国した子どもなど、国籍は日本であっても外国籍の人と同様の課題を抱えている場合があることから、これらの人々も視野に入れ、「外国につながる市民」「外国につながる児童生徒」という呼称を使用しています。                                                                      | 68・80・85・<br>91・100・<br>102・116                           |
| クラウド<br>ファンディング   | crowd（群衆）と funding（資金調達）を組み合わせた造語です。<br>不特定多数の個人からインターネットを通じて小口の資金を集める資金調達の手法をいいます。                                                                                                                                                                | 94                                                        |
| クリック募金            | ウェブページ内の決められた所をクリックすると、その回数に応じて環境問題や人道支援などに取り組む NPO などの団体に協賛企業から寄付されるしくみです。                                                                                                                                                                        | 44・94                                                     |
| ゲートキーパー           | 悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のことをいいます。                                                                                                                                                                                                      | 15・113                                                    |

| 項 目                              | 説 明                                                                                                                                                                                                                                   | 掲 載<br>ペ ー ジ                                                                            |
|----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 権利擁護                             | 福祉サービスの利用者本人が、自らの意思を表明するよう支援すること、及び表明された意思の実現を権利として擁護していく活動を意味し、意思表示の能力に限界のある人々については、本人の利益を本人に代わって擁護すること（代弁）をいいます。                                                                                                                    | 2・12・19・59・<br>60・66・71・74・<br>82・86・89・<br>114・115・<br>116・118・<br>131・132・<br>135・136 |
| こころを結ぶ<br>手話言語条例                 | 手話が言語であるという認識に基づき施策を推進し、手話を必要とするすべての人の社会参加の促進と安心して暮らせる地域社会を実現するために施行された条例です。                                                                                                                                                          | 109                                                                                     |
| 「ごみ屋敷」<br>状態                     | 市民が居住する建物等における物品等の堆積により、ごきぶり、はえその他の害虫、ねずみ若しくは悪臭が発生すること又は火災発生のおそれがあること等のため、当該物品等が堆積している場所の周辺の生活環境が著しく損なわれている状態をいいます。                                                                                                                   | 19・120                                                                                  |
| コミュニティ<br>ソーシャル<br>ワーカー<br>(CSW) | 制度の狭間や複数の生活課題を抱えるなど、既存の福祉サービスだけでは対応困難な事案を地域の多様な力を活かして解決に結び付ける地域福祉のコーディネーターのことをいいます。                                                                                                                                                   | 69・70・72・94・<br>101・113・<br>120・121・<br>122・123・124                                     |
| CSR、CSV                          | CSR:Corporate Social Responsibility（企業の社会的責任）、CSV:Creating Shared Value（公と民による共有価値の創造）<br>企業等における「社員のボランティア参加や寄附などの資金協力」といった社会貢献活動を CSR といい、本業を通じて社会課題の解決をめざすという考え方を CSV といいいます。CSR から CSV へと変化しつつある中で、より高い成果を生みだせるような連携を志向する傾向にあります。 | 96                                                                                      |
| 児童福祉司                            | 児童相談所に置かなければならない職員で、児童相談所長が定める担当区域により、児童の保護その他児童の福祉に関する事項について相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な指導を行うケースワーカーです。                                                                                                                                       | 75                                                                                      |
| 身上監護                             | 成年後見制度において、被後見人の生活や健康に配慮し、安心した生活がおくれるように契約などを行うことをいいます。なお、被後見人に対し後見人が直接介護や看護などをすることは含まれていません。                                                                                                                                         | 137                                                                                     |
| セーフティ<br>ネット                     | すべての人が安心・安全に暮らせる多層的・多元的な生活支援の機能・しくみのことです。                                                                                                                                                                                             | 29・53・106・<br>109・131                                                                   |
| 善意銀行                             | 市民からの善意の金銭や物品の預託を受け、必要としている福祉関係機関・団体等に払出をするコーディネートを行う取り組みで、大阪市では、区社協・市社協において実施しています。                                                                                                                                                  | 94                                                                                      |



| 項 目                       | 説 明                                                                                                                                                                         | 掲 載<br>ペ ー ジ       |
|---------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 団塊の世代                     | 第一次ベビーブームが起きた、1947（昭和 22）年～1949（昭和 24）年に日本において生まれた人を指します。                                                                                                                   | 11・52・128          |
| 地域公共人材                    | 地域団体や行政に加え NPO や企業、大学など多様な主体が参画する地域のまちづくりに関する取り組みについて、各主体間の合意形成、それぞれの主体が持つヒト、モノ、カネ、情報など地域におけるさまざまな資源をコーディネートすることなどにより、活動を創出し活性化させ、最適化を図り、持続可能なものとしていくマネジメント能力を持った人材です。      | 97                 |
| DV                        | Domestic Violence（ドメスティック・バイオレンス）の略。配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者からの暴力をいいます。被害者を女性に限定していませんが、DV の被害者は大半が女性となっています。                                                               | 50・77・114          |
| 南海トラフ地震                   | 近い将来発生すると予測されている、日本列島太平洋沖の広い範囲を震源とする巨大地震のことであり、震度 6 弱以上の強い揺れに加え、大阪市の多くの地域が津波による浸水被害を受けると想定されています。                                                                           | 2・100              |
| ニア・イズ・ベター<br>（補完性・近接性の原理） | 住民に近いところで行われる決定ほど望ましい、という地方分権の基本的な考え方です。                                                                                                                                    | 1・9・67             |
| ハンセン病                     | ハンセン病は、「らい菌」によって引き起こされる慢性の感染症で、1996（平成 8）年に「らい予防法」が廃止されるまで、約 90 年間、国や地方自治体などにより強制隔離政策がとられてきました。<br>「らい菌」の病原性は弱く、感染してもほとんど発症しません。また、現在では、早期に発見して適切に治療すれば、後遺症を残さず治る病気となっています。 | 80                 |
| 避難行動要支援者                  | 大地震や風水害などの災害が起きた時、自力で避難することが難しく、支援が必要な人をいい、介護保険の要介護認定で、要介護 3 以上の人や重度障がいなどの人を対象者としています。                                                                                      | 17・100・101・102・103 |
| ファシリテーション                 | 会議やミーティング等の場で、発言や参加を促したり、話の流れを整理することで、合意形成や相互理解をサポートすることをいいます。                                                                                                              | 97                 |

## 大阪市社会福祉審議会条例

平成 12 年 4 月 1 日条例第 19 号

## (設置)

第 1 条 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）第 7 条第 1 項に規定する地方社会福祉審議会として、本市に大阪市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

## (組織)

第 2 条 審議会は、委員 35 人以内で組織する。

## (委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

## (委員長の職務代理)

第 4 条 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

## (会議)

第 5 条 審議会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の 4 分の 1 以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会の会議を招集しなければならない。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 法第 9 条第 1 項の臨時委員は、当該特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、前 2 項の規定の適用については、委員とみなす。

## (施行の細目)

第 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

## 附 則

## (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

## (大阪市社会福祉審議会の調査審議事項の特例に関する条例の廃止)

2 大阪市社会福祉審議会の調査審議事項の特例に関する条例（昭和 62 年大阪市条例第 4 号）は、廃止する。

## (経過措置)

3 この条例の施行の際現に設置されている大阪市社会福祉審議会は、第 1 条に規定する大阪市社会福祉審議会とみなす。

## 附 則（平成 12 年 9 月 28 日条例第 84 号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 附 則（平成 25 年 9 月 30 日条例第 117 号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 附 則（平成 30 年 9 月 28 日条例第 65 号）

この条例は、平成 30 年 12 月 1 日から施行する。

## 大阪市社会福祉審議会条例施行規則

平成 25 年 9 月 30 日規則第 175 号

### (趣旨)

第 1 条 この規則は、大阪市社会福祉審議会条例（平成 12 年大阪市条例第 19 号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

### (専門分科会)

第 2 条 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）第 11 条第 1 項の規定により置かれる専門分科会のほか、同条第 2 項の規定に基づき、大阪市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）に、次の各号に掲げる専門分科会を置き、当該各号に定める事項を分掌させる。

- (1) 高齢者福祉専門分科会 高齢者福祉に関する事項
  - (2) 地域福祉専門分科会 地域福祉に関する事項
  - (3) 社会福祉施設・法人選考専門分科会 社会福祉施設の設置等及び社会福祉法人の設立等に係る審査に関する事項
- 2 専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）は、委員長が指名する委員及び法第 9 条第 1 項の臨時委員（以下「臨時委員」という。）で組織する。
- 3 専門分科会に専門分科会長を置き、当該専門分科会に属する委員及び臨時委員（民生委員審査専門分科会にあっては、委員）の互選によりこれを定める。

### (専門分科会の会議)

第 3 条 専門分科会の会議は、専門分科会長が招集する。

- 2 専門分科会は、当該専門分科会に属する委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 専門分科会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、専門分科会長の決するところによる。
- 4 臨時委員は、当該特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、前 2 項の規定の適用については、委員とみなす。

### (審査部会)

第 4 条 社会福祉法施行令（昭和 33 年政令第 185 号）第 3 条第 1 項の規定により置かれる審査部会に審査部会長を置き、当該審査部会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。

- 2 審査部会の会議は、審査部会長が招集する。
- 3 審査部会は、当該審査部会に属する委員及び臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 審査部会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、審査部会長の決するところによる。

(専門分科会の部会)

第5条 審議会は、必要に応じて専門分科会に部会を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する委員及び臨時委員（民生委員審査専門分科会の部会にあっては、委員）で組織する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員及び臨時委員（民生委員審査専門分科会の部会にあっては、委員）の互選によりこれを定める。

4 部会の会議は、部会長が招集する。

5 部会は、当該部会に属する委員及び臨時委員（民生委員審査専門分科会の部会にあっては、委員）の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

6 部会の議事は、出席した委員及び臨時委員（民生委員審査専門分科会の部会にあっては、委員）の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、福祉局において処理する。

(委任)

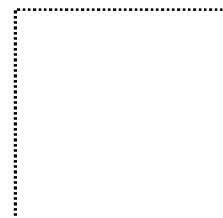
第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年11月30日規則第119号)

この規則は、平成30年12月1日から施行する。



## 大阪市社会福祉審議会運営要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、大阪市社会福祉審議会条例施行規則（平成25年大阪市規則第175号。以下「市規則」という。）第8条の規定に基づき、大阪市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (専門分科会)

第2条 専門分科会長に事故があるときは、あらかじめ専門分科会長が指名する委員がその職務を代理する。

2 審議会は、専門分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

### (審査部会)

第3条 社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号。以下「政令」という。）第3条第1項の規定により審議会に置く審査部会の名称及び所掌事項は、別表第1のとおりとする。

2 審査部会は、政令に定める事項のほか、次の各号に掲げる事項について意見を聴く。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第2項に規定する医師の指定にあたっての意見
- (2) 身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第3項に規定する医師の指定の取消しにあたっての意見
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関の指定及び同法第68条に規定する指定自立支援医療機関の指定の取消し

### (専門分科会の部会)

第4条 審議会は、市規則第5条第1項の規定により、高齢者福祉専門分科会に別表第2に掲げる部会を、地域福祉専門分科会に別表第3に掲げる部会を置くものとする。

2 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。

3 審議会は、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

### (ウェブ会議の方法による会議の開催等)

第5条 委員長が必要と認めるときは、審議会の会議をウェブ会議の方法（インターネットを通じて、委員の間で相互に映像及び音声の送受信、資料の共有等を行う方法をいう。以下同じ。）により開催するものとする。

2 前項に定めるもののほか、審議会の委員は、委員長の承認を得て、ウェブ会議の方法で審議会の会議に参加することができる。この場合において、当該委員は、ウェブ会議の方法による会議への参加をもって審議会の会議に出席したものとみなすものとする。

### (書面による審議・議決等)

第6条 委員長は、緊急に審議・議決等を行う必要があり、審議会の会議を招集することが困難であると認めるときは、書面による審議・議決等の実施について、審議会に属する委員の意見を聴取し、その総意をもってこれを行うことができ、次項の定めにより、審議会の審議・議決等に代えることができる。

2 前項に定める書面による審議・議決等の議事は、書面提出のあった審議会に属する委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。ただし、議事を決するためには委員の過半数の書面提出がなければならない。

(準用)

第7条 前2条の規定は、専門分科会について準用する。この場合において、前2条中「委員長」とあるのは「専門分科会長」と、「審議会」とあるのは「専門分科会」と読み替えるものとする。

2 前2条の規定は、審査部会について準用する。この場合において、前2条中「委員長」とあるのは「審査部会長」と、「審議会」とあるのは「審査部会」と読み替えるものとする。

3 前2条の規定は、部会について準用する。この場合において、前2条中「委員長」とあるのは「部会長」と、「審議会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

(細目)

第8条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年9月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年1月4日から施行する。

附 則

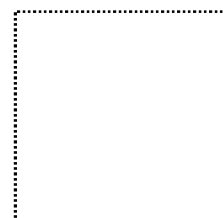
この要綱は、平成30年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月14日から施行する。



別表第1（第3条第1項（身体障害者福祉専門分科会）関係）

| 名 称     | 所掌事項                             |
|---------|----------------------------------|
| 第1審査部会  | 肢体不自由に関する事項                      |
| 第2審査部会  | 視覚障がいに関する事項                      |
| 第3審査部会  | 聴覚機能・音声言語機能・平衡機能・そしゃく機能障がいに関する事項 |
| 第4審査部会  | 内部障がい（心臓）に関する事項                  |
| 第5審査部会  | 内部障がい（じん臓）に関する事項                 |
| 第6審査部会  | 内部障がい（呼吸器）に関する事項                 |
| 第7審査部会  | 内部障がい（ぼうこう・直腸）に関する事項             |
| 第8審査部会  | 内部障がい（小腸）に関する事項                  |
| 第9審査部会  | 内部障がい（免疫）に関する事項                  |
| 第10審査部会 | 内部障がい（肝臓）に関する事項                  |

別表第2（第4条第1項（高齢者福祉専門分科会）関係）

| 名 称     | 所掌事項                                                          |
|---------|---------------------------------------------------------------|
| 保健福祉部会  | 大阪市高齢者保健福祉計画に関する事項及びその他高齢者施策（介護保険事業及び認知症施策に係るものを除く。）の推進に関する事項 |
| 介護保険部会  | 大阪市介護保険事業計画に関する事項及び介護保険事業の円滑な実施に関する事項                         |
| 認知症施策部会 | 認知症施策の推進及び円滑な事業の実施に関する事項                                      |

別表第3（第4条第1項（地域福祉専門分科会）関係）

| 名 称             | 所掌事項               |
|-----------------|--------------------|
| 地域福祉基本計画策定・推進部会 | 大阪市地域福祉基本計画等に関する事項 |



# 大阪市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会 委員名簿

(五十音順 敬称略 令和3年3月1日現在)

| 氏名      | 役職等                   |
|---------|-----------------------|
| 上野谷 加代子 | 同志社大学名誉教授             |
| 大前 藍子   | 特定非営利活動法人大阪NPOセンター    |
| 倉光 慎二   | 大阪市社会事業施設協議会会長        |
| 佐田 康典   | 大阪司法書士会副会長            |
| 手嶋 勇一   | 一般財団法人大阪市身体障害者団体協議会会長 |
| 徳谷 章子   | 特定非営利活動法人ハートフレンド代表理事  |
| 永岡 正己   | 社会福祉法人大阪市社会福祉協議会副会長   |
| 中山 久司   | 公募委員                  |
| 野口 一郎   | 一般社団法人大阪市老人クラブ連合会理事長  |
| 花岡 美也   | 大阪市会民生保健委員長           |
| ○ 藤井 博志 | 関西学院大学人間福祉学部社会福祉学科教授  |
| 前田 葉子   | 大阪市地域女性団体協議会会長        |
| ◎ 牧里 每治 | 関西学院大学名誉教授            |
| 宮川 松剛   | 一般社団法人大阪府医師会理事        |
| 宮川 晴美   | 大阪市地域振興会会長            |
| 三宅 亜希子  | 公募委員                  |
| 吉川 郁夫   | 大阪市民生委員児童委員協議会会長      |

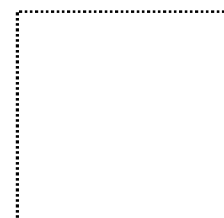
◎は分科会長、○は分科会長職務代理者

## 地域福祉基本計画策定・推進部会 委員名簿

(五十音順 敬称略 令和3年3月1日現在)

| 氏名      | 役職等                                         |
|---------|---------------------------------------------|
| 浅野 幸子   | 公益社団法人大阪介護福祉士会会長                            |
| ○ 笠原 幸子 | 四天王寺大学人文社会学部教授                              |
| 川上 明    | 南生野いちょう保育園園長（地域子育て支援拠点事業）                   |
| 佐藤 佳道   | くらしのサポートコーナー主任相談支援員<br>（大阪市港区生活困窮者自立相談支援機関） |
| 種継 敦    | 玉出地域包括支援センター管理者                             |
| 田村 満子   | 公益社団法人大阪社会福祉士会相談センタースーパーバイザー                |
| 所 めぐみ   | 関西大学人間健康学部教授                                |
| 鳥屋 利治   | 都島区障がい者基幹相談支援センター管理者                        |
| 野村 恭代   | 大阪市立大学大学院生活科学研究科准教授                         |
| ◎ 藤井 博志 | 関西学院大学人間福祉学部社会福祉学科教授                        |

◎は部会長、○は部会長職務代理者



## 大阪市地域福祉連絡会議設置要綱

### (設置)

第1条 地域福祉を推進する施策を総合的かつ円滑に推進するため、大阪市地域福祉連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

### (組織)

第2条 連絡会議は、委員長、副委員長及び委員で組織する。

2 委員長は、福祉局長をもって充てる。

3 副委員長は、福祉局生活福祉部長及びこども青少年局子育て支援部長をもって充てる。

4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

### (委員長等の職務)

第3条 委員長は、連絡会議の事務を統括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、福祉局生活福祉部長がその職務を代行する。

### (会議)

第4条 連絡会議は、委員長が招集する。

2 連絡会議は、委員長の事前の了解があった場合に限り、委員の代理出席を認める。

3 委員長が必要と認めるときは、会議に副委員長及び委員以外の者の出席を求めることができる。

### (作業チーム)

第5条 委員長は、連絡会議の事務を分掌させるため必要と認めるときは、連絡会議に作業チームを置くことができる。

### (庶務)

第6条 連絡会議の庶務は、福祉局生活福祉部地域福祉課において処理する。

### (施行の細目)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

### 附則

この要綱は、平成29年1月30日から施行する。

### 附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

### 附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

### 附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

## 地域福祉連絡会議 委員

|                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|---------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>連絡会議 委員<br/>(関係課長)</p> | <p>区役所保健福祉課長又は福祉の業務を主管する区役所の担当課長<br/>(福祉担当課長会幹事 5 名)<br/>区役所保健福祉課長又は保健の業務を主管する区役所の担当課長<br/>(保健業務主管課長会幹事 1 名)<br/>区役所保健福祉課長又は生活保護の業務を主管する区役所の担当課長<br/>(生活支援担当課長会幹事 1 名)<br/>人事室人事課長<br/>人事室職員人材開発センター企画・研修担当課長<br/>危機管理室危機管理課長<br/>市民局区政支援室企画連携担当課長<br/>市民局区政支援室地域支援担当課長<br/>福祉局総務部総務課長<br/>福祉局総務部経理・企画課長<br/>福祉局生活福祉部地域福祉課長<br/>福祉局生活福祉部連絡調整担当課長<br/>福祉局生活福祉部福祉活動支援担当課長<br/>福祉局福祉業務支援調整担当課長<br/>福祉局生活福祉部相談支援担当課長<br/>福祉局生活福祉部生活困窮者支援担当課長<br/>福祉局生活福祉部保護課長<br/>福祉局障がい者施策部障がい福祉課長<br/>福祉局高齢者施策部高齢福祉課長<br/>福祉局高齢者施策部介護保険課長<br/>健康局健康推進部健康施策課長<br/>健康局健康推進部在宅医療担当課長<br/>健康局健康推進部健康づくり課長<br/>健康局健康推進部こころの健康センター精神保健医療担当課長<br/>健康局保健所管理課長<br/>こども青少年局企画部経理・企画課長<br/>こども青少年局企画部こどもの貧困対策推進担当課長<br/>こども青少年局企画部青少年課長<br/>こども青少年局子育て支援部管理課長<br/>こども青少年局子育て支援部こども家庭課長<br/>こども青少年局こども相談センター相談支援担当課長<br/>環境局事業部事業管理課長<br/>都市整備局企画部住宅政策課長<br/>消防局予防部予防課長<br/>教育委員会事務局総務部教育政策課長<br/>教育委員会事務局指導部教育活動支援担当課長<br/>教育委員会事務局指導部首席指導主事</p> |
|---------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## 「大阪市地域福祉基本計画（令和３年度～令和５年度）」策定の経過

## 【令和元年度】

|               |                                        |                                                                       |
|---------------|----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 令和元年<br>6月17日 | 大阪市社会福祉審議会地域福祉専門分科会<br>地域福祉基本計画策定・推進部会 | ・地域福祉に関する実態調査にかかる質問項目の検討<br>・計画（平成30年度～令和2年度）にかかる取り組みの進捗報告等           |
| 7月9日          | 大阪市社会福祉審議会地域福祉専門分科会                    |                                                                       |
| 9月<br>～10月    | ・地域福祉に関する実態調査の実施                       |                                                                       |
| 令和2年<br>2月13日 | 大阪市社会福祉審議会地域福祉専門分科会<br>地域福祉基本計画策定・推進部会 | ・地域福祉に関する実態調査結果の報告<br>・次期計画の方向性の検討<br>・計画（平成30年度～令和2年度）にかかる取り組みの進捗報告等 |
| 3月23日<br>※    | 大阪市社会福祉審議会地域福祉専門分科会                    |                                                                       |
| 3月31日<br>※    | 大阪市社会福祉審議会総会                           |                                                                       |

※ 新型コロナウイルスの感染拡大のため開催中止（資料提供のみ）

## 【令和２年度】

|                              |                                        |                                                                                                                          |
|------------------------------|----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和２年<br>6月22日                | 大阪市地域福祉連絡会議（庁内会議）                      | ・次期計画の方向性の確認                                                                                                             |
| 8月3日                         | 大阪市社会福祉審議会地域福祉専門分科会<br>地域福祉基本計画策定・推進部会 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・次期計画（素案）の審議（部会案とりまとめ）</li> <li>・計画（平成３０年度～令和２年度）にかかる取り組みの進捗報告 等</li> </ul>       |
| 9月14日                        |                                        |                                                                                                                          |
| 10月19日                       | 大阪市社会福祉審議会地域福祉専門分科会                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・部会でとりまとめた次期計画（素案）の審議及びとりまとめ</li> <li>・計画（平成３０年度～令和２年度）にかかる取り組みの進捗報告 等</li> </ul> |
| 11月24日                       | 大阪市地域福祉連絡会議（庁内会議）                      | ・次期計画（素案）の報告                                                                                                             |
| 12月25日<br>？<br>令和３年<br>1月25日 | ・パブリック・コメント手続きの実施                      |                                                                                                                          |
| 2月18日                        | 大阪市社会福祉審議会地域福祉専門分科会                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリック・コメント結果報告</li> <li>・次期計画（案）の審議</li> </ul>                                   |
| 3月29日                        | 大阪市社会福祉審議会総会                           | ・次期計画（案）の報告                                                                                                              |

## 「大阪市地域福祉基本計画（令和３年度～令和５年度）（素案）」に対する パブリック・コメント手続きの実施結果について

### 1 募集期間

令和２年１２月２５日～令和３年１月２５日

### 2 募集方法

はがき、電子メール、ファクシミリ、窓口持込

### 3 素案の公表方法

- （１）福祉局地域福祉課、各区保健福祉センターなどで素案及び概要版を配布
- （２）福祉局ホームページで公表

### 4 意見提出件数

- （１）提出件数      15 件
- （２）意見件数      34 件

#### ・年齢（件）

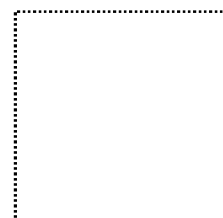
| 30 歳代 | 40 歳代 | 50 歳代 | 60～64 歳 | 65～74 歳 | 75 歳以上 | 不明 | 計  |
|-------|-------|-------|---------|---------|--------|----|----|
| 4     | 2     | 2     | 1       | 4       | 1      | 1  | 15 |

#### ・住所（件）

| 市内 | 市外 | 不明 | 計  |
|----|----|----|----|
| 14 | 0  | 1  | 15 |

#### ・提出方法（件）

| 電子メール | はがき | ファクシミリ | 計  |
|-------|-----|--------|----|
| 8     | 5   | 2      | 15 |



## 5 意見の分類

(件)

| 意見内容              | 意見件数     |
|-------------------|----------|
| <b>第1章 計画の考え方</b> | <b>5</b> |
| 1 計画策定の背景と趣旨      | 1        |
| 2 計画の位置づけ         | 1        |
| 3 計画期間            |          |
| 4 圏域の考え方          | 3        |
| 5 計画の推進・評価の体制     |          |

|                                    |           |
|------------------------------------|-----------|
| <b>第2章 地域福祉を取り巻く現状</b>             | <b>11</b> |
| 1 統計データ等から見る大阪市の現状                 | 4         |
| 2 地域福祉にかかる法・制度の動向                  | 5         |
| 3 各区の取り組み状況                        |           |
| 4 第1期計画「各区に共通する課題等への具体的な取り組み」の進捗状況 | 2         |

|                                         |          |
|-----------------------------------------|----------|
| <b>第3章 計画の基本理念と基本目標</b>                 | <b>2</b> |
| 1 基本理念                                  |          |
| 2 基本理念の考え方                              | 2        |
| 3 計画の基本目標                               |          |
| 4 計画の体系                                 |          |
| 5 計画の指標                                 |          |
| <b>基本目標1 気にかける・つながる・支え合う地域づくり</b>       | <b>5</b> |
| 1 住民主体の地域課題の解決力強化                       | 4        |
| 2 地域福祉活動への多様な主体の参画と協働の推進                |          |
| 3 災害時等における要援護者への支援                      | 1        |
| <b>基本目標2 だれでも、いつでも、なんでも言える相談支援体制づくり</b> | <b>2</b> |
| 1 相談支援体制の充実                             | 2        |
| 2 地域における見守り活動の充実                        |          |
| 3 権利擁護支援体制の強化                           |          |

|                                    |          |
|------------------------------------|----------|
| <b>第4章 各区に共通する課題等への具体的な取り組み</b>    | <b>6</b> |
| 1 相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制の整備 | 2        |
| 2 福祉人材の育成・確保                       | 4        |
| 3 権利擁護の取り組みの充実                     |          |

|          |   |
|----------|---|
| その他提言・要望 | 3 |
|----------|---|



大阪市地域福祉基本計画  
令和3年3月

---

大阪市福祉局 生活福祉部 地域福祉課

〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20  
電話：06-6208-7970 ファクシミリ：06-6202-0990  
ホームページ：<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000523989.html>

